

委員会議事録

1 水道局関係分

(1) その他（所管事務調査）

質 疑

○笹井委員

それでは、数項目、お尋ねします。あらかじめ要旨をお知らせしていますので、スムーズな回答をよろしくお願いいたします。

現在、水道は第4次拡張計画を計画して、それを進行中だと思えますけど、この第4次拡張計画の進捗状況についてお答えください。

○田中水道局次長兼工務課長

平成12年度から進めてまいりました第4次拡張事業計画でございますが、安全性の高い水道、安定的な水道、これを目標に事業を進めてきたわけでございます。

まず、主な取り組みといたしましては、未給水地域の解消事業、配水施設、浄水施設の更新事業であります。

未給水地域の解消につきましては、旧光市内各地の整備を行ってまいりました。合併後は大和地域の更新、拡張と事業を同時に展開してまいりました。配水、浄水の整備につきましては、清山配水池に新しいタンクを築造、浄水施設につきましては、電気設備、ポンプ設備の更新工事、さらには、紫外線処理設備の導入などを行ってまいりました。

これまで、さまざまな事業を重ねてまいりましたが、第4次拡張事業は本年度が最終年度であり、浄水場内の沈澱池の更新工事をもって全て終了となります。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。未給水地域の水道を通すのが第4次拡張計画の中の主な分野だったと思いますが、これでちょっと東荷地区は第4次拡張計画をさらに一部変更してエリアに入れて実施しておると、そういう認識でよろしいのか。そして、東荷地区の加入状況、当初どれだけ加入するというふうに予定されていて、現実、今、どのような状況になるのかお答えください。

○田中水道局次長兼工務課長

東荷地区は、急遽給水が求められたということ、地元の要求、市からの要望、水質の悪化、工業団地の水源の枯渇といったもろもろの問題が発生しまして、4社の軽微な変更の届出をしました。

また、現在79件の方が開栓をされております。自然流下で給水可能な件数は235件でございます。その約33.6%が加入率となっておりますが、里の厨等がありますので、かなり大量の水を使っているところがございます。

以上でございます。

○笹井委員

加入件数でいくと予定に対して33.6%ということでした。これは、4次拡張計画を軽微な変更するとき、当然この段階でどれだけ加入するかという見込みを立てると思いますが、その時の見込みの状況では何%で計画を立てられたんでしょうか。

○田中水道局次長兼工務課長

この軽微な変更というのは条件がございます。届け出前の光市の計画給水人口は5万200人でした。この軽微な変更は5万200人の100分の1ということで、502人以下というのが条件としてつけられておりますので、その条件のもとで軽微な届け出で認可を得たということでございます。

○笹井委員

私もずっと環境委員会にいたわけではないので節目節目しかちょっと聞いておりませんけれども、たしか当初、東荷地区をやるときは、何世帯あって、そのうちの幾ら入るであろうというような見込みがあったように記憶しております。また、アンケートをとった段階で、これだけ入るだろうという報告もあったと思います。東荷地区だけで、これだけ入る見込みで4拡の軽微な変更をしたという、そういう見込み数値あるいはアンケート上の目標数値というのはありましたでしょうか。

○田中水道局次長兼工務課長

約60%の方が加入していただけるだろうということでもございました。しかし、アンケートをとった当初は、給水を希望するというお宅がございましたが、いざ事業を進めてまいりますと、やはりお金がかかるというような問題も発生し、給水を希望しないといったところが出てきました。そういった地区におきましては、配水管の整備は行っておりません。

以上です。

○笹井委員

わかりました。当初、60%の見込みだったけど、実質的には今、33.6%になっておるというふうに理解いたしました。

東荷地区の第4次拡張計画は、当初は東荷の主要な集落のある部分、大部分を予定していたと認識してますが、今、途中でここまでやめますという、たしか方向もあったと思います。エリア的にちょっと私も全部把握できてないんですけど、予定にあったところで、どこをやめたという集落的な線、どのエリアまでやって今、ストップしてるんでしょうか。

○田中水道局次長兼工務課長

東荷地区の整備計画につきましては、アンケート調査をもとに整備可能な地域への工事を計画いたしました。当初、平成23年度から4年間で事業の計画を進めておりましたが、事業の見直しで、3年間で全ての工事を終えることができました。現在、配水管の布設状況については、観音寺タンクからの自然流下で給水が賄える範囲で線引きを行っておるといふことでございます。

以上です。

○笹井委員

ちょっと私の勉強不足かもしれませんが、当初の軽微な計画をしたときは、その段階で自然流下のエリアだけが計画に出されたのか、それとも、自然流下できない、まだもうちょっと高いところまで計画していたけど、今現在、自然流下のところでとめているということなんでしょうか。

○田中水道局次長兼工務課長

当初は、全域とは言いませんけど、ほぼ全域が入っての計画です。そうすることによって補助率が最高の補助金、10分の4をいただくことができ、それによりまして、市の負担と水道局の負担がかなり軽減ができたということでございます。

○笹井委員

結局、自然流下でできるところまでやった。ただ、それ以上にポンプとか圧送とかのところは、計画はして認可を受けたけどやってないということですが、結局やってないエリアは集落名で言うとどこになるのか。そして、そのエリアから水道は引いてくれると思っちゃったけど何で引かないのかとか、そういうふうな住民の意見というのがありますでしょうか。

○田中水道局次長兼工務課長

ポンプで圧送する地域の大方においても1件とか2件とかそういう、給水を希望される戸数が少ないわけでございます。そこに多大な費用をかけていくのはなかなか無理だなという判断をいたしたところでございます。一部で地名を言わさせていただきますと、横尾地区とか黒杭、石原、そういった地区でございます。ちょっと地区的にはその一部になりますんで、同じ黒杭でも給水されるところはあるわけで、石原地区においても給水されるところはあるわけです。

○笹井委員

わかりました。加入率が33.6%と、当初の見込みより低いですし、その段階で、自然流下のエリアだけで水道の布設をストップするというこの判断自体は、私はそれではよかったのではないかなと思います。

ただ、当初一回、拡張計画の軽微な変更をして、ここまでやりますよという計画を上げておきながら、この辺、自然流下の範囲内ですよということになりましたので、結局、

予定に入ってたけれども行かない地域からの反応があるのかどうか。私自身のところには、別に全く個人的に入っておりませんが、水道局には今言った、横尾、黒杭、石原で、結局、自然流下で行かないところの人から計画にあるんだったら引いてくれというような要望とか陳情とかいうのは入ってますでしょうか。

○田中水道局次長兼工務課長
一切ございません。

○笹井委員

わかりました。東荷地区は、先ほど3年で整備を終わらせたということでございます。ですから、東荷地区の軽微な変更について、今現在もうそういう新しい布設的な工事はもうやってないと、全部終わったという理解でよろしいのでしょうか。

また、布設工事を中止した後でも、今、管路を布設したエリアであれば水道をつなぐことは当然、家のほうからの申し出があればできると思いますが、中止した後に、今の自然流下エリアで水道に新規につながった件数というのはどれぐらいありますか。

○田中水道局次長兼工務課長

その後に加算された件数というのは、ここで数字をうそを言うわけにはいきませんので、ちょっとその辺は把握しておりませんが、自然流下で給水できる範囲、先ほど申しましたが、当初は要ると言われて、実際工事に入ったら要らないというお方が給水を求められても、なかなかこれは、今度は補助がききません。配水管整備するのは、それはちょっとお客さんの都合がいいところではないかなと、私はそういうふうに個人的な解釈をするわけですが、それはまた局の中で事業の進め方について協議を図ってまいりたいと、このように思います。

以上です。

○笹井委員

わかりました。

あと、手続論でちょっと教えてほしいんですけど、今回、東荷に関しては軽微な変更ということでエリアを広げました。第4次拡張計画については、今年度で事業終了の予定っていうのを聞きました。

では、今後、水道管を布設してもっと給水エリアを広げるためには、どのような計画、どのような手続が必要なのか教えてください。

○田中水道局次長兼工務課長

当初の厚生労働省の考え方というのは、国民皆水道ということがうたわれてきたわけです。しかし、今現在は、人口減少に伴い、未給水地域への水道管布設は推進しておりません。ですから、今もって給水区域を拡大するという考え方は毛頭ございません。

以上です。

○笹井委員

わかりました。全体の流れについて、私も久しぶりなんで、わからないことが多いですけども、自分の疑問はほとんど解消されました。ありがとうございます。

○大田委員

おはようございます。私もしばらく環境経済委員会のメンバーから離れておりましたので、水道事業についてよく理解するために何点か質問したいと思いますので、よろしくをお願いします。

熊毛地区に対しても送水が始まっているとっておりますので、その送水事業についての経過や概要をお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○宮崎業務課長

それでは、熊毛地区の送水事業の経緯といいますか、概要について御説明をさせていただきます。

周南市におきましては、当初、熊毛地区の水道整備事業におきましては、周南市が保有します水利権、中山川ダムの貯留権分割分を活用されまして、熊毛にございます筏場というところに浄水場を建設して、熊毛地区の水の供給を行うということで認可をとられたわけでございます。

私ども、そのような形でするんだらうというふうに思っただけでございますけれども、平成23年度に急遽周南市長から市川市長のほうに、光市からの水の供給をお願いできないだろうかという要望がございまして、市川市長はその要望を受けまして、光市内の市民の皆さんに迷惑がかからない状況の中において、双方メリットがある形で、この問題を検討してくれというふうに水道局に指示をいただいたところでございます。水道局といたしましても、その指示を受けまして周南市と協議を行いまして、県や国とも相談をしたわけでございますけれども、供給方法につきましては、第三者委託という方法で行おうと。施設整備につきましては、光市内の行政区域内におきましては、周南市から光市が受託をするという形で送水施設の整備事業を行ったところでございます。

工事内容につきましては、光市内の行政区域内に口径350ミリの送水管を約6.8km布設しております。それと、島田川と笠野川の推進工事を行っております。さらに、林浄水場内に送水ポンプ等の施設の構築を行ってきたところでございます。

事業総額は約12億円でございました。また、事業費以外に、その工事費に対する5%を事務費としていただいております。この部分は利益とすることができ、市民の皆さんへのサービスに還元できると考えております。

光市内の施設構築後には、行政財産の使用料や業務委託費等の協議を重ねてまいりました。その後、周南市では、熊毛地区内の配水整備、13の簡易水道を統合するというところでございましたので、その施設整備が終了し、今年度の7月から送水を開始しているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

理解できました。では現在、熊毛地区に送られている1日の水量をちょっと教えてほしいんですが。

○森下浄水課長

11月の1日平均送水量は、約1,700m³となっております。

○大田委員

思ったよりちょっと少ないと思うんですが、1,700m³の送水をされているということです。これは大体マックスと考えていいんでしょうか。または、今後それが増加する予定はあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○森下浄水課長

今年度末までに3団地、約1,000件の給水が予定されております。

○大田委員

増えるということですか。

○森下浄水課長

当然、3団地追加として、約1,000件の給水が増加しますので、送水量は増えると考えております。

○大田委員

もう少しあると思ってたんですが、熊毛の送水による事業の収益ちゅうのは、年間どのぐらいの収益を見込まれておられるんでしょうか。お教えできたらお願いします。

○宮崎業務課長

熊毛に関する収益につきましては、年間約4,800万円程度の収益を予定しております。以上です。

○大田委員

今、年間4,800万円ということではありますが、今年度の収益が最近になって行われ、その時点でわかっておられるだろうと思うんですが、お教え願いたいと思います。

○宮崎業務課長

28年度の熊毛地区に関する収益でございますけれども、28年度予算の予算参考資料にも記載をさせていただいております。約3,600万円の収益を予定しております。

以上でございます。

○大田委員

3,600万円ですね。その3,600万円の収益の全てが水道局の利益になるのか、また、年間4,800万円の収益が上がると言っておられました、それが水道局の利益になると考えてよいのか、お聞きしたいと思います。

○宮崎業務課長

今、申し上げましたのは収益でございますので、利益ということになりますと、かかる費用を差っ引かなければいけないと思います。この事業によって新たに発生した費用は動力費、電気代です、と薬品費になりますので、その費用を差し引いたものが利益につながるものと考えております。

以上です。

○大田委員

なかなかその4,800万円が全ての収益にならないと、今、ただいまの答弁ではいろいろな経費がかかるということで、ちょっといろいろ出費があるわけでありまして。それで大体わかりました。

次に、そしたら参りたいと思いますが、下松で工業用水の送水管の事故が起きました。工業用水についてお聞きしたいと思います。周南に工業用水を送水されるとお聞きしておりますが、その概要をお知らせください。

○宮崎業務課長

現在、周南地区への工業用水の送水の準備を行っております。概要ということでございますけれども、現在、市が保有しております中山川ダムの水利権分割部分、日量1万5,200m³でございますけれども、これを工業用水に用途変更いたします。もう既に用途変更は済んでおりますけれども、用途変更をいたしまして、これを利用して山口県の企業局へ工業用水の卸供給をするという事業を現在進めているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

その進捗状況やロードマップはどのようになっているのか。今後のスケジュールをお知らせ願いたいと思います。

○宮崎業務課長

まず、今申し上げましたとおり、工業用水用への用途変更と、水をとるという手続を行いました。これが平成の25年から取りかかったと思います。この手続につきましては、国や県、河川管理者が県になりますので協議を進めてきまして、やっと今年度の11月に用途変更と取水してもよろしいですよという許可をいただいたところでございます。

現行におきましては、平成31年度中の供給開始を目指して、企業局も私どももその準備を進めているところでございます。これも28年度の予算にお示しをさせていただいておりますけれども、水道局所有の下林取水場というところで水を取水いたしますが、これは、構築してから40年程度経過しておりますので、この施設の整備更新事業を3カ年の継続事業で、現在行っているところでございます。工事内容につきましては、電気室や取水井、沈砂池という建物の耐震化や補強工事、それと、電気施設、機械施設等も古くなっておりますので、この更新を行う予定でございます。事業費は約4億2,000万円程度だったと思います。

以上です。

○大田委員

ああ、工業用水も送水するのに随分かかるんですね。送水開始するまでに、いろんな問題はまだ出てくると思うんですが、そのほかにどのようなことを整備されているのか、わかったら教えてください。

○宮崎業務課長

現在は、施設整備に企業局も私どもも取り組んでいるわけでございますけれども、この事業の主体は市になります。というのも、市のほうが保有しております水利権を活用するということになりますので、今後の取り組みにつきましては、供給単価の決定ということがあろうかと思えます。それと事業を行いますので、今、協議中でございますけれども、特別会計の立ち上げも必要だろうと。さらには、工業用水を送るということで、これは経済産業省の管轄となりますことから届け出ということも必要になるんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○大田委員

わかりました。根気よくそのことを解決していつてもらいたいと思えます。

また、次に、料金徴収についてお聞きしたいと思います。

まず、27年度の収納率と未収金額をわかたら教えてください。

○吉岡料金担当課長

ただいま御質問のありました27年度の収納率と未収金額についてでございますが、11月末現在で、収納率は99.96%でございます。未収金額については39万4,640円です。

以上です。

○大田委員

収納率も随分よくて、未収金額は余りないちゅうのがわかりました。

現在の料金の収納方法はどのようにされているのかをお伺いしたいと思います。また同時に、わかれば収納方法別の割合も、わかればお教え願いたいと思えます。

○吉岡料金担当課長

現在の料金の収納方法については、口座振替と、あと直納とって納付書により金融機関等で払っていただく方法の2通りあります。割合でございますが、27年度については、口座振替が88.1%、直納が11.9%でございます。

以上です。

○大田委員

いろいろな収納の方法があるというのがわかったんですが、次に、未収金の回収方法はどのようになさっておられるのか。また、99.96%の収納率ですが、さらに収納率の向上について、今後どのようにされるのか、お教え願いたいと思います。

○吉岡料金担当課長

まず、未収金の回収方法については、未納者への給水停止及び転居者への催促書を送付して早期に回収を図っていきたいと考えております。

収納率の向上については、口座振替推進、今現在、水道使用開始申し込み時に口座振替をしてくださいという書類と一緒に投函しております。今後については、支払い窓口で、やっぱり口座振替をしてくださいということを勧めていきたいと考えております。

それと、昼間の仕事等で支払いが困難な方がおられますので夜間窓口の実施を、今もやっておりますが、毎月1回、21時まで開催していきたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

しっかりとよろしく申し上げます。

次に、さきの福岡でもありましたように、道路陥没ちゅうのがありました。水道管かどうかわかりませんが、漏水による陥没で写真報道もされておりました。バスの後輪が陥没に埋まっておりましたが、たぶん水道管老朽による陥没だろうと私は思っ取るんです。老朽管はやむを得ないと思いますが、現在の水道施設の老朽管について状況をお聞かせいただけたらと思います。

○田中水道局次長兼工務課長

現在、光市の管路状況は、総延長で約300kmあります。その中で、法定耐用年数が過ぎている管が約108km。よって、36%が法定耐用年数を過ぎているという状況でございます。

以上です。

○大田委員

36%もあると、もあると私は思いますが、水道管老朽の陥没の対策はどのようにされるつもりかお聞かせください。

○田中水道局次長兼工務課長

陥没状況は、水道管の破損により大量に漏水するというようなことがあれば、陥没はすぐわかるわけなんですけど、漏水状況が少量の場合は、なかなか陥没もいたしませんので発見しにくいというのが現状でございます。また、発見しにくいと言いましても、漏水が多い場合は、浄水場の計器で配水量の異常の確認ができますので、逐次職員のほうで漏水調査を行います。また、交通量が多いときには夜間に漏水調査を行います。1年365日、すぐ出動ができるような状況を水道局は備えております。

以上でございます。

○大田委員

よろしく申し上げます。漏水を早く見つけ出す対策をしないといけないとは思っているんですが、漏水の場所を早期発見するにはどのようになさっているのかお知らせ願います。

○田中水道局次長兼工務課長

現在、全国でも老朽管の更新はなかなか進んでないような状況です。しかし、光市は山口県内の中では老朽管の更新率は高い水準にあります。しかし、漏水による陥没を防ぐための取り組みと言われましても、なかなか表面に出てこないものなので、少量の場合は特にわかりづらいわけなんです。ですから、この問題を解決するためには、やはり老朽管を更新するということが一番重要ではないかと考えます。また、重要度、優先度、そういうふうなものも踏まえながら事業計画を立てているわけでございます。

以上です。

○大田委員

わかりました。いろいろお聞きするのに、深夜に何か測定できるような機械があるとお聞きしたんですが、水道局はそのようなことはされておられないんですか。

○田中水道局次長兼工務課長

当然、水道局ですから漏水調査の探知機等は全て備えております。

以上です。

○大田委員

いや、それはいつでもやっているのか、それとも深夜にやっておられるんですか。

○田中水道局次長兼工務課長

漏水というのは、大量漏水から少量漏水まであります。ですから、おかしいなと思ったときに漏水調査をするわけでありまして、職員も通常の業務がございますので、少ない職員数の現状では常に漏水調査を行っているというような状況はありません。発見が

難しいところは委託業務をして漏水調査をするというようなことも過去、数度と行ってきた状況でございます。

○大田委員

早期発見して漏水のないようにお願いしたいと思います。私は大変な作業をされているように思っております。安全を徹底してもらいたいと思います。

また、水道管について、老朽化に伴う耐震化について、今現在なされておられると思うんですが、その状況をお聞かせ願いたいと思います。

○田中水道局次長兼工務課長

現在の耐震管率は34.8%でございます。年5kmの更新工事計画を立てて、現在進めているわけですが、この管種におきましては、全てが耐震管でございます。

以上です。

○大田委員

今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

また、施設更新の考えもあると思うんですが、施設の更新の考え方もお聞かせください。

○田中水道局次長兼工務課長

先ほどお答えしましたように、管路の経年化率が36%ということでございます。今後、限られた予算の中でどのように更新していくかということが考えられるわけですが、現在、各地で大規模な災害等が起こっております。この災害に対する軽減がはかれる管網整備を行っていくということがこれからのポイントだと思っております。まず、未来世代に負の遺産を残さないということが必要ではないかと思っております。

先人が築き上げた光市の水道施設を安閑として享受するのではなく、職員全員が英知を結集して取り組むということで、現在アセットマネジメントの実践、そして、水安全計画、そして、災害等対応計画、これらの計画を柱とした水道事業ビジョンを作成しているところでございます。

以上です。

○大田委員

今後ともよろしくお願ひいたします。

また、水道事業の経営についてであります。現在、水道局としては健全な経営をされていると私は思っております。経営状況はどのような現状であるかというのをお聞きしたいと思います。

○宮崎業務課長

水道局の経営状況でございますけれども、直近で言いますと、27年度決算を見ていた

だいたらよくわかると思うんですが、27年度決算の財務諸表には、経営状況、財政状況についてお示しをしておるところでございます。

御説明いたしますと、27年度の純利益につきましては、約1億2,000万円の純利益を計上しております。企業債、借入金の未償還残高も約1億3,000万円程度減少させております。また、キャッシュフロー、現金につきましても、前年対比で約2億2,000万円ほど増加しております。経営等を示す指標等を見ましても、経常収支比率や自己資本構成比率等も上昇傾向にございますので、短期的に見れば、そんなに悪い状況ではないというふうに私は見ております。

以上でございます。

○大田委員

健全な経営をされていると思いますが、今後ともいろいろな出費、先ほどもありました老朽管やら老朽施設の更新などをされ、出費もかさんでおると私は思っておるんです。その状況を知らせてほしいと思うんです。また、収益増加がいろいろ言われておりますが、現在の取り組みもお知らせいただきたいと思うんです。

よろしく願います。

○宮崎業務課長

費用というのは、給水サービスを行うための費用ということになりますので、費用を削減するというのは、給水サービス低下につながるものでございます。ですから、単に減らせばいいという考えではなく、月並みではございますけれども、予算執行時には、その必要性、予算額につきましては、その適正性、また、削減できないのか、さらに、限られた費用の中で最大限の効果が得られるのかというところを再度チェックをしているところでございます。

もう一点は、収益増加ということでございましたけれども、なかなか本業であります給水収益の増加ということは、人口減少等もございまして、企業等の水需要というものが大きく関係してまいりますので、具体的な取り組みで増加は難しいというふうには考えておりますが、23年度に料金を改定したときの経営懇話会の中で、給水収益以外の収益の増加について検討したらどうかという御意見もいただきました。先ほど説明させていただきましたとおり、熊毛送水による収益、また、今、準備を進めております工業用水事業に対する収益が望めるということですが、それでも厳しい状況にあると思っておりますけれども、そういった附帯的な事業でも収益を上げながら、光市の水の需要者にサービスの低下を招かないように行っていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○大田委員

いろいろ取り組みをされて、今後とも高収益、健全経営をされるようにしてもらいたいと思います。ぜひ頑張って進めていってほしいと思います。

また、これからの状況でございますが、光市及び全国の人口減少ちゅうのが今、特に

言われております。人口減少による水道事業の今後の影響と対応を今度とも考えていかなくてはならないと私は思っているんです。今後、水道局がどのような対応を考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○宮崎業務課長

今、委員が言われましたとおり、全国の水道事業は人口減少に伴う給水収益の減少と、さらには施設の更新期を迎えるということで、安定・安全をいかに守っていくかというのが最大の課題でございます。当然私どもの水道事業におきましても同じ悩みを持っております。人口が減少いたしますと水需要も減少してまいります。そのため水需要に見合った適正な施設にしていけないといけないだろうと思っております。ということになりますと、ダウンサイジングということも考えていかなければいけないんですけれども、私どもの水道局の特徴でもございます、一水源一浄水場という問題と、配水池を清山配水池に集中させているというようなことを考えますと、なかなか皆さんがお使いの中で施設を小さくしていくというのは難しいなというふうにも考えております。当然、水需要が減りますと給水収益が減少してまいります。給水収益は、安全な水を安定的に供給する施設の更新の重要な財源となるわけでございます。財源が不足してくると、先ほども言いましたとおり安全と安定というものをどのように確保していくのかということが課題になってくるというふうにも考えております。

また、この対応につきましては、先ほど次長が申し上げましたとおり、現在、水道事業ビジョンというものを策定中でございます。当然中身については、人口減少問題を大きな課題としておりますが、まだ、取組みの方向性を示す段階ではございませんので、いましばらく待っていただき、その中でしっかり示していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○大田委員

これからもいろいろ水道事業の健全経営、また、安全・安定の水供給について、いろいろ頑張ってもらいたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○岸本委員

新人委員の岸本です。新人委員ですから、わからないことは今、聞いておかなければ質問できなくなるということで質問させていただきます。

下水道料金について御質問いたします。私、いろいろ……。

○委員長

所管外です。

○岸本委員

水道だけ。下水は関係ない。

○委員長

違います。環境部です。

○岸本委員

済みません、新人ですから。間違えました。

○土橋委員

一般質問でもやってるんですけど、塩田地区の水問題であります。地元の人から連絡がありまして、これ説明を求められたんじゃないけれども、もう一つ、こっちのほうの説明がうまく言えなかったっていうのもあって、大変申しわけないんですが、もう一遍、やり方として4つか5つあるというような形のものがありません。まことに申しわけないんですが、ちょっと丁寧に説明を願えたらというふうに思います。

○福島水道局長

塩田地区の水問題でございますが、その前に、先ほどの説明にもありましたが、日本の水道というのは、昭和30年代、国民皆水道という形で国が旗振りをして普及率を伸ばしてきたわけでございます。そのおかげで、現在は全国で97.8%の普及率でございます。まだ、そうはいいまして2.2%、水道の恩恵にこうむってない、約280万余の人がいるわけですが、その人たちについては、極めて布設条件の悪い地域の人たちでございます。

その中に塩田地区も入るのだらうと思いますが、そのような中で、今年の3月、土橋委員より当該地区の水問題の質問をいただきました。その後の取り組みですが、水道局としてはアンケート、いろいろな調査をしたわけでございます。まず一つ目の方法として、大和配水池から自然流下で行けるところを給水エリアにするという考え方でございます。しかしこれは、対象戸数が非常に限られており、アンケートをした中でも、水道に困っておられる方はある程度集中しているんですが、なかなか全体が引いてくれないため、費用対効果の問題があります。

次に、塩田地区全域を給水エリアにする検討をいたしました。これは、圧送ポンプを約11カ所ぐらいつけなければならないということになり、多大な費用がかかります。東荷の例によりますと、1件、2件の方に対して圧送ポンプをつけるというのは非効率であると考え、給水エリアを見直した経緯があります。現在、塩田地区は一部給水エリアに入っておりますが、エリアを拡大することになりますと、認可が必要になってきます。しかし、軽微な変更の認可でできるのかと言いますと、給水人口5万人以上の国の認可基準は、到底、今の光市の人口ではクリアできません、となりますと、これは県認可に変更になります。県認可に変更になればどうなるかと言いますと、若干、繁雑な作業が生じてきます。軽微な変更の場合には、一部うちの職員で対応しておったわけですが、このケースであれば、コンサルのほうに委託しなければ、到底職員ではできないと考えられますので、その費用が別途発生するというふうに考えております。そうなりますと、水道布設という方向では、なかなか厳しい内容でございます。国の考え方も、

給水エリア内であっても非効率な管は切って、水は運搬したほうが安いでしょうという意見も出ている状況でありますので、なかなか上水道の布設は厳しいのかなと思います。

三つ目は、専用水道の設置を検討いたしました。この専用水道というのは限られた地区に必要量だけ水を送るものです。要するに施設も非常にコンパクトになります。施設構築自体は安上がりな方法ですが、ただ、専用水道の場合は、事業主体が地域住民ということになりますので、その建設費の負担が発生します。また、維持管理も地元住民となります。ただ、専用水道であっても上水道を持つていくことは可能です。その条件としては、口径25mm以上の管を1.5km以上、または、受水槽を100トン以上、どちらかをクリアしておけば大丈夫なわけです。しかし、問題点も多々あるということでございます。

次に、飲料水供給施設の設置という方法があります。これは100人以下という形で限定されておりますが、塩田地区の何カ所かを分割し、場所ごとに水源を確保するものです。これは事業主体は光市でございます。そういう中でも、常に問題となるのは、効率性でございます。例えば、塩田地区の住民の方が全員、水道を引くということになれば、この問題は発生しませんが、そういう状況には至っておりません。うちはいいい水が出ると言われていた方がおられますが、その隣の方は出ませんという場所が点在しているわけでございます。実態は、メンテを個人でやっているにもかかわらず、本当に困っているのか、やらなくて困っているのかという問題もございまして。そういうことを含めて地域住民との話し合いや、または実体調査等を来年度検討していきたいなというふうに私は思っております。

以上でございます。

○土橋委員

専用水道の事業主体が地元だというのはどういうことなんですか。

○福島水道局長

専用水道というのは、学校とか寄宿舎とか、この辺で言えばサービスエリアとか道の駅など、給水エリアから離れた水道が専用水道でやられているんだろと思いますが、ただ、これを強引に塩田地区に当てはめていけば、水に困っている方を集めて専用水道という形にはできるというふうに解釈いたしております。

以上です。

○土橋委員

いや、ただ、問題なのは、具体的なものがない中での話じゃけども、金は地元負担だということですか。

○福島水道局長

基本的には地元負担だろと思いますが、いろんな他の都市の事例を調べてみますと、

一部行政が負担しているところもございます。

以上です。

○土橋委員

別に先ほどの話と引っかけのわけじゃないんだけど、未給水区域の解消というのを一方では掲げて、一方では給水区域外だけでも何とか考えてくれないかというような問題が今、現実には起こっているわけです。そうすると、あの地域のところで地域住民と話をするっていうことになっておりますから、それはそれで期待をしているんですけども、地元の負担金が極めて少ないのはどの分でしょうか。

○福島水道局長

地元の負担金が一番少ないのは、行政の負担がなければ上水道だろうと思います。

○土橋委員

一つ、今、言われた上水道というのが一番お互いのためによろしいんじゃないかと思えますので、地域住民と話をされる場合に、ぜひそのことを期待して質問を終わります。

2 病院局関係分

(1) その他（所管事務調査）

質 疑

○笹井委員

では、1項目ですけどもお尋ねをしたいと思います。

病院にあります障害者用駐車場の数について、ちょっと教えてください。

○田村光総合病院業務課長兼防災対策室副室長兼新光総合病院建設副室長

光総合病院ですが、障害者等専用駐車場のスペースを確保しております。

○小田大和総合病院業務課長兼健診科長兼医療情報管理室長

大和総合病院では、5台の駐車場を確保しております。

○笹井委員

わかりました。その障害者用駐車場には、当然、障害者とか不自由な方が停められるのが基本なんですけど、いろんな病院以外の役所とか、公共施設、民間施設を見ますと、障害のないと見られる方、あるいは障害マークのついてない車が障害者用に停めるのを多々見ることがあります。

病院については、障害者用駐車場にそういう健常者の方が車を停められることはありますでしょうか。そういったことを把握されてますでしょうか。

また、さらに、もし、そういうのを見つけられた、どのような指導をされるのでしょうか。

○田村光総合病院業務課長兼防災対策室副室長兼新光総合病院建設副室長

光総合病院ですが、障害者等専用駐車場の利用者証のない方が利用されているかということにつきまして、職員とか警備員とか配置しておりませんので、把握できてない状況でございます。

ただ、利用者証のついてない方が停めておられるという申し出がある場合がございますので、その場合は、院内放送をかけ、呼び出しをしまして、その利用されている方に正しい利用をお願いするようにしております。

○小田大和総合病院業務課長兼健診科長兼医療情報管理室長

大和総合病院につきましても、警備員等が玄関前におけるわけではございませんので、把握のほうはしておりません。しかしながら、違反と言いますか、そういう方が障害者用の駐車場に停められているというのは聞いております。その場合は、光総合病院と同じような形で注意のほうを促しているところでございます。

以上です。

○笹井委員

わかりました。

最近の民間施設においては、カメラをつけるとか、あるいはカメラにスピーカーがついちゃって、停めたらすぐ声が出るようになってるといような施設もあります。これはお金もかかるし、手間もかかるからそこまでやるべきかなとは思ってませんが、病院というのは、大なり小なり体の調子が悪い方が行かれるんで、健常な方であってもそういうところに停めたくなくなるという気持ちがわからないでもないです。

ただ、私も実際に障害者の方、車で障害者マークをつけておられる方から、障害者用駐車場に停められた試しがないと言われたんです。見ただけでわかんないときもありますけれども、障害者用のマークのついてない車が平気で停まっておるといことが、やっぱりあるんだというふうに、ちょっと聞いております。それで特に光のほうにお尋ねしたんですけど、やっぱり3台しかないといことでございます。

光の場合は、横とか裏とかまで含めると、台数的には相当あるわけですが、やっぱり一番日常的に苦労されている障害者の方の駐車場が3台しかないというのは、これはちょっと私は少ないと思うのですが、どうでしょうか。これをもうちょっと増やすことはできないのでしょうか。

○田村光総合病院業務課長兼防災対策室副室長兼新光総合病院建設副室長

障害者用の駐車場を含め、障害者以外の方の駐車場と言いますか、一般の駐車場も十分とは言えない状況にあるのではないかと現在思っております。

今後、増やせるような機会がありましたら、障害者用の駐車場も検討してまいりたいと思っておりますが、現状ではなかなか難しいと考えております。

○笹井委員

光総合病院については、もう31年に移転の計画もあります。それはその中でバリアフリーなどは、当然、配慮した計画になっておるかとは思いますが、ただ、そうは言ってもまだ2、3年あるわけでございます。

実際に障害者の方から停められた試しがないという声もありましたんで、ぜひ、ひとつ御検討のほうをお願いしたいと思います。

終わります。

○岸本委員

新人議員の岸本です。よろしく申し上げます。

先般の5日の一般質問で、田村部長に入院患者数が減少し、外来の患者数も減少しているにもかかわらず、21年度ごろから黒字に転換していった理由は何ですかという御質問いたしましたら、診療報酬がそれぞれ七十何%上がってきてるから黒字になりましたという答弁をいただきましたんですけど、診療報酬には、ちょっと幅があるんじゃないですか。それで、高い料金設定をされているから、黒字になってというのは、ちょっと、御無礼ですけど、高い料金設定で一般患者さんからいただいているのではないかと、私

は思うのですが、そういうことは決してございませんでしょうか。御質問します。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長兼管理部新光総合病院建設室長

すみません。光総合病院田村です。

金額設定の件は、病院ごとに決めるものではなくて、全国一律です。その中でどういう治療ができるか、そういう施設基準に基づいて計算をしますので、病院ごとに高い、安いということはございません。

○岸本委員

それで、今、企画の方がいらっしゃらないから、この質問はちょっと難しいかと思いますが、一般会計からの繰出金を収益がプラスマイナスゼロぐらいになる金額で、繰り出したらいいのではないかと思いますんですけど、この点については、いかがでしょうか。

○西村病院局経営企画課長兼新光総合病院建設副室長

一般会計からの病院に対する繰出金でございますけれども、これにつきましては、総務省のほうから繰出基準というのが設けられております。これに基づいて、一般会計と病院局が繰出基準について、光、大和それぞれの病院の状況に基づいて、協議をしてその負担を決めておるわけでございます。決して、赤字補填分をいただいているというのではなく、基準に基づいて正当な金額をいただいているというふうに理解しております。よろしく申し上げます。

○岸本委員

それともう1点、牛島の僻地医療についてですけど、医師の派遣はありますが、看護師さんの派遣が今現在ないと思いますのですけど、それはどうしてでございますでしょうか。

○委員長

牛島は所管外ですかね。福祉です。

○岸本委員

すみませんでした。

以上で終わり。

○大田委員

今回、この委員会に帰ってきて、いろいろなことを理解するためにお聞きしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

さきの一般質問でも、その前もいろいろ質問させていただきましたが、塾の誘致に関して即座に否定をされました。塾を誘致してくださいと、私が提案したのは、病院局が維

持管理、運営してくださいとは、私は言ったつもりはないんですが、誘致をしてくださいと言ったつもりなんです。

これは、私の一つの提案であります。市長部局においても、人口定住雇用なんかについては、工場などを誘致されとると思うんです。私が言いたいのは、医師を確保できればそれで問題がないであります、やはり、医師にも家庭があります。医師本人だけが了解されたのでは、御婦人や、また各家庭におられるお子様の教育などを考えられた上で、その現地を離れたくないというお話をお聞きしてるからであります。

そのことについて、どのようなお考えか、もう一度お伺いします。

○田村病院局管理部長

塾の誘致につきましては、大田議員のほうからいろいろと御質問いただいておりますけど、一応、病院局としましては、あくまでも病院の経営、運営、これが第一義的であろうと思っておりますので、なかなかその辺を誘致を病院局でしていくというのは、困難であろうと認識しております。

○大田委員

その病院の経営管理をされておると、経営するには、やっぱり医師が来なくてはいけないと思うのです。だから、私はそういうふうな、一つの提案をさせてもらったわけで、その前にも医学生に対して、奨学金したらどうかという提案もさせてもらいました。

そういうふうに、いろんな提案をして、医師がいかに光総合病院、大和総合病院に来るかということでございます。それは医師が来さえすれば、何らそのようなことしなくてもいいわけです。だから、来るための努力をされたらどうですかという提案をさせてもらったわけです。何も、先ほども言ったように、病院局が維持管理して運営せいとは私は言っておりません。

また、塾を誘致されることにおいて、いろいろな利点も私はあると考えておりますから、そういうふうなことを提案させてもらったんです。医師が来さえすればいいんですが、御家族も一緒に来られないと生活自体がなかなか成り立っていかないと思うのです。

以前、大和総合病院にも医師だけが来られたんです。大変ありがたいことです。だけど、せっかく来られたのに、1年もたたないうちに家族のもとに帰られたんです。それは、せっかく努力されたのに、私は無駄になると思うのです。1年間はよかったです、その辺のことを今後ともいろいろ考えなくてはならないと思うんです。

塾なんかやったときには、近隣の子どもたちも影響を及ぼすものと思うのです。だから、光市の子どもの育成にもつながると思うので、それは総合的に考えると、市がやるかもわかりませんが、病院局がやられてもいいんじゃないかと思うんです。もう1回お伺いいたします。

○田村病院局管理部長

塾の誘致は病院の事業ではないというふうに認識しておりますので、申しわけございませんけども。

○大田委員

だから、医師が来れればいいんですが、医師が来るためには、家族なんかも一緒に連れて来なくてはいけないと思うんです。先ほどの例も言ったように、家族の人が、「いや、あそこは塾がないから来られない」と、大和総合病院に医師が一人で来られたこともあるんです。でも1年で家族のもとに帰られたんです。家族も一緒に来られるような誘致をされたどうかという、一つの提案をしたんです。

病院局はもっとほかに何かよいアイデアを持ちよってんかもわかりません。いろいろ方策をしなくちゃいけないですよ。病院がどのようなアイデアを持ちよるか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○守田病院事業管理者

大田委員さんが塾のことを、一つの案としては非常にいい案と思うのですが、僕、光に来て随分なりますけど、外におったときからの周りの噂と言いますか、評判というのをありまして、大田委員さんもその塾に関しては、子どもの教育を考えておられるんだろうと思うんですけど、僕は柳井にもおりましたし、下松にもおったことあるんですけど。

光は、一般的な小学校、中学校も立派にいい学校がたくさんございますけど、附属小学校、附属中学校というのは非常にメリットがあるんです。子どもがおらんからよくわかりませんが、子どもを育てる。そういうものにおいて、非常に大きなメリットを占めておると思うんです。

だから、子どもの教育に関しては、光はある程度充実はしとるんじゃないかと思うんです。塾のことは置いておきまして、子どもの教育という面におきましては、だからあとはどういうふうに医者と呼ぶかというのは、教育も大事ですけど、そのほかのことも考えていかなければならないんじゃないかというふうに考えております。

○委員長

大田委員、塾に関しての質問をすると、所管のほうも答弁がずれてくるので、違う角度で質問をしていただくといいかなと思います。

○大田委員

私は、医師が来るために家族も一緒に来たら、医師も来やすいという意味で、一つの提案をしているだけです。何か違いますか。

○委員長

それはいいんですが、その塾という部分で聞くということではなくて、違う医師確保の方策について聞くというなら、所管も答えられると思うのですが。

○大田委員

だから、医師確保。それは、先生が来るのは当たり前のことです。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

今、いろいろ提案しましたが、3月に医師確保対策本部を設置されてから、依頼の件数はどのくらいあったんでしょうか。

○西村経営企画課長兼新光総合病院建設副室長

現時点ではございません。

以上です。

○大田委員

ない。医師対策本部は、今、田村管理部長1人だったら。

○西村経営企画課長兼新光総合病院建設副室長

対策本部長は管理部長でございますが、実際に事務や何かは経営企画課のほうでやっております。

○大田委員

3月からやって1件もない。こちらから依頼をお願いしたことは何件くらいあるんですか。

○西村経営企画課長兼新光総合病院建設副室長

はじめに病院局の職員に対して行いまして、そのあと市の職員に対してそういった紹介をいたしました。そのあとに、山口県人会や東京や大阪のほうにある同窓会みたいなもの、そういうふうなところの冊子のほうに広告をしたり、チラシを配布をするなどして周知をしたところでございます。

○大田委員

周知をされて、こちらから向こうに個人的に医者に対して来てくださいという依頼はされたのでしょうか。

○西村経営企画課長兼新光総合病院建設副室長

特定の医師にそういったことはしておりません。

○大田委員

結局は、ゼロと。何もしてないというふうな感じで受けました。今後とも一生懸命依頼をして、個人的にもお願いするようにしてください。

また、それぞれ病院の経営をされて、医師確保に対しても、山大に対しても独自にしておると言われております。各院長、各部長がそれぞれ山大なんかに対して医師確保のためをお願いされているとお聞きしました。

それで、山大医局部に対してお願いをされに行かなくてはいけないと思うのですが、4月から12月まで大体どのぐらいのお願いに行かれたのかお聞きします。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長兼管理部新光総合病院建設室長

光総合病院に私が4月に一応事務長を拝命してからは、大学、教室を全て言うと難しいですけども、同じ教室に今まで2回行ったとこと、3回行ったところは1カ所です。あとの18ぐらいは2回行ってます。大学以外では、学会に行ったところと、事務長会議で同じ立場になるところの病院とかに行っています。

近隣でも、ちょっと病院の名称は申し上げにくいですけども、2カ所ほど直接お願いをしに行っています。

○武居大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

大和総合病院につきまして、私が4月に病院の事務長を拝命いたしまして、夏に1回、12月にこの今週と来週に分けて行く予定にしております。大学に対しては、そういう形で、今、考えております。

以上です。

○大田委員

それぞれの病院が独自に医者を確保すると、山大医局に対しては確保するというふうにお聞きしておるんですが、今、お聞きすると、光が大体2回や3回ぐらい、また近隣のところにもお願いに行ったと。

大和については、夏に1回、今月に1回お願いに行くんだと、盆暮れの顔見せです。そのぐらいで医者は山大から来られると思っておられるんでしょうか、お聞きします。

○武居大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

私が4月に事務部長を拝命いたしまして、その当時、前事務部長からも夏の挨拶に行くときに、まずは御挨拶に行けばよいと。また、院長とも相談いたしまして、夏に院長と一緒に事務部長に着任したことの御挨拶に行ったらというふうな指示もありましたので、夏にまず1回行っております。

先ほど、光のほうもありましたように、近隣の病院に対しましては、いろいろな形の会議などで院長先生や事務長に対して、いろいろなお願いはさせていただいておりますが、山大につきましては、先ほども申しましたように、7月に行ったのと、今回、12月に参るということにしておりますので、なかなか回数は少ないとは思いますが、しっかり頑張っていきたいというふう考えております。

以上です。

○大田委員

今、お聞きすると、まだ一・二遍しか行ってないと。今月二遍目と、それで大和総合病院が医者が足りないから、医者をつとめて派遣してくださいというふうに、山大医局が考えられると思いますか、思いませんか。ちょっとお聞きしたいんですが。

○武居大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

特に、整形外科につきましては、今回、8月から診療の方向が山大からの医師の派遣がなくなりましたので、その時点で大学のほうから、光総合病院とよく協議をしてやってくださいという指示を院長のほうから受けましたので、そういう形で8月から週1回、午後3時からの整形外科再診のみという形で、大変患者様には御不便をかけておるというふうに思っておりますが、それから、まだ3カ月、4カ月程度でございますので、整形につきましては、なかなか状況の進展もないというふうなことも聞いておりますので、この12月に参りまして、医師確保についてお願いをしてみたいというふうに思っております。

行った回数が少ないと言われれば、私の不徳のいたすところであるというふうにも考えております。

以上です。

○大田委員

まあ、不徳のいたすところで医者が来てくれればいいんですが。先ほども答弁がありましたように、整形外科では完全に御不便をかけておると思っておられれば、私はぱつと行ったら、大和総合病院の事務部長が来たかと、すぐわかるくらい、向こうに大和総合病院に医者が足りないんだと思われるくらいに、それくらい武居部長が行かれるのが当たり前じゃないかと思うのですが、そここのところどういうふうに考えておられるんですか。

○武居大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

これからしっかり大学のほうにも、うかがいまして顔を覚えていただけるように努力をしてみたいというふうに思っております。

以上です。

○大田委員

ぜひとも、極端な言い方すると、1週間に1遍でも行って覚えてもろうて、足りないんだと切実に訴えられたら私はいいと思うんです。ぜひとも、そうしてもらいたいと思います。

また、先ほども言われたように、整形外科の予約は20名程度で患者に御不便を与えちゃうというふうに、答弁されましたが、もう20名ちゅうのは絶対に曲げられないんですか、お聞きします。

○武居大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

8月に光総合病院のほうに、応援をお願いしまして医師のいろいろな関係上、20名という人数を制限して実施したわけでございます。

8月の当初は、やはり、いろいろな形で慣れないところも先生にもあったと思いますし、時間的にも6時を回るというふうなことも、6時近くまでかかるということもあったというふうに聞いておりますし、9月、10月、11月になりますと、大体順調に、今、進んでいるということでございますので、今後の状況も見ながら、人数の増ができるかどうかというのでも検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○大田委員

何と言いましょうか、20名ということについて、一般質問でしました。大和病院にかかっておられるんで久しぶりに痛くなったから、また行きたいと思って予約しようとしたら、いっぱいだから来年に回してくださいと言われたんですが、私は、大和総合病院にかかっておられる患者さんに対して、なかなかすごく厳しい答弁だと思うのです。

せっかく大和総合病院に行きたいと思っても、大和総合病院に来られないようになったら、何かおかしいと思うんで、そのところおかしいと思わんですか。

○武居大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

山大からの医師の派遣が現状、今、ない状態で光のほうに応援をお願いしておるという状況でありますので、なかなか人数の増というのは、難しいところがあるので、またその辺も十分検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○大田委員

だから、整形外科の医師が、今、大和総合病院には3時からしか来れないと。また、医師が足りないということでどう思っておられるんでしょうか。

○武居大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

光のほうから応援をいただいているという状況でございますので、できれば山大のほうから医師の派遣をお願いをしたいというふうに思っております。

○大田委員

今、山大のほうから医師の派遣をお願いしたいと言われたんですが、夏に一遍しか行ってない。お願いするんだったら、どういうふうにしてお願いしてきたんですか。

○武居大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

私が大学に参ったのは、夏に1回でございますが、そのときに院長と私とで教授のほ

うに、しっかりお願いをさせていただいたというところでございます。

○大田委員

いや、お願いしてきたんでございます。それだけで終わりですか。医師を確保しようというのはないんですか。

○武居大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

整形外科の医師のほうが、現在、常勤の医師がおらないということでございますので、その常勤の医師を確保に向けて、できるようにお願いをし、また、いろいろな形でホームページでの募集並びにいろいろな形で医師の確保に努めているという状況でございます。

○大田委員

私には、それなら医師を絶対確保するという、覚悟が見えないんです。今の医師で満足してます、ただ、定期的に山大に行けばいいんですよちゅうような答弁にしか見えませんが、そこのところはどういうふうに思ったらいいんです。

○武居大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

委員さんのほうに、そのように受けとられるということは、大変申しわけないというふうに思っています。今後もしっかり頑張ってまいりたいと思っております。

○大田委員

まあ、それで終わればいいんですがね。患者ちゅうのは絶対おるんです。大和病院には医師が足らないと、光にも足らないんですが、特に大和病院なんか足らないと。そのところを私は把握されているように思えんですがね。もう一遍お聞きします。

○武居大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

医師がおらないということは、しっかり把握しております。
以上です。

○大田委員

今後ともよろしくお願ひします。

では、次の質問をします。

地域包括ケアで病院局は後方支援と言われておりますが、どのような後方支援をされておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思ひます。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長兼管理部新光総合病院建設室長

地域包括支援システムの中で、今、後方支援というのありましたけども、どういうこ

とをされているかではなくて、今から地域包括ケアシステムをつくっていくところだろうと思っています。

後方支援をやっていくのは、医師会が診療されて、例えば夜間に急患になられたときに、その医師の紹介のもとに、病院で入院とかを引き受けるという流れが後方支援だと思っています。

○武居大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

ただいま、光総合病院のほうが、お話されたこともあるんですが、特に大和地域につきましては、やはり一次診療というものの確保というものが大切になってこようかというふうに思っております。

また、それにあわせまして訪問看護とか、訪問リハビリというふうな支援を行っているというのが現状でございます。

以上です。

○大田委員

今、光は夜間とか担当医師からの紹介でやるというようなことを言われましたが、それで入院させる。入院した後、退院されると思うのです。そっちのサポートというのは考えておられるんですか。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長兼管理部新光総合病院建設室長

今、光総合病院、大和も多分一緒だと思いますけども、連携室というのがありまして、そちらのほうで退院支援を行っています。現在、光総合病院の中では、医師会に紹介をして、外来をできるだけ地元の医院さんにお問い合わせできる場所はしていければというふうになっています。

医師会のほうとも、先月ぐらいからお話をしていて、かかりつけ医を基本的に持っていたきたいという考えがありまして、病院から退院、紹介で入院その後退院された場合には、必ずこの医院でかかっていたくようには、流れとしてはつくっているところでございます。

○大田委員

それは、かかりつけ医のいる人は、そういうふうなあれでしょうが、かかりつけ医がない患者が入院されて、その後の退院された場合なんかはどうされるんですか。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長兼管理部新光総合病院建設室長

退院されたら同じように、地域に医院がありますので、もし、そちらで大丈夫なようであれば、お願いをしてかかっていたくと。それ以外には、先ほども大田委員さんが言われたように、地域包括ケアシステムのほうで、きちんと連携ができればというふう

には思っています。

○大田委員

今、大和総合病院では、訪問看護というのを行っておられます。光総合病院には、そのようなシステムはしようとはされないんですか。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長兼管理部新光総合病院建設室長

現時点では、訪問看護は実施していません。

将来的な構想、新病院の中で外来看護という部分を始めていこうというふうにしています。それが在宅看護とは若干違うんですけども、急性期を終えた場合に医療が必要とする場合にも、在宅に帰られたときに、何らかの体制で応援ができないかという事をつくろうとしております。

○大田委員

今、言われたのが外来看護の内容になるわけですか。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長兼管理部新光総合病院建設室長

はい、その一部とお考えいただければと。

○大田委員

大和総合では訪問看護を、今、現在、看護師さん2人によって行っておられますが、その後、どのぐらいの看護件数であるとか、看護によってどういうふうになったかとかいう情報をお知らせ願いたいと思うのですが。

○小田大和総合病院業務課長兼健診科長兼医療情報管理室長

訪問看護の件数でございますけれども、大体一月で100件程度でございます。

○大田委員

その後の患者さんの状況ちゅうのは、よい方向に向かっているんですか。ちょっと、そこら辺のところの状況をお知らせ願いたいと思うんですが。

○小田大和総合病院業務課長兼健診科長兼医療情報管理室長

患者さんの状況が快方に向かっているか、そのあたりのことは、私が現場で実際仕事をしておりませんので、よく存じ上げておりませんが、訪問看護に月、一人に対して週に1回程度行っていると思うんですけども、そのあたり訪問看護に行くことによって、患者さんに対してはいろんなケア、あと処置等ができておりますので、患者さんの状況についてはいい方向に向かっているのではないかと考えております。

○大田委員

その訪問看護によって、今、地域包括ケアと、その連携というのはどのようになっているのでしょうか。

○小田大和総合病院業務課長兼健診科長兼医療情報管理室長

大和総合病院で入院されている患者さん及び外来にいられている患者さんに対して、この方が訪問看護が必要であるというふうに判断した場合に、当院のほうから訪問看護に行っております。そういう状況でございます。

○大田委員

だから、訪問看護に行かれて、それから地域包括ケアに対して、どのような連携をされているのでしょうかと、お聞きしよるんです。

○小田大和総合病院業務課長兼健診科長兼医療情報管理室長

地域包括ケアシステムということで、病院で行う医療、それから在宅で行う医療があると思いますけれども、そういう形で訪問看護、地域包括ケアの一つのこととしまして、提供のほうを行っております。それは、地域医療連携室と当院の訪問看護室が情報を交換しながら、訪問看護に行っている状況でございます。

○大田委員

訪問看護室と地域医療連携室が連携して、地域包括ケアを一緒にやっておると、まあ、そうなんでしょう。具体例として、今、訪問看護は週に1回程度、医療圏域においては、やっておられると思うのです。それに対して包括ケアのほうから生活支援をされると思うのですが、訪問看護で行ったら患者さんがどういうふうな状況で、こういうふうになっちゃうからというんで地域連携室とか地域包括ケアのほうと連携して、患者さんの状況をお知らせするというようなことが、私は連携しちよると思うんです。そのようなこと答弁をお聞きしたかったんですが、そのようなことはされてないんですか。

ただ、私のところは病院局で大和総合病院が訪問看護をしちよるから、それで終わりよという感じに私は受けとったんですが、違うんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○小田大和総合病院業務課長兼健診科長兼医療情報管理室長

地域包括ケアシステムと申しましても、たくさんの方の光市内の中にも患者さんはおられると思います。全ての患者さんに対して、当院が訪問看護に行っているわけではございません。今の状況としましては、大和病院にいられている患者さん、この方に対して入院治療、外来治療、それから訪問看護が必要な方に対しては、訪問看護を提供をしております。そういう状況でございます。

○大田委員

わかりました。要するに、大和総合病院の訪問看護というのは、地域包括ケアと連携をしてないと、そういうふうに捉えました。要するに訪問看護した場合には、この患者さんはどういう状況だから、地域包括ケアの生活支援に対しても、こういうふうにしたほうがいいんじゃないかと、私はしっかり連携とるものと思ってました。

大和総合病院に入院した患者さんしか診られないと、それは別にそれでもいいんです。その患者さんに対して、そういうふうなアドバイスとかいうのを、地域包括ケアのシステムの中で連携して一人の患者さんを見ていたらいいんじゃないかと思うのです。

大和総合病院はこういうところをやっちゃう、その人しか面倒をみずに、ほかの人は知らないよと。私は拡大解釈したら、大和総合病院は、今、医者が来ちゃうんで、それで前患者満足せえやというような感じに受けるんです。そうじゃないと思うんです。私は皆さんと一緒に、光の市民に対しても、いろんなケアをして元気に長生きしてってもらいたいと思っておられるものと私は思うちゃったんです。わかりました。

また、そのことについて、また、質問させてもらいます。

次に移ります。光総合病院では、移転新築されるときに緩和ケア病棟を最上階に計画しておられます。以前、私が屋上に庭園を設けたらどうかという質問をしました。そのときに、自殺が考えられるからそのような施設は光総合病院では考えられないというように答弁をされたんですが、自殺はどのような状況を考えておられるんですか。飛び降り自殺ですか、飛び降りるんやったら、それ相当のフェンスでもできると思うんですが、いかにお考えかお伺いします。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長兼管理部新光総合病院建設室長

建物の屋上からということは、議員さんがおっしゃったとおりのことだと思います。

緩和ケア病棟の件で、室外に出れる場所を若干設置いたしました。ただ、そこには個人では行かれません。当然職員がついて外に出れるというふうな形にさせていただいています。

○大田委員

だから、屋上に設けても、当然一人ではなくて、家族の方だったりと一緒に行って一息つけると。職員の方も一緒につけると。そしたら広々とした空間が共有できるから、患者の方にも一服を与えるんじゃないかと思うんです。だから屋上なんかには大抵のところは結構そねいなところを設けておられるんです。飛び降りる自殺を考えられるじゃったらフェンスを高くすればいいと思うんです。そんなことを考えられないのかなと思ってお聞きするんですが、もう1回お願いします。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長兼管理部新光総合病院建設室長

実は屋上の部分には、機械類が相当数ありまして、そこに庭園等のつくる範囲、大き

さがございません。それに危険性も当然考えられ、庭園をつくるどころと、つくらないところ両極端なところがあります。

例えば、高くすれば大丈夫じゃないかというのも、高くしてもというのもありまして、高くしても登れば登れる。言い出せばきりが無いような気がしますけれども。ただ、実質的には屋上には機械類がありまして、現時点から庭園をつくるということはできません。

前から委員会でもいろいろ言われてますので、緩和ケアに若干つくらせていただいたことだけお知らせします。

○大田委員

いろいろな答弁はありますが、やっぱり開放感を与えるために屋上に庭園ぐらい設けたらいいんじゃないかと思えます。要望しときます。

それで、全員協議会の中で、移転新築された場合は総金額が約20億円ぐらい値上がりしますというのをお聞きしたんです。それで、なぜ、返済計画が発表されないのかと、私が質問させていただいたんです。そのときには計画決定された時期に説明されるというように言われたんですけど、未だに説明がされておられません。一般質問でも約1億1,000万円の減額が実現できましたと、答弁をされたんです。

ということは、当然、返済計画なんかも、もうできていると思うんですが、そのところはどのようにして発表されないのかお伺いします。

○西村経営企画課長兼新光総合病院建設副室長

今現在、実施設計をやっている段階でございます。実施設計がある程度固まれば、建設事業費が出てくると考えております。そして、その建設事業費につきましては、新年度予算で当然お示しすることになりますので、新年度予算とあわせて、その辺の収支計画等はお示ししたいというふうに考えております。

○大田委員

そしたら、どうして1億1,000万円の減額ができたと発表できるんですか。

○西村経営企画課長兼新光総合病院建設副室長

1億1,000万円の減額と申しますのは、これはいわゆるVE提案を精査した金額でございます。基本設計の中から、こういうところが改善してコストが縮減できるだろうという提案を数多くいただいております。その中から、これは採用できるというのを集めたのが28件ほどございまして、その金額を集計したのが1億1,000万円であったということでございます。

○大田委員

そのときには、また明細的に金額ちゅうのは出ちよったわけですか。

○西村経営企画課長兼新光総合病院建設副室長

基本設計をベースに提案をしていただいておりますので、そのコストの縮減効果についての計算は可能でございました。

○大田委員

私は、返済計画ちゅうのは絶対大事じゃろうと思うんです。何ぼ上がったから、今までは100億円かかって、返済計画を、今、示されたと。そしたら、それに対して150億円になったら、どういうふうにして借金をして返済していくかというのがすごく大事なじゃろうと思います。

だから、その中で返済計画がどういうふうになるか、皆さんにお知らせするのが当然のことじゃろうと私は思ってるんです。それを最後に最終結果で、こうなりましたからお前ら承認せよというのは、いかにも乱暴なことじゃないかと思うんです。途中計画でそういうのを発表されたらええんじゃないかと思うんですが、いかにお考えかをお伺いします。

○西村経営企画課長兼新光総合病院建設副室長

先ほども申しあげましたとおり、今、実施設計をやっておるところでございまして、これが終わらないことには、最終的な事業費が確定いたしません。この実施設計が終わりますと、金額が確定し新次年度予算にこれを当然計上いたしますので、その段階である程度数字をお示しできますので、その段階で収支等お知らせしたいというふうに考えております。

○大田委員

また、それは何ぼ増額させて、議案として出されるんですか。

○西村経営企画課長兼新光総合病院建設副室長

あくまで、これは事業費予算でございます。

○大田委員

建築工事も1億5,000万円じゃったですかね、それ以上やったら議案として出されるんです。20億円も増額されるんやったら、議案として出るんやないですか。

○西村経営企画課長兼新光総合病院建設副室長

地方公営企業会計の場合は、そういった議案の提出は必要ございません。

○大田委員

わかりました。今後、返済計画なんかもぜひとも、詳細に説明してください。よろしくお願いします。

・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

次に、質問したいと思います。

このたび、この7月に山口県が、山口県地域医療構想というのを策定をされたと思うんですよね。これは、各地域における将来の医療提供体制の目指すべき姿が示されていると、私は思っているんですよ。それじゃが、それに対してよく理解できておりませんので、少し教えてほしいと思うわけであります。

この地域医療構想について、この病院局との関わりっちゅうのはどのようになっているのか、ちょっとお教え願いたいと思うんですが。

○田村病院局管理部長

地域医療構想についてのお尋ねでございますけれども、平成、これはちょっとさかのぼって説明をさせていただきます。平成26年の6月に、医療介護総合確保推進法という法律が施行されております。

医療法だとか、介護保険法だとか、19本の法律を一括採決をいたしまして、採択をされて、その中で地域医療構想を各都道府県においてはつくりなさいということが、平成27年の4月から施行をされまして、法的にはですね。

山口県が、今年度6月県議会において、それが可決成立をしております。

そうした中で、地域医療構想の考え方は、山口県に限って申し上げますと、今、医療圏が8圏域ございますけれども、その中で光は周南2次医療圏になっております。

そうした中で、その2次医療圏の中でそれぞれの病院のあり方というか、立ち位置というか、そういったものを病院間で調整なりをしてくださいということで、県が出した医療圏、ちょっと今手元へ私持っておりませんので、病床数につきましても高度急性期、急性期、回復期、慢性期、この4区分ということになっておりまして、若干、病床は、約800近くだったと思いますけれども、周南2次医療圏では多いというふうなことになっておりますけれども、ただ、病床につきましても、あくまでも削減をなさいたいということではなくて、一つの目安というか、考え方ということで示されております。

その中で、光・大和のそれぞれの病院がどう関わっていくか、これは県におきまして地域医療構想調整会議というのがあります。これは、第1回の会議が、本年9月に開催をされておりますけれども、2次医療圏ごとでそういう調整会議を設けて病床を持つ病院・診療所の会議を進めていくことは決まっておりますけれども、まだ具体的にどういう形でということは、そこまで踏み込んだ話になっていないというのが現状です。

以上です。

○大田委員

その中で8つということは、ここは周南医療圏域の中に入っていると思うんですよね。そこが今説明がありましたが、高度急性期、急性期、回復期、慢性期というようにあつ

て、周南圏域については、高度急性期は、463ですかね、それが必要病床数が223だから多いと、急性期に対しても1,128で、745だから多いと、回復に対しては394で842と、慢性期に対しては1,316で、737と、ある程度周南圏域においては多いと思うんですよ。それじゃが、光においては、高度急性期っちゅうのはないと思うんですよね。それは、全て徳山中央病院、あれに頼っているっちゅうことで、解釈でよろしいんですか。

○田村病院局管理部長

今言ったように、圏域の中の話になりますんで、周南2次医療圏の中で、じゃあ高度急性期というのがどこかということになると、今、言われたとおり、徳山中央病院という位置づけになろうかと思えます。ただ、今、233と、高度急性期は、地域医療構想の中にはそういうふうに書かれておりますけれども、実際、徳山中央病院が届け出をしたのが500程度で届け出をされてますんで、これも多いと、一般急性期も多いと、療養も多いと、ただ、回復は少ないというような問題点もありますし、一方では、柳井圏域だとか、萩、あるいは長門、そういった圏域は高度急性期医療が、高度急性期はないというような現状でございます。

○大田委員

じゃから、この地域医療構想っちゅうのは、完全に成り立っていないように思っているんですが、それを今後、どのくらいの程度で完成するような考えっちゅうのはあるんですか。

○田村病院局管理部長

この地域医療構想が出てきた根柢のところは、2025年度、平成37年度ですけれども、要するに団塊の世代が後期高齢者、75歳になるという2025年問題を含めて、そこに向けて地域の医療体制をどうしていくか、構築していくか、という考え方です。

○大田委員

それに向けて、今後、光もいろいろそこに向かって進んでいくじゃろうと思うんですよね。だからそのためには、慢性期、または回復期も、回復期が大変、大切だろーと思っておるんですよ。それを回復期をしっかりと、今、大和総合病院にあるだけであると思うんですよ。そこんところをどういうふうに進めていくかというのは考えておられるんですか。

○田村病院局管理部長

圏域で考えるということになりますんで、病院独自というよりは、地域医療構想の調整会議でどういう形で進んでいくかという今後の課題ということになろうかと思っているんです。

○大田委員

今後とも進めていってほしいと思います。
これで、私の質問を終わります。

○磯部委員

1点だけ確認をさせてください。

新病院に向けて、今、着々と進められていると思うんですけども、以前、保険薬局の進出について質問したことがございますが、この保険薬局についての募集、このあたりのスケジュールなんかは、今、どのように考えてらっしゃるのでしょうか。

どのような条件のそういう薬局を募集するのかがということがわかる範囲で結構です、お答えいただきたいと思います。

○西村経営企画課長兼新光総合病院建設副室長

調剤薬局の件でございますけど、募集の仕方でございますが、他市を見ますと、いわゆる敷地の一部を売却、あるいは10年なり、20年なり、そういった形で貸借という2つの方法が考えられると思っております。

私どもも、今、どちらの方向でいくかというのが、ちょうど今、研究をしている段階でございます。他市の状況等、いろいろ今調べているというのが実情でございます。まだ、方針は固まっておりません。

○磯部委員

わかりました。

これから、かかりつけ医と同様に、薬局もかかりつけ薬局という、そういう位置づけになろうかと思っておりますので、そのあたりも含めて、わかった時点でしっかりとまた教えていただきたいと思っております。

以上です。

○土橋委員

忘れんうちに、今、私も磯部委員が言われたことは非常に大事なことだと思うんで、つけ加えて質問するんですけど、私は病院の建設が何十億円っていうふうなものがかかるというような状況の中で一番金になる方法、これでやってほしいというふうに思いますけども、その辺は私は要望しておきたいと思っております。

それでは、私の質問に入りますけれども、議会の一般質問や委員会等で提案や、あるいは要求等が出ますけれども、こういった場合に解決に向けた会議というようなものはどの部署でやられるんだろうかということを、まずお聞きをしてみたいと思っております。

○田村病院局管理部長

どういう会議をとということでございますけれども、それぞれの病院には管理会議、これは、院長、事務部長、看護部長、副院長、そういったところでそれぞれの病院で経営であったり、運営であったり、そういう話し合いの、これは定例会でございますけれども

も、もっております。

それと、病院局の中では経営会議というのがございまして、これは管理者以下、私も含めまして両病院長並びに、両事務部長ですか、そうした中で会議をこれも定期的にもっております。

○土橋委員

今は、部署部署でというように聞こえたんですけども、病院局の果たす役割ってというのは何なんですか。

○田村病院局管理部長

病院局の果たす役割でございまして、基本的にはそれぞれの両病院、並びに、老健施設であるまほろば、この3施設が病院局の中にはございまして、そういった病院局内の事務全般に対する連絡調整であったり、あるいは総合的な計画の策定、これは今までも改革プラン等、そういったものを策定をしておりますけれども、あるいはちょっと具体的な条例であったり、規則であったり、そういう改廃のことであったり、あるいは各部署から上がってくる人事に関しまして、当然、任命権者は病院事業管理者でありますので、そういった人事等、給与も含めまして、そういったことを行っております。

以上です。

○土橋委員

いや、私が訪ねているのは、議会だとか、あるいは委員会で病院に対する要求だとか、提案だとか、こういうようなものが出てくるわけですね。その場合に、病院局の果たす役割というのは何なんだろうかと。どういうところでそんな話がまとまっているんじゃないかと、まさかとは思いますが、田村管理部長の独断と偏見でしゃべるとは思えないんで。

その辺を聞いてるんですよ。

○田村病院局管理部長

いろいろなケース、ケースがあろうかと思えます。そうした中で、当然、私の独断ということではなくて、場合によっては事業管理者の決裁をいただくというようなこともありますし、ものによっては、私のところでとまる、あるいは両病院の病院長、事務部長あたりで物事が決定されるということはあると思っております。

今、議会のことを委員さんに言われましたけども、例えばこのたびの12月議会の一般質問につきましても、一応、どういった内容であるかということで各病院等、経営企画も含めまして割り振りをして、そういった議会対応というか、答弁原稿でございまして、そういうことはそれぞれで一応行って、最終的には事業管理者の決済を受けて答弁をさせていただいているというような状況です。

○土橋委員

そんなことじゃないかなと思うんですけども、議会に臨むときに、前もってわかっているような問題であるならば、それなりの会議を関係者が集まったところでやるとかっ
ていう、そういうシステムはないわけですね。

なければ、ないと言ってください。

○田村病院局管理部長

議会で対して、議会前に事務が集まってそういう会議を催すということはやってはおり
ません。

○土橋委員

先ほど、ちょっと出ましたんで重複するかもわかりませんが、医師確保対策本部とい
うものがありますけれども、もう一度聞きますが、構成メンバーやこれまでどのような
会議が行われてきたのかっというのをちょっとお知らせください。

○西村病院局経営企画課長兼新光総合病院建設副室長

構成メンバーでございますが、対策本部長は管理部長、そして構成員は経営企画課の課
長である私の2人でございます。

状況によっては、両病院の事務部長等も参画していただくというふうになっておりま
す。

○土橋委員

少なくとも医師確保対策本部なんちゅうていう名前を聞くと、中身を見たら部長と課
長がやっていたと、少なくとも私にしてみるとなんじゃこりゃというような印象を受け
るわけではありますが、それで医師確保対策本部の用が足せるわけですか。

○田村病院局管理部長

これは、一般質問でもちょっと御答弁させていただいておりますけれども、当然、医
師対策本部ということでこの4月に私が本部長という形で経営企画の中にそういう事業
を入れ込みました。

私もですけども、当然、病院事業管理者も含めてそういう医師を確保を行っていくと
いうことでございます。

○土橋委員

4月から設置されたちゅうことでありますが、今、12月ですから、この間にどのよ
うな本部の会議があったのか内容みたいなものを、もしよかったらお聞かせください。

○田村病院局管理部長

先ほどもちょっと経営企画課長のほうから申し上げましたけれども、基本的には、山

口大学の医局以外の医師を確保したいということで、まず、情報収集を第一義に考えました。

課長も申し上げたように、まず病院局の職員に情報提供を求めた。それと、市の職員さんにも一応情報提供を求めて、その結果として2件は情報がありましたけども、ただ、具体的なことにはならなかったということでございます。

それと、例えば、これも12月の一般質問の中でお答えをしておりますけれども、光市出身者で集まる同窓会といいますか、そういったところにチラシ、あるいは県人会等への広告を出したりとか、それと県内、この周南近辺、柳井含めまして、医師会のほうにもちょっと足を運んで、情報収集には動いた、ただ結果としては現状なかなか確保できてないという現状でございます。

○土橋委員

医師確保対策本部という名前をつけた割には、やっておられることがちまちましたような感じがするんですよ。もう少し、このところの位置づけみたいなものをしっかりしないと、それは大変無礼な話ですけども、何遍やってもいいことにはならんと思うんです。この話は、あとからもう一度しますが、医師確保については、大和は大和、光は光で対応するというような話を聞いたことがありますけれども、そのことと対策本部との関係はどうなっているんでしょうか。

○田村病院局管理部長

先ほどもちょっと御答弁いたしましたけども、基本的に医師対策本部というのは、山口大学医局以外の医師を何とかして確保したいと、そしてそれぞれの病院に来ていただけたらということでございます。

それと、両病院の院長なり事務部長が山口大学のほうに行って、これまでどおりの派遣依頼であったり、あるいは先ほどちょっと大和病院で整形の問題出ましたけれども、整形外科医の派遣要請であったり、そういった役割分担といいますか、そういった状況でございます。

○土橋委員

それなら、確認をしますが、医師確保対策本部というのは、山大以外の先生をどのようにして確保するか。それ以外については、2つの病院がそれぞれ御苦勞してるんだという、そういう位置づけでいいんですね。

○田村病院局管理部長

済みません、ちょっと言葉が足らず申しわけありません。

同じ病院局の中に、私も事務部長も、事務の人間もおりますので、区切るということではしておりませんが、お互い連携をとってやっていくということでございます。

○土橋委員

大和病院の不足する医師は、整形外科だと一般質問のときに言われましたけれども、これは、医師確保対策本部での統一見解ですか。

○田村病院局管理部長

医師対策本部での統一見解というよりは、病院局の中で整形外科医、それと大和総合病院の療養の医師ということで御答弁させていただいておりますけれども、病院局の中での意見ということでございます。

○土橋委員

ということは、この不足する医師は、整形外科だと言われたのは、あくまでも2つの病院がやる仕事のうちなんだという、そういう仕分けでいいわけですね。

○田村病院局管理部長

そこを私の中で区切るという思いは持っておりませんが、ただ、今、大和総合病院の整形外科医というのは、これは公募をかけております。これは、大学の医局に了解をいただいて、そういう公募をかけるということは、これは医局以外で獲得することも可能でありますから、当然、医師対策本部としては山大以外でそういう整形外科の医師がいらっしゃれば、獲得を目指したいという考え方です。

○土橋委員

不足する医師は、整形外科だと言われましたけれども、眼科や泌尿器科は、病院局、あるいは病院に2つの病院には、全く関係がないと思っておられるのかどうかをお聞きしたい。

○守田病院事業管理者

大和病院ということに限れば、整形外科、眼科、泌尿器というような医師の数からすれば、そういうふうにお考えと思いますけど、いわゆる私も部長言いましたように、大学に医局以外ということになっておりますけれども、私は、医局を離れた先生、あるいはちょっと医局とトラブルがあつて出たような先生、あるいは自治医科大学の9年を過ぎた人、あるいは開業の先生、そういうものにいろいろ当たっておりますし、それに関しては、ちょっと余り労多くして、益も少ないという方法はとらずに、泌尿器というのは山口県全体に足りませんから、私といたしましては、今、整形外科と眼科というのを主にやっております、まあこんなこと言うては何ですけど、明日もちょっと眼科の事でいろいろよそのほうに行つてまいるのでございますけど、そういうふうに、今必要なかなと思うのは、眼科と整形外科の外来をしてもらえる先生かなというふうに考えております。

○土橋委員

病院管理者は、言葉が足りんのんじゃないですか。やってる割には、ものを言わない。

動いちよるのか、動いてないのか、我々のほうにはさっぱり伝わらない。これはますます不安になる。ただし、成果がないわけだから言いづらいのかもわからないけれども、その辺は、やっぱり質問があったときにはちゃんと答えたほうがいいんじゃないかと、大変失礼だけれどもそう思いました。

整形外科の件ですけれども、これは、山大には要請をしてるんですね。

○武居大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

大和病院でございます。私のほうから答弁させていただきますが、大学のほうに赴いた際に、院長とともに要請をしております。

以上でございます。

○土橋委員

2つの病院が存在をするときに、あり方懇でしたか、そのときに私も宇部医大のところにバスに乗って一緒に行っちゃったんですけれども、山大の教授は、ものすごい乱暴な言い方をすると、光には送っても、大和に送るということはありませんよというようなことを言われていたと思うんですが、その辺は、どういうふうに考えたらいいんです。

だめだっちゅうところに行っちゃだめなんですよ。

○田村病院局管理部長

済みません。あり方懇のとき、私は不在でしたのでどういう言い方を教授がされたかっていうのは、私も頭にはございませんけども、ただ、一つは療養病床主体となった病院に対して、急性期の医師がなかなか困難ではなかろうかという意味合いで言われたのではないかと思っています。

現状、今、大和総合病院、週1回光総合病院のほうから医師が出向いておりますけれども、なかなか光も業務量も多いというような状況で、非常勤の医師を何とか大学のほうから派遣をいただければということで、今、武居部長が答弁したとおりでございます。

○土橋委員

さっきは非常勤の話は全然出なかったけれども、非常勤なら可能性はありますか。

○守田病院事業管理者

常勤と非常勤の場合を考えますと、どうしても非常勤のほうが確立が高いと思っておりますし、そのために特に整形外科に関しましては、大和の外来、1次医療といえますか、それを確保したいという気持ちは十分ございますので、この方面で言うたらきりがないんですけど、土橋委員さんに成果がないからと言われましたけれど、確かに成果はありませんけど、この辺の近郊の整形の医者が五、六人とおるところとありますから、そういうところには必ず行って、週1回でもどうにかならんだろうかというようなことはお願いをしておるのでございますけれども、先日もいい感触までいったんですけど、最後のそこの理事長が反対してだめになったとかですね、いろいろあるんですよ。それ

で、だめなことを言われても仕方ないと思って、言わんとおるわけですがけれども、努力はしております。

○土橋委員

管理者のほうも努力をされておられるというのは、少しずつわかってきております。

実は、今、民間診療所誘致の問題で、これが条例制定がされて、あいぱ一くのほうに担当が移ったんですね。

あいぱ一くのほうにも問題があるんですけどね。四苦八苦しなからやってるわけですよ。

あえて、お聞きしますけれども、光市の部長会議等が開かれていると思うんですけども、その場でそのことについて何か問題にしたことはありますか。

○森重副市長

庁内の最高事務会議であります、政策調整会議を開催しております。その中から医師確保についての問題提起とお願いをしたことがございます。

1点は、病院局のほうから医師確保について、各部長に協力要請がありました。少しの情報でもよいので、本当、少しの情報でよいから、病院局の方にそういう場合は伝えてくれという依頼がありました。

もう1点は、福祉保健部のほうから民間診療所誘致の条例が施行した後に、5月から公募しておりますけれども、その状況が逐一、毎回の部長会議の席で取組みと協力依頼をしているところでございます。

以上でございます。

○土橋委員

そういう部長会議というんですか、何会議っていうかわかりませんが、市長や副市長も出席をされるんですか。

○森重副市長

政策調整会議、部長会議とも出席をいたします。

○土橋委員

医師確保について病院局に対して問題提起っていうようなものは、今、いろいろと話がされてるといのはわかりましたけれども、例えば、合同の協議をしたらどうかとか、意見交換をやったらどうかとか、情報の交換もやったらどうかというようなそういう問題提起というんか、みたいなものは出されているんでしょうか。

○森重副市長

申すまでもなく、やはり光市病院局と、市長部局である福祉保健部との関係でありますから、その情報共有というのにはやっておりますし、その取り組みは行っておるという

ことをごさいます。

○土橋委員

追い打ちをかけて申しわけないんですが、いつ、そういうことを、どのぐらいやられましたか。

○森重副市長

事務方の会議でありますから、会議というか、事務方の調整や意見交換等々でありますから、私のほうが掌握してるわけではありませんが、当然、この事業は2本立ての事業であります。病院局として、2つの医療機関に医師の確保をしていく、もう1つは、大和地域の医師医療を確保するために、大和総合病院では諸課題があつて、困難であつた問題を解決するために民間診療所の誘致条例を設置したわけでありますから、これは適宜、一般質問やただいまの席で病院局管理部長等が説明して、これまでも福祉保健部長が答弁をしておるように、それぞれの共有効果がなければ、こういった取り組みはできないものであります。御理解いただきますようお願いいたします。

○土橋委員

管理部長にお伺いしますけれども、あいぱーくと意見交換や情報交換など、いつされましたか。覚えておられますか。

○田村病院局管理部長

具体的日にちまでは覚えておりませんが、事務方で、例えば、このたびいろいろな光高出身者の同窓会と申しますか、こういったもの、あるいは県人会への広告であったり、そういうやり取りで、福祉保健部と事務レベルでの話は適宜行っております。

○土橋委員

それで安心はしたんですけれども、それは、その会議というのはどこでやってるんですか。

○田村病院局管理部長

一堂が会して、会議形式ではやってはおりません。ただ、いろいろな情報交換、情報提供、お互いにそれは電話等、あるいは私があいぱーくに行ったときに、そういう話はしております。

以上です。

○土橋委員

私はそれじゃあ不十分だと思うんですよ。病院のほうはそうは言っても本来、病院が責任を持たなきゃならないものを、あいぱーくが担当になったわけですから、そうすると積極的に病院があいぱーくに意見交換しよう、僕らは援助できるものはやるからとい

うような正式な会議、そういうことはやってないというふうに今取りました。けれども、今後はそういうことのないよう、私が言ったようなそんな発想もぜひ生かしてほしいということをお願いをしておきます。

本来なら、あなた方の責任で解決すべきことではあるんでありますけれども、福祉部長へあなたのほうから援助を申し入れたことはあるんですか。

○田村病院局管理部長

援助という、ちょっと意味合いがわかりかねますけれども、福祉部長なり、担当、これは健康増進課でございますけれども、そういったところでの情報のやり取りっていうか、協議というものはやっておりますけれども。

○土橋委員

病院と福祉の違いはあっても、同じ光市の職員ですから、俺は病院だ、俺は福祉だっというような形じゃなしに、ぜひこれからもやれるところ、情報交換等は積極的にやってもらいたいということを要望をしておきたいと思います。

こんな論議になるのも医者が不足をしているからだっていうことであります。医師不足にどのように対応するのかということでもありますけれども、まず、これも先ほど出ましたけども、医学生の奨学金制度なんていうのは、もう随分以前に私はお願いをいたしました、このことは実現はできてるんですかね。

○田村病院局管理部長

実現はできておりません。

○土橋委員

何でできないんですか。

○田村病院局管理部長

これも一般質問でも委員さんのほうから御質問ございまして、その際にも御答弁をいろいろさせていただいておりました。

例えば、今、山口県のやっております、そういった地域枠だとか、そういった奨学金の制度はございます。病院局独自でやるということがどうなのか、それとそういったものをやることによってそれが確実にじゃあ病院局のほうに就職をされるのか、いろんな問題がありまして、そういうのは実施の方向には今現在はなってないというような状況でございます。

○土橋委員

病院もそうなんです、役所というところの悪いところは、新しい試みには石橋をたたいも渡らないというところがあるんですよ。そして、今、部長が言われたように何でできないのか、できない理由を探してくるのは天才的な才能を持っております。

私はこの前も言いましたけれども病院自身が奨学金制度をつくっているというのも紹介しましたけれども、病院で、何でもやるんでしょ。東京のほうまで行ってでもやるんでしょ。

あれもやりますって、これもやりますって、何で奨学金制度はできないのか。奨学金制度をつくったからと言って、実際にどれだけの人が利用してくれるのかっていうのは未知数ですよ。

でも、何人分もやれってというような話はしてない、それは多いほうがえかろうけれども、使ってくれなきゃ銭は余るんじゃないから。

じゃあ、山口県もやってるから、それはそれでええんじゃないのという。そんなことで医師不足解消のための、あなたは対策本部長でしょ、伊達や酔狂で対策本部長なんちゅうのはもらえないですよ。そこんところは、よくよく考えていただきたいと。

あっ、病院はやる気だな、こういうような姿勢を見せなさいよ。石橋たたきゃええちゅうようなもんじゃないんだから、たたいても渡らんでしょ、あなたは。

これも意地悪な質問になるかもわからんが、奨学金制度をつくらんっていうのは、病院の統一見解ですか。

あなたの考えですか、病院の考えですか。

○田村病院局管理部長

統一見解かどうかと言われますと、私も管理部長として病院局の中におりますので、今、こういう席で御発言をさせていただいておるといことは、そのようにとっていただいて結構でございます。

○土橋委員

じゃあ、この話は、病院の統一見解だっというんなら、それなりの会議をやられたっつうことですね。ここでやめようかと思ったけども、そんな話になったらやめるわけにはいかないじゃないですか。

○田村病院局管理部長

これまでも委員さんを含め、そういった奨学金の問題は一般質問等で出ております。それに対する答弁をさせていただいておりますので、統一見解といいますか、病院局として答弁をしてきたつもりでございます。

○土橋委員

早い話が、あなたの個人的な意見が優先されてるというふうにとめました。

さっきも言いましたけれども、医師確保対策本部っていうふうな名前をつけて、そして山大以外の先生方を獲得をしようということになれば、この前も私、言ったと思うんですけれども、大学病院とのきずなを強めて、医師確保につなげる方法、これは先進地の例がありますね。

医師と関係の深い組織や団体などとの連携で、医師確保につなげる方法。さらには、

専門職員を採用するなどして、医師確保につなげる方法。

こういうような方法があると思うわけでありますけれども、私のは、つたない考え方でありますけれども、こういう方法で、こういうようなことを考えられたとかいうようなことはあるんですか。

○田村病院局管理部長

委員さんのほうからは、このたびの一般質問でもそういう御提言というか、お話はございましたけれども、医師と関係の深い団体であったり、あるいは組織、あるいは今言うような専門家を介しての医師確保、そういったことについては検討したことはございません。

○土橋委員

だから、検討したことがないっちゃうのはわかりました。私が今提案をしたんですね。この提案、大胆かどうか、さほど大胆でもないと思うんですけども、そんな取り組みが、そういう位置づけが山大以外の医師確保につながるんじゃないかと思うんですが、そのことについてはどう思われますか。

○田村病院局管理部長

これも一般質問で御答弁させていただいておりますけれども、提言として承ったと。ただ、専門家の公募につきましては、これについてはあくまでも病院事業管理者を含めて、病院局の職員で業務を行っていききたいということでございます。

○土橋委員

最後に言われた言葉がちょっとよく理解ができません。

○田村病院局管理部長

先ほど、委員さんのほうからあったのは、医師と関係の深い組織だとか、団体だとか、そういったものとも連携をして、医師確保のそういう情報を求めてはどうかという御指摘でございます。

それについては、御提言として承って検討をしていきたいと、もう一步、医師確保のための専門家の公募という話でございますけれども、これにつきましては、あくまでも病院事業管理者を含め、当然、私もですけども、病院局の職員が業務として行ってまいりたいということでございます。

○土橋委員

これが、市川市長が選挙のときに出された公約ですよ。この中に、あなたの論法で言うと、専門職の雇用みたいなものは、考えないで病院だけでもやれるんだみたいなことを言われますけれども、市長、大したものだなと思ったのは、高度専門職員の短期雇用の調査研究ってこうなってるんですよ。

あなた方は、誰が市長になるかっていうのはもちろん今回は無投票ですから、それでも、市長の思いはこういう思いなんだっていうのはわかつとかなきゃ。これも御無礼な話やけども、あなた方できないから、いろいろとこっちが生意気なことを言いながらやらないといけないわけでしょうが。

それとか、光総合病院の建設と、大和地域の地域医療の核をつくるってなってるんですよ。これも、すばらしいでしょうが。親分はすばらしゅうても、子分がすばらしゅうなかったら、だめやないですか。

もう一遍、市長の公約を読み直されたらいいと思いますよ。

奨学金制度の問題にしても、あるいは、今、3つの提案をしましたけれども、こういう、この問題については、なるかならないかは別にしても、医師確保対策本部で論議をしていただきたい。論議の末にこうなった、あんなったというようなことをお教え願いたいと、これは約束してもらえますか。

○田村病院局管理部長

検討させていただきます。

○土橋委員

次に、大和病院の耐震化についてお聞きをするわけでありまして、どのような見解をお持ちなのか、お聞かせ願いたい。

○武居大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

耐震診断につきましては、さきの、ことしの6月の委員会でもちょっと御報告をさせていただきましたように、平成26年度に耐震診断を行いまして、結果としまして療養病床を含む203床を有する中央棟が耐震基準を満たしていないという状況でございました。

4月にありました、熊本地震によりまして耐震補強改修の必要性、重要性については、改めて認識をさせていただいたところではございますが、しかしながら、耐震改修を実施いたしますと相当な事業費というものが伴います。今後の病院経営にも重大な影響を及ぼすということは考えられているところでございます。

解決しなけりゃならない問題、課題というものがございます。少し申し上げますと、機能分化をいたしまして、平成24年度から黒字にはなっておるところではございますが、耐震補強改修工事の工法期間等から多くの診療科の診察や病棟の病床数に大きな影響を及ぼします。

相当な減収、減益になるのではないかと、また赤字につながりかねないのではないかと、いうふうなことが想定されます。

また、現在、過去の病院改修に関しまして、本館と南館等でございますが、起債の償還中ではございまして、毎年1億5,000万円の償還をしておるところではございまして、これが平成42年、あと15年程度は続くものというふうに考えております。

また、預金等につきましても、黒字等になっておりまして預金等、若干増えておりますが、耐震補強改修のための蓄えといえますか、預金、基金的なものは、今現在はない

というのが現状でございます。

また、中央棟につきましては、築後40年の経過をしておるということでございまして、老朽化が相当に進んでおるという状況でございます。

耐震改修は、建物には寿命を延ばすというところがございませぬので、やはりそうした老朽化に対応するものも考えてはいかなければならないというところがございまして。

現状、今後の方針を示すことはできませんが、このようなさまざまな課題、問題点を一つずつ分析、解決しながら、引き続き、耐震補強、改修、あるいはいろんな方法がないか、そういったものをこれからしっかり検討、協議してまいりたいというふうには考えておるところでございます。

以上です。

○土橋委員

中央棟の危険度っていうか、数値は何ぼですか。

○武居大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

中央棟の耐震の指標でございます、 I_s 値でございますが、最小値は0.16でございます。

以上です。

○土橋委員

耐震化をやらなくてもええという数字は何ぼですか。

○武居大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

耐震2次診断を実施するときには、 I_s 値を0.48ということの設定で行ってはおりますが、病院の特質性ということを鑑みまして0.6以上が必要であるというふうに考えております。

以上です。

○土橋委員

さっきから、話を聞いていると、金の問題だけですか。

○武居大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

費用の面も相当大きなウェートを占めますが、今現在入られている入所者の方が、今満床状態でございますので、それを改修方法によっては、どういうふうに仮設に移すのか、どこかに転院していただくか、いろいろなことがございます。そういったことも、十分、詰めていかなければならないというふうに思っております。

○土橋委員

大和病院の中央棟は、地震の揺れはどこまで耐えられるんですか。0.16っていうよう

な数字の場合。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○武居大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

失礼いたしました。

先ほどの御質問でございますが、震度6弱以上で倒壊する危険性が高いということでございます。

○土橋委員

これはお金の話もあるんですけども、合併特例債は使えなかったんですか。

○武居大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

今、合併特例債のお話でしたが、まだそこまでの協議、財源等につきましての協議にまだ入っておりませんので、まずどういった問題点、課題等、どういった形というふうな形で、まずはそれを分析、研究していくほうが先だというふうに考えております。

以上です。

○土橋委員

いやいや、条件として合併特例債は使えないのか。特例債やから、何でも、かんでもできるっちゃうようなもんじゃないんでしょ。

○森重副市長

財源的な問題でありますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

合併特例債は実は、今、一件審査になっておりますので、その都度、協議が必要になってきますから、この場で使えるか、使えないかということについては、お答えはできないということで御理解いただきたいと思います。

○土橋委員

そうであるなら、それ以上は言わんつもりじゃあるんですがね。ただ、お金の話がどんだんだんだん出てくると、合併特例債は条件的に使えないというような結論に達してるとっていうんなら、それはまた質問の方法も変わるわけ。ところが、合併特例債は、こういう場合、使えるんだってということになると、何で、そういう考えがつかなかったのかと、まさに、怠慢じゃないかと。そうだとするなら、市役所はとてもしゃないけども年数的に考えて、特例債は使えないだろうけれども、そうは言うてもお金の問題じゃあるにしても、例えば、それは間に合うんですか、今の話は。

○武居大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

まだ、検討をしておらないので、はっきりとはわかりませんが、なかなか今はお答えができないというところでございます。

○土橋委員

そうじゃなしに、こうなったらこうなる、あんなったらこうなるっていうぐらいの、それも考えてないっちゃうこと。

じゃあ、何も考えてないっちゃうことですよ。

これは補強の場合は入院患者はどうするかとか、建てかえのときにも入院患者はどうするかとかっつってというような問題は当然出てくるんですよ。

いまや、耐震化の時代ですから、どちらにしても築40年ということになってくると、そりゃあ計画というか、構想というか、そんなものも考えていないということになると、しっかりしてくれよと言いたくなるんですよ。

これ以上は質問しませんけれども、しかし、どちらにしてもこうしたらこうなる、あましたらこうなるっていうぐらいは、考えておいてください。

次に、市民病院の予約制度についてもお聞きをいたしましたけれども、これを実現するためには、どのような手順で行えば実現がさせることができるのかをお伺いしたい。

○田村光総合病院業務課長兼防災対策室副室長兼新光総合病院建設副室長

予約の順番、患者さんがどれぐらい自分が待てばいいかという表示でございますが、今、内科のほうで一部実験的に行っております。いろいろ院内の委員会でも、この患者さんの待ち時間について、委員会の名前を言いますと外来救急委員会、それと医療サービス委員会のほうで議題として検討しているところでございます。

そういう委員会で、職員が一生懸命考えまして、そういう患者さんが待っておられるものを解決できるよう、表示がわかりますように検討していきたいと考えております。

○土橋委員

私の思い違いなのかわからんけども、私の思いと、あなたの思いは違うのかもわからんけども、そんなに難しい話なんですか。

○田村光総合病院業務課長兼防災対策室副室長兼新光総合病院建設副室長

科によっては、今も予約数を表示してる科もございまして、予約時間から何分遅れで診察をしておりますという表示を行っているところもございまして。

それはやはり、科の特性がございまして、そういう方法しか、現状ではできないのではないかと考えております。

○土橋委員

いやだからね。なんか、あんたは人ごとみたいな言い方をするんじゃないね。予約時間を指定してるわけだから、これに近づけるためにどうやったらいいのかを考えてくださいと。これは、はっきり、1も2もないでしょう。誰かに気兼ねをしよるんですか。

○田村光総合病院業務課長兼防災対策室副室長兼新光総合病院建設副室長

先ほど申しましたけど、各委員会におきましても患者さんが受付をされてから、診察が始まるまでの時間、それから会計が終わるまでの時間の分析を数値で求めて検討しております。それをいかに短くできるかということも検討しておりますが、予約枠がいっぱいの状況で、予約を断らざるを得ない状況もございますので、今後、委員会等で検討していき、なるべくわかりやすい表示が検討できたらと思っております。

○土橋委員

なんかこうすれ違ってる。つまり、30分単位で予約をしているということになると、この中に予約を何人入れたらいいのかっていうのは、あなた方はプロなんじゃから、30分間全てを予約にしたら、新患はどこに入れるかっちゃう問題が発生をするわけでしょうが。

そうすると、それをどういうふうにするかっていうことだけなんですよ。こんな簡単な、我々から言うと、こんな簡単なことがなんでわからないんだろうかと思えますよ。それはあくまでも診療の時間のほうです。

どのぐらいをめどに改革しようとしてるんです。

○田村光総合病院業務課長兼防災対策室副室長兼新光総合病院建設副室長

解決の期間につきましてでございますが、これは、委員会のほうでもずっと継続して検討している問題でございます。いつかというのはここでなかなか申し上げることが難しい状況ではございますが、御理解いただけたらと思えます。

○土橋委員

理解ができんから今言いよるんですよ。とにかく早急をお願いをしたいと。

それと、ついでにお尋ねしますが、支払いも、もう今から新しくなるわけじゃありませんけれども、1人の女性が担当しちよるんですよ。空いちよりや別ですけど、お金を払いに行くと、たいてい、いっぱい人がおってるんですよ。新築移転になったら変化があるんですか。

○田村光総合病院業務課長兼防災対策室副室長兼新光総合病院建設副室長

現在、会計の前でお待ちになられてる方がたくさんおられる場合がありますが、その場合は、医事の係の中から支払いのところに応援を出すことも行っております。新病院に対するお尋ねでございますが、新病院では、今、運用システムについて会議を持っておりますが、その中で自動精算機などの検討も行っていく予定にしております。

○土橋委員

これでやめますけれども、本当にやる気があるんかっていうふうにも思いたいぐらいの答弁なんですね。早急に、今言ったことはやっていただきたいと。

次に、交通アクセスについてでありますけれども、病院の車を利用することは考えておられるのか、それとも別口を考えておられるのかというのを聞いてみたいんです。

○田村病院局管理部長

この前も一般質問で御答弁させていただいておりますけれども、一応、今、光、大和の病院間のシャトルバスが1台ございます。それと、一方では、経済部の方で、地域公共交通網形成計画、この辺の計画が今策定されつつあります。そうした中で、やはりどういった形成計画になるか、それも含めて病院局としては検討してまいりたいというふうには考えております。

○土橋委員

これも病院建設はまだ先の事だからというような思いもあるかもしれませんが、こういうようなものは、早目、早目の考え方をまとめ、議会にもそれを発表して、スムーズな形でアクセスの問題については解決をしていけたらというふうに思っております。

ところで、大和、光間のシャトルバスの運行方法ですけれども、これは費用等はどちらの病院が持っているんですか。

○小田大和総合病院業務課長兼健診科長兼医療情報管理室長

大和総合病院のほうで持っております。

○西村病院局経営企画課長兼新光総合病院建設副室長

実際の費用は大和総合病院のほうで持っておりますけれども、その費用に対する財源でございますが、それは一般会計からの繰入金で補っているということでございます。

○土橋委員

何て言われました。

○西村病院局経営企画課長兼新光総合病院建設副室長

済みません。費用については、大和総合病院のほうで持っておりますけれども、その財源については一般会計からいただいているということでございます。

○土橋委員

何か、奥歯にももの挟まったような、とげがあるような言い方するが、何かあるの。

どっちが持っているのかって聞いたら、大和ですとか、光ですとか。それ以上のことは聞いてないよ。

シャトルバスの運行についても、大和が金払っているっていうことになると、それは実際にはあんまり大きな問題じゃないだろうけれども、これの活用も、交通不便地域にみたいなどころもあるわけです。大和から光の総合病院まで載せていってるわけですか

ら、これの活用みたいなものも何か考えておられるんですか。何か、方法は、制限はあるんですか。

○田村病院局管理部長

それも含めて交通アクセスについては、今後検討してまいりたいということでございます。

○土橋委員

次に移りますけども。

光総合病院を新築した場合の話なんですけれども、私も、心配はしています。もちろん病院のほうは、なおかつ心配をしておりますが、3人の医師を何としても新築に合わせてというようなのがありましたけれども、これは、緩和ケアとの兼ね合いだけなりましたかね。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長兼管理部新光総合病院建設室長

緩和ケアと放射線の部分と、あと総合診療のあたりも考えれるかと思っておりますけど。

○土橋委員

緩和ケアは、私の認識がちょっとずれてるのかもわかりませんが、精神科の先生が必要だというような話を聞いたことがあります。場合によっては、ほかの先生でも3日ほど講習に行きゃあ、それで了解みたいなところもあるんですけども、予定をしてるのは精神科の先生ですか、何の先生ですか。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長兼管理部新光総合病院建設室長

緩和ケアを専従に見ていただける医師です。精神科とか、科を申し上げるわけではなくて、その専従でやっていただける医師。

○土橋委員

専従でやってもらえる医師というような科があるんですか。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長兼管理部新光総合病院建設室長

1名は専従であって、あと精神科とかほかの診察とかは、他の医師が補充してまいりますので、その病棟におられるというか、そこだけを見ていただける医師という意味です。

○土橋委員

わかりました。それと、放射線科の先生たちゅうのは、ものすごい難しいって聞いとるんですが、そうなんですか。

○守田病院事業管理者

放射線医というのは、専門医が昔は1つだったんですけど、分かれまして画像専門医と治療専門医というのを2つができて、初めのときはどっちとってもいいよと、好きなほうをとれっちゅう感じだったんですけど、その後は、もう治療専門医が初めから治療専門医、画像専門医は画像専門医となりまして、そうするとやっぱり画像のほうが需要が多いですから、ほとんどの人が画像専門医になるものですから、治療専門医というのは非常に少ない、山口県で6、7、8とか、そのくらいの人数と思うんですよ。大学も入れて、全て入れてですね。

それで、治療のほうも初めは治療専門医がいなければ、専属でいなければならないというようなことがありましたけど、やはり現状を考えると、それがだんだん緩和されて治療専門医がパートで来たのでもオーケーというふうになら、これからもまだ変わるかもわかりませんが、今のところそういうふうになっている。御質問に答えると、非常に少ないです。

○土橋委員

画像の先生と治療の先生は、昔は一緒だったっていうんだったら、今もあまり変わらないんじゃないかというふうな、ものすごい単純な考え方なんですか、そうじゃないんですか。

○守田病院事業管理者

放射線の医師ということに関しては同じですけど、今、専門医の時代ですから、一応専門医をとるときに、昔は放射線、はっきりこのところはわかりませんが、放射線の専門医ということになってたんですけど、今は画像の専門医か治療の専門医かという部分で分かれとるように考えております。

○土橋委員

こんなこと言うちゃあいけんのんでしょうけど、目途としては大丈夫なんですか。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長兼管理部新光総合病院建設室長

放射線治療医は、基本的に先ほど守田先生が言われたように数が少なくて、常勤を迎えるのは多分難しいと思います。

内容としては、今、思ってるのは、守田先生も多分同じだと思いますけども、例えば放射線診断医とか、ほかの医師が病院の中におられて、数回放射線治療医の方に来ていただいて、計画書を記載していただいてそれどおりにやっていくということになると思います。

○土橋委員

非常勤も目途はつくんですか。

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長兼管理部新光総合病院建設室長

その部分に関しても、全てに関しても、結構難しいという意識はもっています。

○土橋委員

それはもう、先行きが、足元ふらふらですね。

光総合病院の跡地利用についてお聞きをします。新築移転が終わってからというふう
にのんきに構えているようです。新築をすれば当然のように大金がかかるというのに、
どうしたら高く売れるのか、民間病院なら当たり前の話だろうと思うんですが、真剣に
考えない理由は何ですか。

○田村病院局管理部長

まず優先順位で申し上げますと、やはり新病院の実施設計、今年度、それと施工に関
していろいろな事務作業、今もかなりの頻回で業者さんとの調整であったり、その会議
等、かなりの部分をもっております。

そうした中で当然今、委員さん言われるような跡地の問題であったり、交通アクセス
であったり、もろもろも確かにございますけれども、鋭意努力してやっていきたいとい
うふうには考えております。

○土橋委員

金が何ぼかかろうと、それは組織の金ですからね、痛みは感じないかもわかりませ
んけど、ちょっと理解に苦しむような御回答だというふうに思います。

大和病院のことで、山銀前の駐車場の件ですけれども、これから道路の新設、それ
に伴った家屋の移転などが始まるわけでありましたが、そうするとこれまで停められて
いた台数は停められなくなりますけれども、何台ぐらいに影響が出ると思われ
ますか。

○武居大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

山銀前の市道拡幅、これは歩道整備をされるために、市道が拡幅になるというふう
に伺ってはおります。それで、フェンス側の1列分を、あれが20台ちょっとぐらいが影
響するのではないかというふうには思っておりますし、また、商工会のところから、
県道のほうへ新しく道ができますので、それにつきましても10台程度の影響がある
のではないかというふうには考えております。

○土橋委員

そうなってくると、今、現在、あそこには、今現在、何台停められてるんですか。と

というのが、建設部との関係もあるんで、今、病院のほうの実情を聞いてこうというのが私の質問の狙いなんです。

○武居大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

山銀前の駐車場全体で約120台程度は停まっているというふうに認識はしております。

○土橋委員

それから、例えば30台を引くと90台と、そうなってくると、今現在120台ぐらい停まっているけれども、120台というのはいっぱいいっぱいだという認識でいいですか。

○武居大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

過去から外来の駐車場については広がってはおりません。最近、外来患者数は減っておりますが、今の現状を見ますと、多いときは本館前とあわせて、山銀前の外来駐車場がいっぱいになることはあると思っております。

○土橋委員

それでなくとも医師の少ない大和総合病院でありますけれども、これまでも光総合病院は、聞こえは悪いけど医師を引き抜いておりますけれども、まさかと思うわけですが、今後、そのようなことはあるのか、ないのかをお聞きいたします。

○守田病院事業管理者

お言葉ではございますけど、過去において一度たりとも医師を引き抜いたことはございません。

以上でございます。

○土橋委員

結果としてそういうふうになっているわけですから、聞こえは悪いがと言ったのはそのところでありましてけれども、そうでないとするならば、それはお詫びします。大和から医師を引き抜くというようなことは、今現在、考えておられるかどうかということをお聞きいたします。

○守田病院事業管理者

大学に人事のある先生が、大和から光、あるいは光から大和、あるいはほかのところに異動することはありますけれども、意識的に引き抜くということはありません。

○土橋委員

それはやり方の問題なんですね。大和をやめたい予定の医師は今現在、おられますか。

○武居大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

やめられるという話を聞いた先生はいらっしゃいません。

○土橋委員

宿直体制、今現在は1カ月に何回程度になってますか。

○小田大和総合病院業務課長兼健診科長兼医療情報管理室長

日直、当直合わせて1カ月で大体4回から5回でございます。

○土橋委員

大学には宿直の先生をお願いしていますか。

○小田大和総合病院業務課長兼健診科長兼医療情報管理室長

大学のほうをお願いしております。

○土橋委員

何人、お願いをしているんですか。

○小田大和総合病院業務課長兼健診科長兼医療情報管理室長

お願いしている人数については、五、六名おられると思います。

○土橋委員

私の質問が悪かったですね。大学に宿直の先生をお願いをして、そして、今、現実に宿直に参加をしてくれている先生はおられますか。

○小田大和総合病院業務課長兼健診科長兼医療情報管理室長

大学をお願いしておって、現在、実際当直に来られている医師はおります。五、六名いると思いますが。

○土橋委員

大学をお願いをした宿直の先生が五、六人おられて、なおかつ今の大和は宿直体制は1カ月に日直合わせて四、五回あると、そうですか。

わかりました。大和から光に何人の先生が応援に行っておられますか。

○小田大和総合病院業務課長兼健診科長兼医療情報管理室長

大和から光のほうには、2名応援に行っております。

○土橋委員

時間は何時間ですか。

○小田大和総合病院業務課長兼健診科長兼医療情報管理室長
週に午後に2回程度、2回から3回程度でございます。

○土橋委員
午前は2人ともないわけですね。

○小田大和総合病院業務課長兼健診科長兼医療情報管理室長
1人は麻酔科の医師でございますので、午前中に手術が入った場合については、午前中から赴く場合もございます。

○土橋委員
光から、大和は、何人の先生が来られてますか。

○田村光総合病院業務課長兼防災対策室副室長兼新光総合病院建設副室長
光から大和でございますけれども、1つの診療科から先生方が交代で行かれております。

○土橋委員
整形の先生ですよ。整形の先生の2名が参加をしてくれてると。これいやみじゃないんですけどね、大和から光には午後から、あるいは午前するときもあると。2名が行っていると。光から大和は、2名ではあるが、1人は3時からだと。

一つ、そういう問題や、こういう問題もありますし、また市長の公約である1次診療は守るといふようなことも公約にされておられるわけでありまして。今後は、お互い助け合おうて、ぜひ大和のほうも無理を言うかもわかりませんが、大学病院は、病院同士で話をしてくれということになっておるといふことでもありますので、ぜひ、2つともいい病院を目指して頑張られるようによろしくお願いをいたしまして、私の質問の全てを終わります。

○大田委員
以前、私が放射線科の先生は診療するのに随分深いところを診療されるのに、全国的に数名か数十名の先生しかいない。しかし、今回、光総合病院のお願いするのは、皮膚下6mm程度でやるから山口県のところには先生おられるというような答弁を聞いたと記憶しておるんですよ

今のお話では、なかなかおられないから難しいんじゃないかと、非常勤を考えているというような答弁なんですよ。そこのところ、ちょっと食い違っておるんじゃないかなと思って、もう一遍お聞きするんですが。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長兼防災対策室長兼管理部新光総合病院建設室長

治療内容の件と思いますけども、そういう患者層の方を治療していくということだろうと思います。

医師数につきましては、先ほど申しあげました非常勤と、診断医の常勤を検討しているところでございます。

○笹井委員

大和病院の耐震化の件で、ちょっと先行の委員もありましたけど、ちょっと私も理解を深めるために質問したいと思います。

先ほどの質問で、6階建ての中央棟が耐震がない。これは0.1ということですが、それ以外の棟は耐震性があるということによろしいのでしょうか。

○武居大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

病棟で申しますと、南館と本館がございしますが、これは昭和56年以降の新耐震基準で建てられております。

以上です。

○笹井委員

中央棟について、私の認識では、これまで、平成に入って2回大きな改修工事をしておると思います。どの時期にどういう工事をしたのかというのと、そのときに耐震性の補強がされたのか、されてないのか、お答えください。

○武居大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

先ほども申しました、本館と南館を新しくつくった際に、中央棟とジョイントする部分とかいうので、改修工事を平成の11年から13年にまっず行っております。そのときには、耐震補強工事は実施していません。

それから、平成22年に一般病棟を療養病棟に改修をしております。これは、部屋の大きさを若干広げるとか、いろいろな内部の改修をしたということで耐震補強等は実施をしていないというのが実情でございます。

以上です。

○笹井委員

耐震基準については、私も本会議で取り上げましたけど、昭和56年か7年やったですかね、宮城県沖地震で、それで基準が変わりまして、そのときから新築のものは、当然耐震性を満たした基準で厳しくなってやっておるからいいと思います。

ただ、そのあと、改修については明確な基準がないわけですが、平成7年に阪神・淡路大震災がありまして、多くの庁舎とか、公共施設が倒壊しました。今の話ですと、11年から13年、2年間にかけて結構大きな工事だったと思うんです。結論は耐震性補強の

工事をしてないということですが、すべきではないかと、そういうふうな議論というのは、当時の検討委員会、あるいは町議会の中なんかであったのでしょうか。

○武居大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

ちょっと私在那个当時おりませんでしたので、はっきりと申せませんが、耐震補強の協議はなされなかったのではないかと考えております。

以上です。

○笹井委員

わかりました。結果がやってないということですから、そういうことになると思いますが、これは今、引き続いて中央棟で問題として残っておるというのはよく理解いたしました。

終わります。

3 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第87号 光市三島温泉健康交流施設の指定管理者の指定について

説 明：讚井福祉総務課長 ～別紙

質 疑

○土橋委員

1,500万円程度のお金を払うということはわかりましたが、大体あそこは1年間でどのぐらいの売り上げをしているのかみたいなものはわかるんですか。

○讚井福祉総務課長

平成27年度の実績となりますが、利用料収入として4,442万8,000円の利用料収入がございます。収入としましては、全体としましては5,800万円程度の収入がございます、支出も7,200万円の支出ということになっております。

○土橋委員

5,800万円の収入があって7,000万円、赤字なの。

○讚井福祉総務課長

収入には、指定管理料の1,300万円がございますので、それもプラスされます。

○土橋委員

私の日本語通じませんか。

○讚井福祉総務課長

今の5,800万円につきましては、指定管理料が含まれておりませんので、実際には、収入といたしましては、5,800万円に指定管理料の1,360万円、これがプラスされる形になります。

○土橋委員

だから、7,300万円の売り上げがあって、決算ですから、どのぐらいの経費がかかっているのかというようなことは、あなた方は把握しておられるのかって聞いているんです。

○讚井福祉総務課長

報告を受けておりますので。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○讚井福祉総務課長

失礼しました。収入が7,214万3,000円に対しまして、支出が同じく7,214万3,000円でございます。

○土橋委員

じゃあ、とんとんちゅうこと。

○讚井福祉総務課長

収支はイコール、ゼロということになります。

○土橋委員

これは、勉強のために聞いておるんですが、従業員とかは何人おられるんです。

○讚井福祉総務課長

支配人、副支配人、それからパート従業員が11名おります。
以上であります。

○土橋委員

支出のところで大きなものっていうのはどんなものがあるんですか。

○讚井福祉総務課長

主な支出の内訳といたしましては、まず人件費、それから光熱水費等の管理費と申しますか、そういったもの、それから保守、メンテ等に係る経費、それが金額の大きい主要なものでございます。

○土橋委員

わかりましたけれども、大きなものは、光熱費なんか大きいということだろうと思うんですが、何か、ものすごくうまくできてるなと思う。収入が7,300万円なら支出も7,300万円と、なんか違和感がありませんか。
私の質問はそれだけ。

○大田委員

以前はセイカスポーツとさんびる共同事業体で指定管理者になっていたと思うんです。今回は、セイカスポーツ1社ですか。

○讚井福祉総務課長

セイカスポーツセンター1社でございます。

○大田委員

そのJVを解消する理由っちゃあ何かあるんですか。

○讚井福祉総務課長

今回、指定管理候補者になるとかっていうのは、これまではさんびるのほうは、主に今の運営に当たって清掃業務とか、そこら辺に入っていたというふうに聞いております。今後は、自社で賄っていく、自社でやっていくというふうな御提案をいただいているところでございます。

○大田委員

せっかく共同体でやっておられて、今回は1社。最初も1社でもよかったんじゃないかと思うんですが、なぜそういうふうに解消するのかっていうのがちょっと理解に苦しみます。そここのところを理解されて、こういうふうに1社にされたんじゃないだろうけど、理解されてると思っていいんですね。

○讚井福祉総務課長

今の運営におかれましても、先ほど申し上げたように、清掃とか、一部のところでさんびるさんの企業としての優位性を生かされていたというふうに聞いておりますので、今回、そこら辺の清掃等については自分たちでやると言われるということで、解消されたのだとは思いますが、それ以上はちょっとわかりかねます。

○笹井委員

じゃあ40ページからちょっと流れよく順番に行ってみたいと思います。

まず、指定管理の公募について、8月から9月に行ったというふうに書いてありますけど、指定管理を募集しとるという情報は、どのような形で外部に発信しておるのでしょうか。

○讚井福祉総務課長

外部には、広報を初め、ホームページへの掲載等によって募集を行っているところでございます。

○笹井委員

わかりました。そこで、光市指定管理候補者選定委員会というのが開催されておりますが、これのメンバーは何人で、市内の人については、どういう役職がおられるのでしょうか。

○讚井福祉総務課長

選定委員会につきましては、外部委員として、企業経営について専門的知識を有する者が1名、施設管理または施設利用について専門的知識を有する者2名の計3名、それと市の職員3名、合計6名でございます。役職につきましては、副市長、政策企画

部長、福祉保健部次長の3名でございます。

○笹井委員

わかりました。外部委員についても聞こうかと思ったら今答えがありましたので、そこは飛ばします。この委員会というのはきちんと6人の方が集まって選考されたんでしょうか。それとも会わずに持ち回り、合議みたいな形で選考されたんでしょうか。

○讚井福祉総務課長

10月12日に本庁におきまして一堂に会して行われました。
以上でございます。

○笹井委員

わかりました。6人の方がやられとるということは、6人の方がそれぞれおられて、その持ち点の合計というか、平均みたいな形で審査されるのでしょうか。それとも、あらかじめ点がついたものをその6人が確認するような形になるのでしょうか。

○讚井福祉総務課長

それぞれの持ち点を合計して、600点の合計でやっております。

○笹井委員

わかりました。終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第88号 光市牛島診療所の指定管理者の指定について

説 明：柏木健康増進課長 ～別紙

質 疑

○土橋委員

牛島衛生組合ってというのは、日ごろは何をしようところですか。

○柏木健康増進課長

主に牛島の診療所の管理運営事業でございます。

○土橋委員

そうすると、例えばの話だけど、これがもしとれんじやったら、この衛生組合なんて

いうのはもうないに等しくなるわけ。

○柏木健康増進課長

そのとおりでございます。

○土橋委員

実際に、あそこを管理するっていうことになってくると、私もそうそう見てないんで、何人ぐらいがあれしてるんですか。

○柏木健康増進課長

組合長1人、副組合長1人、会計1人、監事1人、職員2名でございます。

○土橋委員

わかりました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第75号 平成28年度光市一般会計補正予算（第4号）

説 明：讚井福祉総務課長 ～別紙

質 疑

○土橋委員

臨時福祉給付金のところで、低所得者をというようなお話がありましたんで、低所得者とは具体的にどういう人たちなのか教えてください。

○讚井福祉総務課長

ここでいう低所得者とは、平成28年1月1日現在に市内に住所を有しており、28年度分の市民税の均等割が課税されていない方が低所得者と位置づけられております。以上でございます。

○土橋委員

そうすると、年間の収入はどのぐらいの人ですか、それと人数。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○讚井福祉総務課長

給与収入者に限定いたしますと、93万円以下の方が低所得の対象になるということでございます。それと、対象人数ですが、約9,000人と見込んでおります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第78号 平成28年度光市介護保険特別会計補正予算（第3号）

説 明：植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○笹井委員

では、福祉保健部所管について、5項目について、ちょっとお尋ねをしたいと思います。簡単なところから行きたいと思います。

まず、児童関係ですが、浅江の南側にあるわかば児童館について、光市内でここだけ児童館があるということなんです、この設置時期と利用の状況について教えてください。

○西村子ども家庭課長

わかば児童館は、児童福祉法第40条の規定する児童厚生施設で、児童に健全な遊びを与え、健康の増進を図り、情操を豊かにすることで児童福祉向上を図ることを目的に設置されております。設置時期につきましては、昭和54年度でございます。利用状況でございますが、小学生以下の児童及び乳幼児の利用者数は平成27年度で3,896人となっております。

以上でございます。

○笹井委員

利用者数で、延べですと3,896人ということですけど、頭数とか、利用登録者数っていうんですか、それに直すと何人になるんでしょうか。

○西村子ども家庭課長
93人でございます。

○笹井委員
その93人というのは、小学校で言うと全部浅江小学校区でしょうか、それともほかの小学校区等から利用されとる方もおるんでしょうか。

○西村子ども家庭課長
ほとんどが浅江小学校でございますが、島田、光井、附属小学校もでございます。

○笹井委員
わかば児童館の設置目的はさっき設置の条例を見ましたからわかりましたけれども、例えばそれ以外の、浅江以外の方はなかなかここに、とても通園しづらいところだと思います。そういうところに住まれてる方が同様のサービスを受けたい場合は、そのわかば児童館以外でもそういうサービスを受けれるようになっておるのでしょうか。

○西村子ども家庭課長
児童館ではわかば児童館だけとなっております。

○笹井委員
わかりました。この辺の、施設の今後の動向につきましては、今、市全体のほうでまとめております公共施設等総合管理計画の対象事業ということで、この辺の中で議論されることだろうと思っています。しかし、浅江のここにだけ児童館があるというのは、ちょっと私は違和感があり、今後の公共施設マネジメントの考えで見て、ちょっと議論していかなきゃいけないことかなと思っています。
今度、高齢者事業のほうに移ります。大和地区には、老人憩いの家が10何カ所あったと思います。これは、旧光にある東部、西部とは違って、もっと小さい施設だと思っていますが、この大和地区にある老人憩いの家について、管理はどこが行っているのか、また、補修とかの必要があれば、どこが担当するのでしょうか。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長
大和の憩いの家につきましては、管理は施設の近隣に住む方に依頼をしておるところでございます。支出のほうにつきましては、光熱水費、燃料費等、高齢者支援課のほうで支出をしております。

○笹井委員
わかりました。市の施設だから、ここで質問しとるわけですし、今の維持費は、光熱費なんかは市が出しておると。ただ、管理は地元の人をお願いしておるといふことと理解いたしました。一応、老人憩いの家という内容なんですけれども、私は、実質的

には自治会の集会所という活動じゃないかと思うんですが、それは、どうですか。自治会の集会所としての活動なのか、それとも老人憩いの家としてさらにそれとは違う、こういう活動があるんだよというのがありましたら、教えてください。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

活動実績といたしましては、委員言われるとおり、集会所のような利用もされているところも見受けられるところがございますが、うちは、サロンのような高齢者の活動の場ということで、一応認識しているところがございます。

○中邑福祉保健部次長

今課長が申しあげましたけど、主としては、老人の交流の場としての活用をされています。ただ、そうした中で、地区の集会的な集まりとしての利用もあるということでもあります。
以上であります。

○笹井委員

今次長さんから主としては老人の集まりであるというふうに言われました。ということは、活動内容の何割が老人の事業で何割が自治会の事業かというのを市は把握されて、そういう今の御回答になるわけでしょうか。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

活動実績につきましては報告書で、一応こちらのほうでまとめておるんですが、そのうちの何割とかっていう、ちょっと数値に出すっていうのはなかなか難しいところがございます。ほとんどが高齢者の憩いの場の御利用ということでこちらとしては認識しておるところでございます。

○笹井委員

活動実績報告は活動の回数とか人数とかは当然報告があると思うんですけど、その種類別の報告というのも全部市は把握されていますか。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

一応こちらのほうで把握してるところでございます。

○笹井委員

把握しとるなら改めて聞きますけど、何割が高齢の老人憩いの家としての本来の利用で、どれだけが目的外利用なのか教えてください。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

ちょっと今報告書を確認してますけど、9割方は本来の趣旨に沿った活動をやってお

るということでございます。

○笹井委員

私も数字を突っ込んで聞きたいわけじゃないんですが、実際に、この老人憩いの家じゃない、旧光市の自治会館でも本当に、活動者の状態を見るとほとんど高齢者なんです。サロンなんかもそこでやっとするわけです。私は、この老人憩いの家も、つくったときは旧大和町の政策に沿った目的でつくられたと思いますけど、合併した現在において、活動状況はほとんど自治会館と同じだということであると私は認識しています。やはりそこは、統一的な基準で、自治会館であれば、基本的には維持管理は全部地元、光熱費も地元、エアコン代も皆きちっとお金を入れて使うという形でございます。そういう足並みをそろえた上で、その上で自治会で補助メニューがとれるものとは違っていいと、それは足並みをそろえるべきではないかなと考えています。これはちょっと提案だけしておきます。

次に、海浜荘についてちょっと聞きます。海浜荘も光市役所以上に老朽化が進んでおると思うんですけど、ここの耐震性というのはどのような状態なんでしょうか。

○讚井福祉総務課長

海浜荘の耐震性に関する御質問なんですが、耐震性の調査は行っておりませんが、本施設は昭和37年の建築ということであり、耐震基準が制定された昭和56年以前の建築されている建物のため、耐震基準を満たしていないという認識でございます。

○笹井委員

海浜荘は耐震性満たしてないのは、これはもう私も見ただけでわかるんです。新開の海水浴場にある3階建ての建物で、前の国体のときにつくられた施設ですので、これについてどうするのかというのは公共施設総合管理計画を見ても、よくわからない書き方になっております。実際にここの耐震性については、本当に、施設の建物自体が相当やばい状態にあります。これについて、市のほうではどのようなお考えであるのか、お聞かせください。

○讚井福祉総務課長

海浜荘につきましては、過去に何度も御質問をいただいているところであり、早急な対応の必要性は承知しております。現在、既存施設の有効活用を軸に検討進めているところでありますが、なかなか成果が上がっていない状況でありまして、現在、公共施設マネジメントの考え方に基づいて、施設の再編などの動向もあることから、改めてさまざまな可能性について今内部で模索、検討しているところであり、引き続き考えてまいりたいと思います。

○笹井委員

わかりました。公共施設のマネジメントについては、また総合管理計画も出てきまし

たけれども、ただ、これを見ても、いつごろまでにどうするというのがなかなか見えない計画になっております。既に勤労青少年ホームなどは廃止の方針が出されましたし、市役所についても、耐震性の調査で取り組みはかかるということは明言されています。やはり、問題のある施設とか危ない施設は、担当部局はしっかりと前に進めていかなければいけないと提案させていただきます。

最後の項目に行きます。今年の6月議会で、社会福祉施設入所者の財産処分に対する賠償が審議され、可決されました。大島の方に支払うという件です。これは可決されていますが、この支出の状況はどうなっていますでしょうか。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

本年6月議会で上程させていただきました損害賠償の議案につきましては、6月30日に御議決いただきまして、7月に相続人にお支払いをしたところでございます。

○笹井委員

わかりました。ちょっとまたさかのぼりますけど、平成26年9月の環境経済委員会で、この社会福祉法人の別の事件、2の方が亡くなった財産処分について、県や市の特別監査があった件で私が質問したところ、執行部から改善報告書の提出があり、内容が適切と判断し、報告書を受理したとの答弁がありました。その際に、さっき言いました大島の件について、全く委員会で報告がなかったんですが、これはなぜでしょう。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

平成26年9月の経済福祉環境委員会におきましては、平成25年から平成26年にかけて山口県と光市が合同で実施いたしました特別監査に伴い、平成26年5月30日に当該社会福祉法人に対する改善命令、5項目を受けて同法人から提出された改善措置報告書が適正であった旨の御説明をしたまででございます。

以上でございます。

○笹井委員

この26年9月の環境福祉経済委員会の時点において、執行部は、この大島の件が問題であると、そういうことは認識、把握をされていたんでしょうか。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

同委員会におきまして、同委員会の中で13万の用途不明金につきましては、残余遺留金として市に届け出がございまして、現在に、国に帰属すべき手続きを進めているという答弁をいたしました。その手続きを進めていく中で、相続人の存在を確認したということでございます。

○笹井委員

ちょっとよく回答がわかんなかったんですけど、9月の段階で結局その件は、一応認識

して、大島の件の解消の調査とか、取り組みはしていたということによろしいですね。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

ですから、残余遺留金を国に帰属する手続をしておる中で、相続人を確認したということでございます。

○笹井委員

今回は、その福祉施設について、市と県の特別監査で、そこが問題であるということがわかったわけですけど、その審議をしとるときに、結局、この件以外に問題はないかというふうに聞かないとやっぱり執行部というのは教えてくれないんでしょうか。私は、内容は適切として報告書を受理したということがありますから、そこの施設の問題を含めて全部片づいたというふうに理解していました。結局今年6月には議案で出てきたわけですけども、ほかに問題はないかと聞かないと、やっぱり執行部としては答えられないんでしょうか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○笹井委員

わかりました。6月にもう議案として可決されていますし、一事不再理で、もう1回審議になってはいけませんので、そこは聞くつもりはありませんが、こういう社会福祉施設の問題について、改善報告書が出た後でもまたいろいろ問題があったと、進展したという今回の事例でもございます。今後もそういうことが私ども議員でございしますので、きちっと問いただしていくような姿勢を持ってのぞんでいきたいと思っております。終わります。

○岸本委員

三島温泉指定管理者選考について御質問させていただきます。（発言する者あり）
点数制度も理解できますんですけど、既存の業者が有利な項目がありますから、一定の点数ラインを引いて、入札をするのが望ましいと考えております。そういう質問はもうだめ。

○委員長

だめです。既に議決をされました。そのときにお願いできたらと思います。

○磯部委員

1点だけ確認をさせていただきたいと思っております。今、がん検診とか、健診とか、皆さん、毎年受診率を上げるために一生懸命職員の皆さんも工夫をされてやってらっしゃいますけれども、先日の新聞の中で、ちょっと高齢者の健診の問題について、リスクを伴う問題もあるということで、慎重にすべきではないかといった、そういった記事

もございました。今、光市の中で、国においては、そういった規定が、上限の年齢制限っていうものがないんですけれども、そのあたりのことをどのように考えておられるのか、当局のお考えをまずは聞かせていただきたいと思っております。

○柏木健康増進課長

委員仰せのがん検診につきましては、健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業として市町村が実施することとなっております。市では、「がん予防重点教育及びがん検診実施のための指針」というものが厚生労働省健康局長通知にあります。これに基づき検診を実施しております。この指針の中で、がん検診の対象者については、一定年齢以上の者とされており、市で年齢制限の上限を設けることは適切でない判断しております。

現在、検診の対象となる方には、5月末に受診案内をお送りしておりますけれども、受診については、個人で選択していただくことになります。委員御指摘のリスクにつきましては、考えられるところではありますので、個別の検診においては、指針に基づいた実施要領、チェックリストを受託医療機関へ配付しており、各医療機関で説明を十分にさせていただき、選択していただくことが必要と考えております。

また、集団健診においては、胃がん検診を申し上げますと、問診で、バリウムの誤嚥の可能性がないか、便通の状況、体調等を聞き取り、検診の受診が可能かの確認や検診後の注意事項についても十分に説明を行い、実施しているところでございます。

以上です。

○磯部委員

わかりました。そういう細かいことまできちんと確認をしているということで、一定の理解はいたしました。

以上です。

○大田委員

よく理解するために質問させていただきます。

まず、認知症のランキングについてお教えてください。ホームページの日経新聞のシニアに優しいまち総合ランキングにおいて、日本全国約767地区ある中で光市は総合で682位、医療介護偏差値では682位、生活支援予防偏差値では576位、認知症対策偏差値では414位、また社会参加偏差値では507位と余り芳しくありません。私は、光市は、高齢者に対して、対策といいましようか、政策といいましようか、とてもよく頑張っていると思ってるんですよ。でもなぜか日経新聞のシニアに優しいまちランキングではこのような結果なっておるんですよ。それをまた、山口県下で見てもみると、総合ランキングは山口市が1位で、光市はワースト3位なんです。これはどういうことかなと思ってるんですが、その中で、個別に医療介護のランキングで見ますと、これもワースト3位なんです。下から3番目なんです。この表、どのように分析しておられるか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

議員がおっしゃった日本経済新聞社が行った調査によりますと、調査期間が平成26年12月から平成27年1月までで実施されたものでございまして、その中で医療介護につきましては、12項目設問がございまして、その中で医療介護連携の取り組みについていうのを、5項目ございまして、そのうちの実施が、こちらの回答が1項目のみの回答をしておりましたことから、それがマイナスのポイントの大きな要因というふうに考えているところでございます。具体的には、その5項目のうち、こちらがクリアしたのが在宅医療介護サービス提供施設の関係者で集まって会議を定期開催というところのみ該当としたところで、ポイントが下がったというふうに分析をしているということです。

○大田委員

ほかの4項目は光市では行ってないと考えていいんですか。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

平成26年11月の時点においては、まだ未定ということで、実施はしてないということで、お答えしているところでございます。

○大田委員

今後はどうされようとされているんでしょうか。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

ただ、この設問が、例えば地域連携クリティカルパスを作成とか、そういった専門的なというか、こちらの医療連携システムの構築とはちょっと違った方法での設問でしたので、一応こちらは、医療介護連携システムに沿った施策に取り組みを進めているところでございまして、ちょっと設問がそれに沿ったものではないということで、認識しているところでございます。

○大田委員

そうすると、光市は、医療介護においてはそれ以上やっていると自負されていると考えてよろしいですか。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

平成26年に国が示した医療介護連携のマニュアルがございまして、それについては8つの項目を実施するように一応市町村に伝えられてるところなんですけど、それにつきましては、ほぼ7つの項目にクリアしているという状況でございます。

○大田委員

ほかの市町村はその5項目も全部クリアされて、上位点じゃったというふうに私は解釈するんです。また、次の生活支援ランキングの項目でも、ワースト3位なんです。この表示も、どういうふうに分析されているか、お答えください。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

これにつきましても、その中の項目で介護予防日常生活支援総合事業の開始時期の設問がございまして、こちらの回答としては、その当時はまだ決まってないことから、未定と回答したことがポイントを下げた要因と分析してるってところでございます。

○大田委員

開始時期未定でも、されてるんでしょう。違いますか。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

29年の4月からの開始予定でございます。

○大田委員

了解しました。ランキングでもワースト3位にならないように。同じように社会参加ランキングでもワースト4であります。この分析もどのようにされてますか。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

これにつきましては、設問項目の中に介護支援ボランティアポイント制度を導入しているかという設問がございまして、その当時はまだ介護支援ボランティアポイント制度は導入してなかったことから、検討中という回答をしたことが大きなマイナスポイントと分析をしているところでございます。

○大田委員

これも、山口県の中でもワースト4位でありますから、いろいろ改善して、上げてもらいたいと思います。また、認知症対策については、これはベストファイブに入っちゃうんですね。山口県の中で、非常にいい評価と思うんですが、全国的に見ると、757中414位、半分以下でございます。これもまだまだというように気がするんですが、どのように評価されてるかお答えください。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

これにつきましては、設問の中で、自治体が運営する者だけではなく、認知症カフェの運営をしているかという設問がございまして、その当時は、1つほど認知症カフェを、本市が主体ではないのですが、運営しておったということから、一応あるということで回答したことが大きなポイント、上げる要因になっているものと見られます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

私、先ほども言いましたが、高齢者とか認知症対策、いろいろ福祉部は非常に現在よくやっておられると思うんですが、こういうようなランキングが出たので、一応伺ってみました。今後ともしっかりと頑張っておっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、光市の認知症ケアパスガイドブックについてお聞きします。私はこれ、中身を見ると非常によくできると思うんですよ。じゃが、中身は非常によくできているんですが、素人、老人なんかを読まれるかどうかっちゃうのをまずお聞きしたいと思うんですよ。

○堺地域包括支援担当課長兼地域包括支援センター所長

認知症ケアパスは、認知症の予防、治療、介護サービスなどの光市版認知症情報ガイドブックとして作成をいたしました。そのため、関連する情報を多く掲載をして、非常に情報量の多い、ページ数が多い冊子になっているところでございます。市民の方にわかりやすいように、目次というところで、どこを見たらいいかとか、市民がどこを見ていただきたいかとかいうところでわかりやすいように、参考項目ということでマーク等をつけて作成をしているところでございます。ただ、どこまで高齢者の方が読んでいただくかというところの把握まではできていない状況でございます。

以上です。

○大田委員

先ほども言ったように、よくできてると思うんです。じゃが、他市を見てみますと、柳井のガイドブックは、こういうようなA3の紙1枚できちよるんですよ。これは、一見してすぐわかるんですよ。こういうふうにはできないものかと思うんですがどうでしょうか。

○堺地域包括支援担当課長兼地域包括支援センター所長

委員さんが御紹介されました柳井市の認知症ケアパスはA3版の1枚ということになっております。これ1枚が、国が示している認知症ケアパスという形になるんですが、光市においても、この形で2ページにわたって掲載はさせていただいております。ただ、これだけであれば、どのようなサービスかというところはわからないことより、本市においては、そこら辺はもう少し詳しく情報として見やすいように載せようということで、こういう冊子という形をとらせていただいております。柳井市の確認をさせていただきますと、電話番号等で確認をするようにというような形になっているので、本市においてはある程度この冊子1冊でどういうものかがわかるような形のものでつくらせていただいております。

以上です。

○大田委員

そしたら、このケアパスガイドブックっちゅうのは今一般市民の方にどのくらいの配布されているんでしょうか。

○堺地域包括支援担当課長兼地域包括支援センター所長

一般市民の方にどのくらい配布しているかというところになりますと、ちょっと把握はしてはいないんですけれども、これを活用していただきたい医師会や歯科医師会、薬剤師会やケアマネジャー、介護施設や認知症家族会等に配布をし、その相談の中で配布をしていただく、本市においても地域包括支援センターの窓口で相談があるときに配布をしているという状況で、詳しい冊数までは把握をしてない状況です。

○大田委員

先ほどから何遍も言うんですが、このケアパスガイドブックは、非常によくできてるんですよ。それじゃが、一般市民、活用する人たちが一見してわかるような作り方ももう一つあるんじゃないかと思imasるので、よろしく願いいたします。

また次に、これに対して、タッチパネルっちゅうんですか、1台あいぱーくのほうに設置されてると思うんですよ。それもようできとると思うんですが、認知症の方からすると、私は認知症かな、どうかなっちゅうのを確認するためにいちいち、あいぱーくに行かなくちゃいけないんですよ。それが1台と言わんと、支所とか、各出張所なんかにも増やしてもらわねばいけませんよ。

○堺地域包括支援担当課長兼地域包括支援センター所長

タッチパネルというのがもの忘れ相談プログラムというもので、簡単な質問によって、タッチパネル操作で質問項目を答えていただいて、物忘れのチェックできるというシステムになっております。このプログラムは、高齢者にも使いやすいようにというように形で仕様ができておりますが、高齢者の中にはやっぱり操作方法がわかりにくいというところで、職員のほうが直接説明をして実施をしていただいている現状もあります。そういうところで、箇所数が多い、台数は今現在、2台しかないという状況、それから、直接利用に当たっては、職員の直接的な説明が必要であったりとか、あと検査結果に対して指導、アドバイスが必要になる。要注意の方等に対してですが、そのようなことから、支所や出張所への設置は難しいと考えております。しかし、プログラムは希望があればふれあいいいききサロンや出前講座などで実施して、貸し出しもしておりますので、そういう形で活用をさせていただけたらというふうに考えております。

以上です。

○大田委員

このタッチパネルっちゅうのも、認知症になられる前の方が物忘れ相談コーナーでい

ろいろ使われると思いますから、ぜひとも使用方法、使用場所、いろいろ考えて、設置場所も考えていただきたいと思います。

また、タッチパネルのある場所や物忘れ相談に行こうにも、今どこにあるのかな、現在どこで使われているのかなちゅうのが、ちょっとわかりにくいと思うんですよ。何々課に行けじゃったら、それは書いてあるんですが、タッチパネルをするところはここですよとか、物忘れ相談するところはここですよとかいうのが、一目でわかるような案内板ができないものかどうかちゅうのをお聞きしたいんですが。

○堺地域包括支援担当課長兼地域包括支援センター所長

今、窓口のところ、包括支援センターのカウンターのところには、上のほうなんですけども、物忘れ相談と、手づくりであります、表示をしたりとかして、わかりやすいように工夫をしていますのと、包括支援センターの周知リーフレットにも、今、あいぱーく光内には窓口がわかりやすいように、各課に番号が1番、2番というふうに番号がついておりまして、包括支援センターは5番ということになりますので、いろんな包括支援センターの周知をするときに、まずは5番窓口に来るようにというように数字でわかりやすいようにはしておりますが、さらにわかりやすいような努力はしてまいりたいと思います。

○大田委員

よろしくお願ひします。また次に、同僚議員も一般質問でされましたが、いきいき百歳体操、あれは今現在、国が推奨してるとお聞きしているんですよ。今、光市では、伊保木地区と後松原地区が常時行っているようにお聞きしてるんですが、よその地区には今現在どのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

○堺地域包括支援担当課長兼地域包括支援センター所長

いきいき百歳体操の普及事業につきましては、今年度から実施をしております。本年度の実施におきましては、県のモデル事業という形で実施をしております、その関係で、一部のモデル地区で実施をするということは当初から予定をしております。来年度からは、通いの場の創設ということもありまして、さらに普及啓発を考えておりますが、来年度に向けて、御希望のある自治会等も声がかかっておりますし、さらに普及ができるように、いろいろ出前講座等で普及をして、周知を図って来年度に向けて増やしていこうというふうに努力をしているところでございます。

○大田委員

では、その出前講座においては、福祉部のほうから講師が1人か2人行って、皆さんに周知徹底をされると、今後はそのようにされようとしているわけですか。

○堺地域包括支援担当課長兼地域包括支援センター所長

いきいき百歳体操自体は住民主体で実施をしていただくというような体操になってお

りますので、まずはどういう体操である、この体操を週1回やっていくためには、実施主体である自治会のほうで用意していただくものを週1回やってもらえるかというところを確認をさせていただいて実施ということになりますので、その辺の説明を、どのような体操でどのような効果があるかとか、そういうような形をプレゼンテーション、プレゼンという形で私たちは言うておりますが、そういうことをやってみたって、興味があるという団体のほうに説明に行っているというような状況です。

○大田委員

その説明に行かれた後はどうなるのでしょうか。

○堺地域包括支援担当課長兼地域包括支援センター所長

説明を受けて実施をしたいということでありましたら、今年度は2地区のみということになっておりましたが、来年度以降、また自治会のほうとこちらの地域包括支援センターのほうで日程等調整して、実施に向けてまた調整をするということになります。

○大田委員

それはわかるんです。だけど、そこに毎週1回ずつ福祉部のほうから指導員が行ってずっとやられるのか、またその他、その自治会か何か用意してやるようになるのか、ちゅうのをお聞きしたい。

○堺地域包括支援担当課長兼地域包括支援センター所長

実施当初で約3カ月間市のほうで支援をさせていただくということになります。毎週、最初の4回のほうは、地域包括支援センターのほうから職員が行って、運動の指導であったりとか、その辺の説明をしたりしておりますし、3カ月後に評価という形で地域包括支援センターの者が行って、運動の最終的な指導とか、体力測定をして、効果などの評価をし、その後継続に向けての支援をするという形になっております。

○大田委員

その評価はわかるんです。だから、初めのときは指導者が行ってずっとやって、その後は、ラジオ体操のように、要するにテープとか、テレビとかでやって、評価するの、ちゅうのをお聞きしたかったんです。ただ、福祉保健部のほうからずっと毎週指導に行くということではないんですね。

○堺地域包括支援担当課長兼地域包括支援センター所長

市のほうからの、自治体に対してのかかわりについては、3カ月間で考えますと、最初の3回のみと最後、3カ月後の1回というふうに考えております。それ以外は、自治会実施場所の自治体のほうで自主運営をしていただくという形になります。

○大田委員

いろいろがんばっておられます。よろしくお願ひします。今度は、認知症コールセンターの設置についてですが、山口県庁は以前は毎日行っておられたと思うんですよ。現在は週3回ぐらいになっておりますが、光市は、認知症コールセンターっていうのはどのようになっているのか、ちょっとお聞きするんですが。

○堺地域包括支援担当課長兼地域包括支援センター所長

県の認知症コールセンターのほうは、現在は週3回設置をして、電話対応ということになっておりますが、本市におきましては、地域包括支援センターのほうに認知症を含む高齢者の総合相談窓口ということで周知をしておりますが、県のコールセンターと同様の機能は既に有していると考えております。

○大田委員

光市のほうは電話があったらそれに対応されてるということで理解いたしました。また、物忘れ相談というのがあると思うんですよ。ただ、今現在は毎週水曜日に行っておられるように聞いております。それは、何か完全予約というように聞いとるんですが、完全予約じゃなけりゃいけないんでしょうか、お聞きします。

○堺地域包括支援担当課長兼地域包括支援センター所長

物忘れ相談日は毎週水曜日ということで、予約制ということで周知をさせていただいております。予約制にするということは、スタッフのほうに来られるということが事前に把握ができますので、それに対してスタッフを配置ができますので、ゆっくりと時間をかけて相談等対応ができるということを考えて、予約制という形をとらせていただいております。

○大田委員

家族の方が、うちの父親はちょっと物忘れ、認知症が進んでるから、ちょっと相談に行きたいなっちゃうのは、そこで飛び込みでは行けんわけですね。

○堺地域包括支援担当課長兼地域包括支援センター所長

物忘れ相談日という形は一応予約制で対応させていただいておりますが、それ以外でも相談、先ほども説明しましたが地域包括支援センターは、認知症の高齢者の総合相談窓口ということで、さまざまな相談、電話対応、窓口、訪問等で対応しておりますので、電話がかかったときにその内容が認知症であれば、物忘れ相談日以外でも対応をさせていただいております。

○大田委員

よろしくお願ひします。相談件数ですが、物忘れ相談が実施されてからどのくらいの件数を受けられたんでしょうか。

○堺地域包括支援担当課長兼地域包括支援センター所長

物忘れ相談日の実績ということですが、物忘れ相談は昨年6月から実施をいたしまして、平成27年度は32件、平成28年度12月7日時点では10件ということでございます。

○大田委員

今年は、大体1月に1件弱、去年はそこそこあったようなものですが、相談をされて、もっと増えるような可能性もあると思うんですが、そのときはどういう対応をされますか。

○委員長

大田委員、質問は簡潔明瞭にお願いします。

○大田委員

答弁できないの、今ので。

○委員長

だから、おわかりにならなかったの、簡潔明瞭にお願いできませんかとお願いしたんです。

○大田委員

昨年32件あって今年は10件程度であります、もっと多く相談があるようになるようなことはできないんでしょうかと、その相談に対しては対応できますか。

○堺地域包括支援担当課長兼地域包括支援センター所長

物忘れ相談日の件数がもう少し増やすようにというところでは、まだまだ周知不足というところもありますので、周知を図りながら、必要な方が早期に相談ができるような体制を整えたいと思っております。それと、相談者が増えたら、対応ができますかということでの質問については、予約制という形でもありますし、地域包括支援センターも職員のほうの機能強化で充実も図っておりますので、今現時点で増えても対応ができるというふうに考えております。

以上です。

○大田委員

了解しました。よろしく申し上げます。

次に移ります。ケアパスブックの中でも一番最後のページに載っておるんですが、現在、見守りグッズを出しておられますよね。キーホルダーとか見守りミサンガというのを2種類出しておられます。私は全く一般市民に対しても目立たないように思うんです。これは、キーホルダーとかミサンガというのは、全国统一なんですか、

それとも光独自なんですか。

- 堺地域包括支援担当課長兼地域包括支援センター所長
見守りグッズにつきましては、光市独自でございます。

- 大田委員

光市独自だったらもう少し、誰が見てもわかるような感じで作されたほうがもっといいんじゃないかと思えますし、市民の皆さまに周知徹底されるようお願いしたいと思えます。また4月から出されていると思うんですが、今現在、何人ぐらい出されているんですか。

- 堺地域包括支援担当課長兼地域包括支援センター所長

この見守りグッズといいますのは、この事業はひかり見守りネットということで、徘徊にのめる高齢者が事前に登録をしていただくというものなんですけれども、昨年の11月から開始をしております、現時点は申請者数は42名ということになっておりますので、42個キーホルダーは出させていただいております。どちらかというと、このキーホルダーにつきましては、身元確認用ということで、申請をされたらID、番号をつけて、それを御本人さんが持っていてと、これは、目立つというよりは、気がかりな高齢者を市民の方が見つけたときに、これは認知症でちょっと困ってらっしゃるのかなというときに持ち物について、IDとかキーホルダーがついてないかを見ていただいて、確認をしていただくというようなアイテムというふうに考えております。もう一つの見守りグッズのものは、ミサンガ、手に巻くものなんですけれども、こちらのほうは徘徊が頻回に発生して、生命のリスクが高い方によく目立つように、今委員さんが言われたように、よく目立つようにという形で配布をしております。これは家族の了承がある方のみということになっておりますので、現在、ミサンガの配布は26本という形になっております。

以上です。

- 大田委員

そこで、42人と26本、今、見やすいようにしてもらいたいという提案をさせていただいたんですが、今後とも見やすいように周知徹底してもらいたいと思えます。それと今、地域包括ケアをされておりますが、医師会と福祉部と病院の連携を常に言われておられますが、病院へのバックアップっていうのはどのように考えておられるんですか。お願いいたします。

- 植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

医療、介護、今連携して取り組む中で、在宅医療の推進に向けた今取り組みを行っているとありますが、具体的には、病状が急変した際の入院、スムーズに行くこと、あとは緩和ケアに対する適切なバックアップなどの協力の要請をしているところであります。

す。また、市立病院の中に地域医療連携室という所管がございまして、その連携室等、かかりつけ医の開業医の医師との連携を密にすることによって、入退院時の態勢、効率的、効果的な医療の提供をしているというところがございます。

○大田委員

この7月に先ほども聞いたんですが、山口県地域連携構想というのが策定されました。これは、地域包括ケアのほうもかかわり合いがあると思うんですが、どのようなかかわりを持っているのか、お教え願いたいと思います。

○柏木健康増進課長

今、地域連携構想とおっしゃいましたが、地域医療構想のことかと存じます。地域医療構想は、2025年に向けた医療提供体制のあるべき姿を示すため、医療法に基づき、各地域の医療需要を踏まえた病床の必要量や目指すべき医療提供体制の実現に向けた施策等について定めるものがございます。この目指すべき医療提供体制を実現するための施策として、病床機能の分化・連携の推進、そして在宅医療の推進、医療従事者の確保の視点から取り組みを進めるものです。在宅医療の推進に当たっては、在宅療養支援病院・診療所や訪問看護ステーション、介護施設等の整備や、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員など、多職種の連携によるネットワークの構築をはじめとする地域包括ケアシステムが必要です。こうしたことから、地域医療構想と地域包括ケアシステムは一体として考える必要がある、密接に関係しているものと考えております。

以上です。

○大田委員

病院、地域包括ケア、いろいろと提携を考えて、地域医療構想を行われたと思うんですが、今後とも、その提携を密にして、そつがないようお願いしたいと思います。これで終わります。

○土橋委員

子ども医療費無料化の現状や問題点あるいは課題等についてお尋ねをしてみたいと思います。その前に、福祉部長が体調が悪いということであります。今後どうなるのか、しゃべれる範囲でお聞きをしたいと思います。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○土橋委員

子ども医療費無料化についてですけれども、私の一般質問のときに、小学3年生までの自治体が2つあるというふうに答弁をされました。私の調査では、光市だけでありましたけれども、いま一度、県内の小学校卒業まで、中学校卒業まで中学3年生まで

の自治体の数をお聞かせ願えたらと思います。

○西村子ども家庭課長

一般質問で副市長が答弁した数でございますが、4月1日現在の13市の状況でございます。中学校卒業までを対象として無料でなく、1割を助成している自治体が1市、小学校卒業までを対象としているのが4市、小学校3年生までを対象としているのが本市を含め2市となっております。

○土橋委員

今のあなたの持っておられるのは、4月というような言い方をされましたけども、私が持っているのは、28年の10月現在の話です。10月現在のところでは、小学校3年生までというのは、光だけなんですけども、10月のはとっておられないんですか。

○西村子ども家庭課長

10月1日現在では、本市が小学校3年生まででございます。

○土橋委員

そんなら何でそんなこと言うの。10月を持ってんだったら、10月現在の話ができるでしょ。何か、恨みか何かあるんですか。極めて不愉快だ。私が10月現在のものを持ってなかったら、それで済んだのかもわからないけども、答弁っていうのはそんなものじゃないと思う。ちょっと真面目にやってください。周防大島、和木、上関、阿武の各町は町段階でありながら、中学校卒業まで無料にしてるんですけども、このことについて、何か感想があればお聞きをしたい。

○西村子ども家庭課長

この乳幼児医療子育て、子供医療費の助成制度につきましては、本来のセーフティーネットの目的から、子育て世代を呼び込もうとするような、争って制度を拡充しているところがございます。そういう意味で、本市もこういったことについては、そういった状況を認識しております。

○土橋委員

何を言ってるのかわからんけども、所得制限についてお聞きしますけれども、わかりやすく、なぜ、光市は所得制限をされたのですか、お聞かせください。

○西村子ども家庭課長

本来のこの医療費の目的が、セーフティーネットということで、県のほうが所得制限というか、所得を制限を設けておることでございますので、本市もそれに準じております。

- 土橋委員
13万6,700円という基準ですか。
- 西村子ども家庭課長
そのとおりでございます。
- 土橋委員
それを基準にされた理由っていうのは、山口県がやってるからだというだけの理由ですか。
- 西村子ども家庭課長
県のほうでそういった基準を設けられまして、おおむね640万円以下、控除とかによりまして違いますけども、子供2人世帯でそれ以下の方ということで、本市も準じております。
- 土橋委員
13市の中で、県はそういうが、私のところは制限していないという市町はどこが、何市ぐらいありますか。しているところとしていないところ。
- 西村子ども家庭課長
何らかの形で所得制限をしてない市が8市ございます。
- 土橋委員
このことをどう思われますか。
- 西村子ども家庭課長
先ほども申しましたけども、子育て世代を呼び込もうという制度に変わりつつあるところでございますので、本市としては認識しております。
- 土橋委員
説明になってない。
- 西村子ども家庭課長
少子化の流れを変えるという意味で、こういった子育てに対する負担感や不安感を除く、そういったことにつながる重要な施策としては認識しております。ただ、恒久的な財源がいることなどと、あと市全体でこういったものを検討する必要があると考えております。
- 土橋委員

最初にその話が出ると思ったんですけども出なかったんで、どこの自治体でも有り余る財政っていうことはないと思うんです。光市は所得制限をしておりますけれども、対象者は小学校3年生まで。所得制限なしにした場合は、今の生徒よりどのくらい増えるんですか。今が何ぼで、増えたら何ぼってというような形で教えてもらいたと思います。

○西村子ども家庭課長
濟いません。金額でございますか。

○土橋委員
人数です。

○西村子ども家庭課長
濟いません。今手元に資料ございません。

○土橋委員
探してください。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○西村子ども家庭課長
失礼しました。小学校1年生から小学校3年生までが1,329人、これで所得制限を解除した場合1,329人、現在は、770名程度ということでございます。全体で1,329人、現在が770人。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○土橋委員
小学校卒業までなら、新たな必要な財源は約2,000万円というような御答弁でありましたが、これは、制限なしで計算されたものですか、ありで計算をされたものですか。

○西村子ども家庭課長
制限ありでございます。

○土橋委員
そうすると、なしで計算をされた場合は幾らになるんです。

○西村子ども家庭課長
小学校6年生まででございますか。6年生までで約8,000万円でございます。

○土橋委員

これで、どういうふうな計算でそういうふうなのが成り立つんですか。現在は、制限があって1,329人、それが2,600人になって4,000万円ちゅうのはわかるんじやが、770人しか増えないのに、何で8,000万円になるの。

○西村子ども家庭課長

濟いません。先ほどの数字は、小学校1年から3年生まで。

○土橋委員

そうか、それは悪かった。それはわかった。移住定住全力プロジェクトちゅうのがあるんですか。そういうふうにうたわれておりますけども、所得制限を撤廃する気はないんですか。

○西村子ども家庭課長

限られた財源がございますので、市民に満足いただけるよう、見きわめながら慎重に検討したいと思います。

○土橋委員

隣の町から光に移ってきたら所得制限があった。市民は所得制限があるじゃ、ないじゃのっていうのは、知らん人のほうが多いと思うんでありますけれども、それで対象から外されたという不満を聞きました。この話を聞かれて、今後どのように対応をされようとしているのか、お聞かせ願いたい。

○西村子ども家庭課長

先ほどから申しあげておりますけども、子育て世代を呼び込もうとする施策でございますので、少子化の流れを変えること、それとあと、光市人口ビジョン、光市まち・ひと・しごと創生総合戦略等でまちづくり等を勘案しながら、限られた財源を活用し、市民に満足いただけるような施策を見きわめながら、慎重に対応してまいります。

○土橋委員

小学校3年生までなんていうのは光だけと、別に競争しようとは思わんけども、その辺は、ぜひ検討されて、もう12月ですから、来年度予算に反映をさせていただきますようお願いをいたしておきたいと思います。

それと、これちょっと前もって言ってなかったんですけども、東部憩いの家、塩湯の件なんですけど、これは地域住民と話し合うってことになっちゃったけども、いつ話が持たれました。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

本年の8月18日には東部憩いの家との利用者説明会を開催しているところでございます。

○土橋委員

その後に、私は一般質問をしたんです。そしたら、そういうことで一字一句間違いがないわけじゃないですよ。そうであるならば、もう一度関係者と話し合いをすると、持つということになってたんで、その後、いつ話をされましたかって聞いている。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

今現在まだ開催はしておりませんが、今後、入浴サービスの廃止に伴い、利用者さんに対する足の確保の方策を今検討しているところでございまして、それについては、他の事業者さんとか、庁内の調整等も必要でございますので、それがまとも次第、今年度中を目途に説明会を開催する予定としているということです。

○土橋委員

そんな話も含めて9月議会で言ったんですよ。そのときあなた担当者だったんですか。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長
担当者でした。

○土橋委員

それなら知ってるでしょう。約束をしておいて、私が問題提起をしなければそのままってような状況じゃないですか。それが「やさしさあふれる「わ」のまちひかり」のやることですか。言いわけを聞こうとは思ってないけれども、それは、さっきあなたがおっしゃるように、じゃあ、廃止にしたらどうするんか、というような問題もそれは、廃止は絶対反対だっていうのもあるし、廃止したらどうするのかよと、何でそんな延ばし延ばしにするのか。市民の責任にしたりして。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

現在、入浴サービスが受けられない方についての整理を進めているところでございまして、たびたび申し上げますが、今年度中には業者説明会で御説明をさせていただきたいと思っております。

○土橋委員

じゃあ、代替案は今持っているんですね。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

一応こちらのほうで検討させていただいてます。

○土橋委員

それならちゃんと話をすりゃいいじゃない。それなら、そういうようなもの持ってるんなら。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

ただ、現在のところ具体的にまだ調整等が済んでおりませんので、早急に調整を行いまして、説明をさせていただきたいと思っております。

○土橋委員

遅いんだよ。だから役所ってというのは悪口言われるのよ。もっとも自分たちもそうだけど、議員と役所ってというのは、何ぼ責めてもええと、あなた方だけじゃないですよ、こっちも責められるんですよ。とにかく、このことはちゃんと決着をつけていただきたいと思います。

民間診療所誘致についてお聞きをいたします。今、誘致活動について、何名の担当者が動いているんでしょうか。

○柏木健康増進課長

健康増進課の職員としましては2名、それに部次長で5名と考えております。

○土橋委員

9月以降、情報は何件ありましたか。具体的に聞きたい。

○柏木健康増進課長

残念ながら、具体的な情報は手にしておりません。山口県にゆかりのある医師がいらっしゃるといってお聞きはしますが、具体的な情報につながっておりません。

○土橋委員

どういうというのか、どんな人たちに当たりかけましたか。

○柏木健康増進課長

県人会で言いますと、NPO法人長州の絆会であるとか、関西山口県同郷会、広島山口県人会、東海山口県人会、それから公益財団法人防長倶楽部、こうした方に協力を求めています。

○土橋委員

それも悪いことではないと思いますが、ちょっと違うんじゃないかっていうような気もします。何でこの周辺じゃなしに、東京だよ、大阪だよとかっていうようなのが平気で行ってくるのかっちゅうのが私にはどうしても理解ができない。専門誌は別にして、9月以降、情報を集めるためのどのような活動を行ってきたかっていうのをお聞きし

たい。それが今言ったところですか。

○柏木健康増進課長

そうしたところに、フェイスブックに掲載いただいたり、勉強会で資料を配布いただいたり、総会のPRで資料を配布したり、説明をしたり、しているところです。

○土橋委員

結局は、情報提供をお願いしたいというようなところは、この近回りではないということですか。

○柏木健康増進課長

そうですね。大変、泌尿器科、眼科の医師というのが非常に少ないこと、また開業となるとさらに困難であるというのは、想定してるところなのですが、また、光市病院局の医師派遣に影響がないように誘致活動を行うために、山大医局所属の医師に直接接触することも難しい、直接医師とコンタクトをとりにくいというところがございます。

○土橋委員

したがって、情報提供があれば動くけれども、なければ、動かない。動かないって言ったらちょっとあれだけでも動けない。そういうシステムになってるように思えてなりません。こんなことを続けて、早期に成功すると私は思えないんですが、担当者はどういう思いですか。

○柏木健康増進課長

そうですね。まず、医療機関とか、金融機関等に広く情報提供を行う、そうしたことによって、いろんな情報を集めていくということで、全国の先進事例では、縁故による成功事例っていうものがありますことから、やはり地縁、人の縁に着目した活動を腰を据えてやっていくこと、地道な活動ではございますが、取り組むこととしたいと考えております。

○土橋委員

今のことも関連するんでしょうけども、情報提供を受けるための戦術や戦略ってというのはどんなふうに考えておられるんですか。

○柏木健康増進課長

繰り返しになりますが、現状行っております県人会の働きかけ等、そして地の縁、人の縁に着目した誘致活動を重点的に取り組みながら、病院局の医師確保対策本部と連携し、一つひとつ丁寧に、そしていろんなコンサルタント、医療コンサルタント等にも情報を流しながら、わずかな情報提供にも積極的に呼応してまいりたいと考えてお

ります。

○土橋委員

病院のときにも私は言ったんですが、大和病院のような慢性期主体の病院には医師派遣は困難だという、そういうところからこの問題は始まっているんですよ。本来、病院局に大きな責任があるんですけども、どうもその辺が、自覚としては少ないように思えてならない。だからあなたのところにあれこれ言うわけじゃありませんけれども、市長の公約でもある大和地域の医療の確保っていうのもあるし、大和の一次診療は守るというようなことを言うておられるわけなんですよ。それで、一つ聞いてみるんですが、担当者の課長は、今まで病院局とどのような話をされました。したか、しないかでいいです。

○柏木健康増進課長

民間診療所誘致もしくは病院で勤務医として受け入れていただけるかどうかというあたりの相談をしたところですよ。

○土橋委員

よくわからないんですが、みやすく言ってくれませんか。病院と担当者のところで、2人っちゅうんじゃないけども、そういったところで何人かが合同協議だとか、情報の交換とか、そういうふうなものは、これまで何回ぐらい会議を行いましたか。

○柏木健康増進課長

すみません。会議というか、その都度、例えば県人会に行くときに、病院局の勤務医のほうのほうも一緒にPRするとか、それから病院局が広報誌に掲載する場合には、民間診療所誘致のものもしていただくとか、そういうふうなこと、そして、いろんなPRの場面で一緒にPRしていくこと、それから、私たちが民間診療所でもし情報があった場合、勤務医ならばオーケー、非常勤ならばオーケー、そういう情報があった場合、それは病院局のほうに受け入れていただけるか、そちらのほうに情報を提供するというので、回数は、すみません、カウントしておりませんが、何回かそういうやりとりをしております。

○土橋委員

条例は制定されたが、態勢ということでは不十分なような気がします。言葉は悪いが、うまくいけばもうけもんというような、そういうような態勢になっていると思うわけでありまして。あなた方を責めるだけでは能じゃないとは思いますが、今現在、誘致活動するに当たっての問題点は何だと思っておりますか。

○柏木健康増進課長

先ほど来から申し上げましているように、泌尿器科、眼科の医師が非常に少ないこと、

また、開業となるとさらに困難であるということは当初から想定しているところであり、光市病院局の医師派遣に影響がないよう誘致活動を行うために、山大医局所属の医師に直接接触することも難しいということが課題と考えております。

○土橋委員

プレッシャーだけはかけられてるわけだ。今現在の課題っていうのは何でしょうか。

○柏木健康増進課長

そうですね。いろんな問題点、課題はあるのですが、一人ずつ来ていただけたら、目的は達することになりますので、その一人を見出せるように。また開業の意思が生じたときにすぐ検討していただけるように、情報提供を行うこととか、そうしたことに、また縁故であるというところで成功事例がありますことから、そうした地縁、人の縁に着目した活動を本当に腰を据えて、一つひとつ取り組むことにしたいということでございます。

○土橋委員

私がこういう質問をしますけども、実際問題として、お医者さんを見つけるなんていうことは、大変なことだと思っています。ですから、関係所管といいますか、とりわけ大和病院、あるいは光の管理課、守田さんや田村部長、こういう人たちとの合同の意見交換会や何やっていうのを積極的に、あなたもやりにくいじゃろうけれども、積極的にこちらのほうから声をかけるなどして、大変なことは私も重々承知はしてるんですけども、頑張ってくださいようお願いをして、私の全ての質問を終わります。

4 環境部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第75号 平成28年度光市一般会計補正予算（第4号）

説 明：原田環境政策課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第77号 平成28年度光市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

説 明：小田環境部次長兼下水道課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他

※報告事項

①第2次光市一般廃棄物処理基本計画（案）中間報告

説 明：小田環境事業課長 ～別紙

質 疑：なし

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○大田委員

この委員会になって離れていたもので、環境部について理解するため何点か質問したいと思っております。よろしくお願ひいたします。

今、地中埋設物の老朽化で道路陥没がよく言われておりますが、光市の下水道の老朽化はどのような状況になっておられるのか、お知らせください。

○小田環境部次長兼下水道課長

下水道管等に起因して道路陥没が発生するということですが、これの主な原因としては、下水道管渠あるいは取付管、マンホール、そういったところの接合部の破損あるいはずれ等によって土砂が下水道施設に流入をし、周辺に空洞ができることによって陥没が生じると考えられております。

本市の状況ですが、下水道整備には昭和53年に着手しまして、おおむね40年が経過しようとしております。それ以前に、昭和45年ごろだと思いますが、造成されました丸山、岩狩、旭ヶ丘といった団地の管は管渠の耐用年数と言われている50年に近づいているような状況でございます。

このため、本市では、そういった老朽管に対する調査を26、27年度で実施しております。どういった調査かと言いますと、管渠内にカメラを入れてその状況を確認をする、という調査を行いました。

幸いなことに、多少のひび割れ、たわみ、ずれ等は発見できましたが、重大な事故に結びつくような破損等は見られませんでした。こういう状況であります。現状で言いますと、やはり小規模な路面の沈下といったものも見受けられますので、今後も継続して管路の調査並びに路面の変状を調査しまして、早期発見・早期修繕に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○大田委員

よろしく申し上げます。老朽管に対して今後の計画があるだろうと思うんですが、それをお知らせ願いたいと思います。

○小田環境部次長兼下水道課長

老朽管の対策でございます。さきに述べました丸山、岩狩、旭ヶ丘団地の中で、これはほぼコンクリート管を使って下水道を整備しているわけですが、悪い管渠、約1.6kmを抽出しまして、平成27年度に下水道施設の長寿命化計画を策定をしております。

今後につきましては、社会資本総合整備交付金を活用しまして、管更正並びに管の布設替えを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

わかりました。今後ともぜひとも順調に老朽管の替えなんかをお願いしたいと思っております。

また次に、潤田のポンプ場についてお伺いいたします。今年度の予算がたしか3,500万円計上されておったと思うんですが、もう12月に来ております。工事は進行しているんじゃないと思うんですが、今後の見通しを含めて進捗状況をお教え願いたいと思っております。

○小田環境部次長兼下水道課長

潤田マンホールポンプ場のポンプの交換でございますが、本年7月に入札をいたしまして、契約後、ポンプメーカーによりましてポンプの製造にかかりました。11月の下旬に、ポンプが完成しましたことから、その性能あるいはポンプの検寸を行うために工場検査を行いまして、12月の5日と8日の深夜に使用水量が落ちるということで、ポンプの架台、それとポンプを据えつけるためのガイドレールの取り付けを行いました。その後、12月6日、9日でポンプ2台の交換工事を完了しております。

現在、試運転中ではございますけども、順調に仕様書で定められた能力以上の排水を行っております、今までのポンプに比べまして約半分ぐらいの運転時間で汚水の排水ができていますという状況でございますので、本件の工期が29年の1月31日までとなっておりますが、恐らくそれまでには完了検査が受検できる見通しであるという状況でございます。

以上でございます。

○大田委員

順調に進んでいるということで、安心しました。

次に、昨年ぐらいからビーチクリーナーを導入されて思うんです。ボーイスカウトの世界大会、世界ジャンボリーの折にも大変活躍されて、きれいになっておるといふふうにお聞きしております。現在も虹ヶ浜海岸や室積海岸が非常にきれいになり、高反響を得ていると思うんですが、今後の維持管理やら活用はどのようにされるのか、お伺いしたいと思います。

○小田環境事業課長

ビーチクリーナーについてですが、国の平成24年度地域環境保全対策費補助金の交付を受けて造成された山口県海岸漂着物地域対策推進基金事業補助金、10分の10の補助を受け、平成26年度末に導入しております。

稼働状況といたしましては、27年度より夏季の両海岸、夏季の両海岸の海水浴区域の砂浜を重点的にビーチクリーナーにより精度の高い清掃を実施し、素足で歩ける砂浜を目指し、利用されてる方が安全で快適な海水浴を楽しめるよう努めております。

導入後の評価と申しますか、これについては、ビーチクリーナー導入後、浜が見違えるほどきれいになった。素足で歩いてもやわらかくて気持ちがいいなどの評価をいただいております。

また、27年度は山口県で第23回世界スカウトジャンボリーが開催され、7月の30日から8月の6日まで、室積海水浴場で延べ約6,000人の海外のスカウトの方が来市され、ビーチクリーナーで清掃しました光のきれいな海をPRすることができたのではないかと考えております。

今後の稼働についても、夏季を重点的にビーチクリーナーを活用した清掃を引き続き実施することを考えております。

以上でございます。

○大田委員

維持管理はどうかさっていますか。

○小田環境事業課長

今は、まだ比較的新しい機械ですので、維持管理といたしましては定期的なオイル交換等の費用がかかっています。

以上でございます。

○大田委員

今後とも海岸をきれいに、また、海水浴に来られた皆さん方の好反響を得てください。よろしく願います。

次に、下水道において、今後、公営企業会計が適用されるようになると思うんです。今後の下水道の公営企業会計に対する下水道会計の適用を今やっておられると思うんですが、進捗状況はどのようになっているか、お聞きしたいと思うんですが、よろしく願います。

○福原下水道課公営企業会計担当課長

下水道事業への公営企業会計の適用につきましては、まず概略というのを簡単に申し上げますと、国からは人口3万人以上の地方公共団体について、平成32年4月までに公営企業会計、こちらを適用するように要請を受けております。

本市におきましても、そういった要請とともに、市財政への影響が下水道は非常に高いと。一般会計繰入金も多額にもらっておりますし、また累積赤字も多額にあるわけですが、そういったことから、より一層の経営の健全化や経営基盤強化、こういったことを行う必要がありますので、国の要請にも従い、昨年度から公営企業会計の適用に向けた準備を進めております。

その進捗状況でございますが、まず、準備に向けて一番手間と時間がかかると言われておりますのが固定資産台帳の整備です。下水道事業の総資産と資産価値、こういったものを明確にするため、資産台帳を整備する必要がありますが、これを昨年度から現在に至るまで実施しているところでございます。

また、本年度は、この業務に加え、移行に向けた基本的な計画、こういったものの策定に取り組んでおりまして、この計画により移行業務を計画的かつ円滑に進められるよう、現在、準備として取り組んでいるところでございます。

以上です。

○大田委員

32年3月末までですか、それまでに公営企業会計が適用されるということで、今、経理上いろんな問題があると言ったんですが、ぜひとも早く公営企業会計法に適用されるように進めていってほしいと思います。

以上で終わります。

○笹井委員

下水道についてちょっとお尋ねをいたします。

流域下水道の費用負担については、県と協定を結んでおるということで、過去それが5年ごとだったのが、今、1年ごとに更新されたというふうに私は認識しておるんですけども、その更新の状況はどうなっておるのでしょうか。そして、その協定の内容については従前と変わりがありますでしょうか。

○小田環境部次長兼下水道課長

山口県との周南流域下水道の設置、改築、修繕、維持、その他管理に関する協定書のことだと思いますが、これは平成28年4月に変更協定を結んでおります。

内容につきましては、平成27年度で周南流域下水道の事業認可の変更がなされております。建設工事に伴う資本費の負担割合につきましては、この計画認可の中にあります、処理場の基本となります日最大汚水量の割合に準じて、関連3市が負担をするということになっておりますので、それぞれ日最大汚水量が変更になりましたことから、光市の負担割合が63.4%から60.3%に変更をされております。

以上です。

○笹井委員

負担の割合は、これは基本的な考え方というのは、これは人口割合みたいなもんだったですか。それとも、流入量に対しての、その3市の負担の割合というのは何がもとになって決まるものでしたでしょうか。

○小田環境部次長兼下水道課長

建設費の負担割合は、先ほど申しましたように、この事業計画にあります日最大汚水量の割合です。

以上です。

○笹井委員

わかりました。それで、28年4月に変更協定を結んだということですけど、これは、もう今後も毎年毎年協定を結び直すと、こういうことでよろしいのでしょうか。

○小田環境部次長兼下水道課長

その協定書の内容に変更があった場合には結ぶようになると思います。

○笹井委員

変更がなければ、もうこの28年4月のものが、結び直すまではずっと生きるということでもよろしいんですね。

○小田環境部次長兼下水道課長
そのようになると思います。

○笹井委員

わかりました。流域下水道の負担割合については、過去大分さかのぼりますと、いろんな変更もありまして、県と周辺3市の負担割合がいろいろ紆余曲折というか、変わってきておるところでございます。現在は、基本的には3市で負担するという部分については、私としては理解しておるんですが、ちょっと今まで一般質問等で、そうはいってもちょっと解せない部分がありましたので、また改めてお尋ねをしますが、県庁の中におる下水道課の職員の給料や事務費についても、この3市で負担しておる部分があると過去聞いております。これは現在も3市で負担しておるのでしょうか。

○小田環境部次長兼下水道課長

流域下水道浄化センターのほうに常駐しておる職員ということでしょうか。それとも、県。

○笹井委員

私の認識では、何か県庁のあの事業課の建物の中におる職員の給与や事務費も何かこっちで負担しておるといふ、私はちょっとそういう認識を持っておりました。間違ったら間違っるといふことで結構なんですけど、そういう負担がありますか。

○小田環境部次長兼下水道課長

浄化センターのほうに県の職員が3名常駐しております。こちらの人件費につきましては、当然その浄化センターの運営に当たっておりますので、維持管理費の中で人件費と事務費を合わせて計上しております。

県庁の職員につきましては、現在行っておる事業とすれば、処理場の長寿命化にかかわっておるわけですが、それについての工事発注は県の本課の人間が行っているような状況です。それにかかる人件費等は事務費の中に含まれるという解釈をしていただければいいと思います。

○笹井委員

ということは、私は自分としては理解しておるんですけども、流域下水の、下松境の下水センターの負担として、やっぱり県庁の中の仕事、工事事務、そういったこの事務費も3市で負担しておるといふことでよろしいんですか。

○小田環境部次長兼下水道課長

その事務費を含んだものとして、現在行っている建設事業の負担金の請求が参ります。その中に、やはりそういう発注事務に携わる人間の人間の人件費というのは費用弁償をする必

要があると思いますので、その工事費に対する負担金と、それに伴う事務費の負担ということで、3市が負担をしているという状況でございます。

○笹井委員

それは具体的には何万円とか、何人分とかいう取り決めがありますか。

○亀井環境部長

投資的経費、これは普通会計もそうなんですけど、投資的経費は通常その総事業費の中で工事費も事務費もあるわけでございますが、その事務費の中で、事業費支弁人件費というのがございまして、その事業の国の補助制度、交付金制度によってもその比率は違いますが、あと、流域下水道と公共下水道でも比率は当然違ってまいります、一定割合の人件費を事務費としてとれるようになっております。それが、いわゆる人柱経費と呼んでいる人件費なんですけど、そういったことで、投資的経費として、資本比として元利償還の中にそれらが入ってきていますので、そういった格好で市が負担をするということで、当然県庁の工事担当者の人件費がその中に入ってきて、資本費で構成3市が負担しているということになっております。

以上でございます。

○笹井委員

県庁の工事担当者の事務費も請求されとるということですけど、その事務費の金額は適正かどうか。もしくは、その工事担当者の業務がどこまで県が負担すべきで、どこまで3市が負担すべきという、そういう確認というのは行われていますか。

○亀井環境部長

これは、先ほども少し申し上げましたが、基本的には補助事業を活用して、その見合い分の単独事業も行っておるわけでございますので、きちんと国に対する補助申請や会計検査の検査を受ける中で、適正かどうかは判断をしていただいております。

以上でございます。

○笹井委員

考え方はわかりました。金額とか、この辺の細かいことは、またちょっと私もおいおい勉強していきたいと思っておりますし、御協力のほうをお願いいたします。終わります。

○岸本委員

下水道の料金について御説明をお願いしたいんですけど、この近辺の下水道料金というのはどのようになっているか、知らせていただきたいんですけど。下松と周南、柳井の下水道料金、わかればお願いします。

○小田環境部次長兼下水道課長

一般的な平均家庭の使用料、よく議会でも御報告させていただいていますが、 20m^3 で比較しますと、光市で3,345円、お隣の下松市が2,160円、周南市が3,216円という状況になっております。

以上です。

○岸本委員

ちょっと光が下松に比べて1,200円ぐらい高いんですけど、その理由というのはいかがでしょうか。

○小田環境部次長兼下水道課長

下松市と光市の比較でなぜこんなに下松が低くなっているかということですが、光市の場合は、下松市に比べて建設年度が後発で昭和53年から事業に着手したことがあげられます。

もう一つは、経営の安定化ですが、特に市民の皆さんからの要望で、とにかく早く下水道を整備して欲しいということで、昭和60年度から平成13年度にかけては年間10億円を超える事業を行ってまいりました。その結果、市債の償還金が重くのしかかっていることがあります。おかげをもちまして、今現在、使用料収入としましては年間7億5,000万円ぐらいのお金をいただいております。

下水道は公営企業ですので、使用料と公費負担による一般会計からの繰り入れ等で賄っていかないといけないわけですが、今現在、そういう起債償還、借りたお金の返済と、それと細々ではありますが事業も展開していかないといけないということで、工事も進めておりますし、維持管理費にも相当なお金がかかっていますので、下松市に対して光市のほうが下水道の使用料が高くなっています。

下松市と周南市は、受益者負担金をとっていますが、光市はとっていません。また、下松市については、取付管、本管から各家庭の汚水をとるために管を引っ張っているわけですが、その費用も下松市は個人負担としていることから、その差が使用料の差となっていると推測されます。

以上です。

○岸本委員

本管から一般家庭に引く場合は、これはその方が負担されているんじゃないですか。全部その下水管は光市が負担しているんですか。

○小田環境部次長兼下水道課長

光市の場合は全て、公共枿までは光市の負担で設置をしております。

○岸本委員

公共枿というのは普通どこまでですか。

○小田環境部次長兼下水道課長

各家庭の汚水をとるために下水道の本管から官民境のところまで取付管というものを引っ張ってまいります。光市の市章が入った柵があると思いますが、それが光市と宅地の所有者との管理境、それを公共柵と言います。

以上です。

○岸本委員

わかりました。少しでも下水道料金について市民の負担がかからないように努力していただきたいと思います。今度よく勉強して、またこの下水道の件につきましては質問させていただきます。終わります。

5 建設部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第75号 平成28年度光市一般会計補正予算（第4号）

説 明：松並都市政策課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○笹井委員

それでは、項目的には4つか、5つぐらいになりますが、質問させていただきます。

まず、一般質問の関連でちょっと重たい話からいたしますが、光駅北口の住居表示案内看板に虹ヶ丘4丁目の一部が掲載されていないのはなぜでしょうか。

○松並都市政策課長

光駅北口自転車駐車場横に設置しております住居表示街区案内図のことと拝察いたします。

これは、中村町及び虹ヶ丘住居表示実施後の平成元年に設置したものでございます。

その後、浅江地区におきましては平成6年と平成16年に追加で実施した虹ヶ丘4丁目ほかの区域がございまして、それが反映されていない状態にあるものでございます。

以上でございます。

○笹井委員

状況はわかりましたけど、今後どのように対応されるのでしょうか。

○松並都市政策課長

最新の情報ではないということから、市民や来訪者の皆様方への十分なサービスとは言えない状況にあると言わざるを得ません。

昨今、インターネットやスマートフォンあるいはカーナビゲーション全盛の時代となりまして、いつでも、どこでも容易に最新の地図が閲覧できるようになってまいりました。こうした情勢の変化も踏まえまして、今後の対応については検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○笹井委員

ちょっと対応がよくわからなかったんですけど、単純に、今の看板については最新の状況に書き足すという対応ではないのでしょうか。

○松並都市政策課長

単純に書き足すことと、それ以外の方法も踏まえて検討を進めてまいりたいと考えております。

○笹井委員

了解しました。

では、次の項目に参ります。公園環境をちょっとお聞きしますが、児童公園で結構遊具はあるけどもう草にまみれとるというのも、ごくたまにですけど見受けることがあります。この草刈りの時期はいろいろ地区によって違うのかなとも思いますが、管理が放置されているような児童公園というのはありますでしょうか。こういうのがもしあれば、どのように対応するのでしょうか。

○松並都市政策課長

児童遊園地につきましては、私ども所管の行政財産として財産管理をしております。ただし、機能維持等の管理につきましては、地元の自治会にお願いをしておりますのが実情でございます。

こうしたことから、自治会によりましては草刈りの回数や頻度に差異が生じていることもあるかもしれませんが、樹木の剪定あるいはフェンス等の修繕といった自治会で行うことが困難な内容につきましては、本市が直接あるいは業者への委託により行っております。いわゆる放置というような状況にはないと考えております。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。これは言葉では児童公園ではなく、児童遊園地でいいですかね。

過去において、その児童遊園地の指定を解除したという事例はどれぐらいありますでしょうか。

○松並都市政策課長

児童遊園地を児童遊園地以外の用途に転用といいますか、活用を図ったことへのお尋ねかと存じます。

先ほども申し上げましたように、私ども所管の行政財産として管理しておりまして、現時点ではそうした事例はございません。

以上でございます。

○笹井委員

ちょっとだいぶ、時代が昔の話になりますけども、室積でも過去、お寺とか神社の一角に児童遊園地のような形で遊具があったのが撤去されて、もとの境内に戻ったような例がありますが、それは市が管理する児童遊園地ではない遊園地だったんでしょうか。私は市が管理する児童遊園地だと理解しとったんですけども、今、解除された例がないということは、児童遊園地がそのほかの財産になったことは光市において、ないということなんでしょうか。

○松並都市政策課長

お見込みのとおりでございます。

○笹井委員

わかりました。これはちょっと勉強になりました。

今度は公園遊園地についてですけれども、草刈りの維持管理を市が年に2回なり定期的に行っておる公園と、あと、児童遊園地のように地元が行う、地元になんておるといふところがあります。この違いは何でしょうか。その公園の種類によって違うのか、それとも地元との契約によって違うのか。その違いはどこにあるのか、ちょっと教えてください。

○松並都市政策課長

仰せのように、都市公園それとその他の公園、そういったものと児童遊園地につきましては、本市の行政財産であることに変わりはありませんけれども、都市公園につきましては、私どもが直営あるいは業者への委託により除草あるいは剪定といった維持管理を行っているの対しまして、繰り返しになりますが、児童遊園地につきましては、地元の自治会に機能管理をお願いしておりますのが実情でございます。

児童遊園地につきましては、そのほとんどが民間の宅地造成等によって本市が帰属を受けた施設でございます。地元をお願いしておりますというのが実情でございます。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。今、人口減少が進んでおまして、公共施設については集約とか統廃合も含めたマネジメントの取り組みが行われているわけですけれども、都市公園とかその他の公園、児童遊園地についての集約とか廃止とか、そういうものは考えておられるでしょうか。

○松並都市政策課長

都市公園につきましては、都市公園法に基づき管理及び運営をしております。都市公園の集約につきましては、国においてそういった検討がなされておるといふことは承

知をいたしておりません。

一方、児童遊園地につきましては、先ほども申しあげましたように、民間の宅地造成に伴って帰属を受けたものがほとんどでございます。こうしたものの再編や統合といったことが制度的に可能なのかといったことも含めて、現在研究をしつつあるところでございます。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。研究されているということですし、私もこの部分はまだ先例はないですけど、自分としては研究していきたいと思えます。

次、道路のほうに参ります。室積の江ノ浦道路と言われておる建物の除却工事が終わったけど、そのままになっておる部分があります。これについて過去一般質問で聞いたところ、警察当局と管理者と交差点の協議をするというところまでお聞きしております。この進捗状況はどうなっておりますでしょうか。

○田村建設部次長兼道路河川課長

現在、山口県警察本部交通規制課並びに国土交通省と協議中でございます。

以上でございます。

○笹井委員

もう1年半ぐらい前に私が聞いたときは、これから協議するということでしたけど、じゃ、協議はいつ始まって、目途としてはいつ終わるぐらいの予定なんでしょうか。

○田村建設部次長兼道路河川課長

申しわけございません。いつ始めたか、すぐに答えが出てきませんが、終了につきましては、協議が整えばということで、いつになったら協議が整うということは申し上げられません。

○笹井委員

始まった時期も、終わる時期もちょっとわからないというふうにとりましたが、それ以上ちょっと突っ込みようがないので、また、今後もお聞きします。

国道の植樹についてお聞きします。国道の植樹で、室積なんかでも大型商店の前に植樹があつて、それがやっぱり背が高くなって見通しが悪くなって、実際事故も発生しておるわけなんです。それで、私も地元のほうで商店会とか、その大型商店とかと相談して、やっぱりこれはお客さんに危険じゃからのけてもらえないだろうかというような要望を国にできないかということ、今、検討しておるんです。国道については、直接関係の自治会とか商店会とか、そういういろんな団体から国土交通省に、ちょっと危ないんで植樹をのけてほしいという、そういう要望書を出しても、市としては別に問題ないですか。

○松並都市政策課長

地元からの御要望を道路管理者に提出するということは問題ございませんけれども、交通安全の観点から、地域からこういった声が議会の場においても取り上げられているといったことを踏まえまして、市のほうからも伝えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○笹井委員

実効性があるやり方であれば、別に市に出しても、国に出しても、お知らせも含めて両方に出すというやり方もあるのかなと思っております。

実際に植樹はやっぱり道路とか景観に潤いをということで作られたと思います。その意義は否定しませんが、大型商店がもう自分のところの敷地の中に植樹を十分やっている。それで、実際今問題になっておるところは、自分の中の植樹に関しては自分の責任できちんと管理しとるんですけど、その手前にある道路の植樹が、結局年に1回か、2回しか剪定しないので、もう長い時期は本当支障になるぐらい伸びている。撤去しても後ろにも緑が十分あるというような場所でございますので、これはまた地元のほうでよく相談して対応したいというふうに考えます。

今度はJR駅のほうに行きます。一般質問でもちょっとお聞きしましたが、光駅の橋上化に係るJRとの役割分担とか、費用負担というのは決まっているのでしょうか。

○松並都市政策課長

光駅の橋上化につきましては、一般質問でも建設部長が御答弁申し上げましたように、現時点で具体的にお示しをできる段階ではございません。御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。現時点でまだ答えられないということですけど、ある程度の段階でどこまでが市の責任で、どこからがJRの責任なのかというのが明確にならないと、なかなか議論もしづらい。普通に考えますと、東西自由通路はやっぱり市なのかなと思います。ただ、駅舎と、駅舎からホームにおりるエレベーターはJRなのかなと思ったりするわけですけども、その辺がちょっと、また今後もお尋ねしていきたいと思っておりますので、答えられる段階になりましたら御回答をお願いします。

岩田駅のほうもこれこちらの所管だと思うので聞きますけど、岩田駅の駅前の駐車場というのが現状どうなっているのか。ちょっと私も何回かとめようとしたら、どこにとめていいのか、私も不慣れなものでわからなかったんですけども、どうなっているのか。また、今後地域公共交通形成計画等で何か手を入れられるというような表記も見えるわけですが、どのように今後持っていくのでしょうか。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○松並都市政策課長

岩田駅前の駐車場につきましては、J R 鉄道用地内に送迎用のスペースが数台分ございます。本市が管理しております駐車場はございません。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。送迎用だけで、とめるところはないと。あとは、土地も民地ということですね。

ちょっと光駅のほうに戻りますが、光駅は橋上化するという将来的な方向性は出ているわけですが、現在、ここは歩道用の跨線橋の補修工事をしておる最中でございます。J R 橋上化を進めていくに当たって、この跨線橋は最終的にどのようなになるのでしょうか。

○田村建設部次長兼道路河川課長

現在、補修工事を行っております跨線橋は、架設後48年が経過して老朽化しておりますことから、中長期的には架け替えも視野に入れ、必要最小限でやっております。将来的には架け替えて橋上駅と兼ねることも視野に入れて検討してまいります。

○笹井委員

かけかえて橋上化と兼ねることを考えるということは、今、補修している跨線橋は、その段階でなくなるという理解でよろしいでしょうか。

○田村建設部次長兼道路河川課長

さようでございます。

○笹井委員

わかりました。まあ、そうだろうなと思っておりました。終わります。

○大田委員

建築に対しても久しぶりなので、理解を深めるために数点質問をさせていただきます。

まず、公共建設物で建物の長寿命化政策が進んでおると思います。室積の松中住宅の建て替えがうたわれて、もう随分になると思うんですが、まだ一向に進んでいるように私は思っておりません。その進捗状況はどのようなになっちよるのか、お知らせください。

○国広建築住宅課長

平成24年3月に長寿命化計画を策定させていただいております。本計画の策定後、平

成24年度から水道管の補修・給水、下水道接続、外壁改修、屋上防水とさまざまな建物の長寿命化に資する改修を10件以上実施してきているところでございます。

平成24年度から、大和にございます溝呂井住宅の非現地建て替えの計画をコンパクトシティと兼ねて建設をするという計画になっております。

議員御指摘の松中住宅につきましては、この中で、溝呂井住宅の次に建て替えを計画しているという住宅として、今私どもも考えておりまして、内部での検討等を進めている状況でございます。

以上です。

○大田委員

ぜひとも早く進められて、松中住宅がきれいな建物になるように、ぜひともよろしくをお願いします。

また、その市営住宅に対して、随時入居できるのはどのような基準に決められているのか、お知らせください。

○国広建築住宅課長

随時入居というところでの御質問ですが、公営住宅につきましては、公営住宅法により公募が原則ということになっております。随時受け付けをして申し込みを受けているというところで、随時募集というような言い方をしていますが、これにつきましては、年に二、三回広報等に記載して募集をしている住宅と手法の異なった募集、公募を行っているという考えを持っております。

以上です。

○大田委員

今現在、随時募集をされておる住宅が随分あると思うんです。それで、公募というのは大抵半年に1回ずつされると思うんです。その基準というのが何かあって、随時や公募をされておるのだろうと私は推測しておるんですが、その基準はどのようなところを持って行っておられるのかというのをお聞かせ願いたいんですが。

○国広建築住宅課長

随時募集住宅と公募住宅の分けという形でどのように考えているかという御質問なんですが、大きく分けて、昭和の建設と平成の建設という形での住宅で随時募集と公募募集というものを分けしているという現状でございます。

以上です。

○大田委員

それで、現在、公募住宅にして半年に一遍ずつ公募されている。空き住宅が4軒あるが、公募されたときに2軒の応募しかないと、ほかの2軒は空くというような住宅も多分多々あると思うんです。そういうのも随時募集にされたらと思うんですが、その

ような考えはありませんか。

○国広建築住宅課長

全ての住宅を随時募集という形にいたしますと、広くかつ公平に入居希望者及び住宅困窮者へ住宅の供給が損なわれる可能性があるのではないかと考えております。

公募住宅については、これからも半年に1回という形になるかどうかわかりませんが、年に二、三回広報等を通じて広く市民に募集を呼びかけていきたい住宅ということで考えたいと思います。

以上です。

○大田委員

ぜひとも住宅困窮者が即入れるような公募方式にしてほしいと、私は願っております。次に、橋の長寿命化計画も策定されておると思うんですが、もう策定されてからだいぶ時間がたっておると私は感じておるんです。その後の進みぐあいというのは、具体的にどのようになっているのかちゅうのをお知らせ願いたいと思います。

○田村建設部次長兼道路河川課長

平成26年度から市内181橋の道路橋を5カ年で計画的に定期点検を行うとともに、汐入武田正門前橋第3橋ほか、6橋の補修事業を現在実施中でございます。

以上でございます。

○大田委員

具体的に言うと、大和中学校の前のところには田布施川があるんです。そのところの橋が、くの字みたいになっているんです。あそこなんかは長寿命化計画の中の最も早く補修すべき橋じゃないかと思うんですが、そのようなところをどのように考えておられるかをお聞かせください。

○田村建設部次長兼道路河川課長

今仰せの橋につきましては、市道であれば私どもの光市橋梁長寿命化修繕計画に入っておりますが、位置が特定できませんので、また後ほどお答えをさせていただきます。

○大田委員

ぜひともよろしく申し上げます。

次に、現在市道なんかにおいては、随分市内において狭隘な道路があると思うんです。全部拡幅するのが一番いいんでしょうが、そこらに対して予算もいろいろあると思うんですが、避難場所、待機場所ぐらひはぜひともつくってほしいと思うんです。その計画はあるのかどうか、進捗状況をお知らせください。

○田村建設部次長兼道路河川課長

年次的な計画についてはございませんが、現在、川端五反田線において待避所設置事業を行っておりまして、引き続き、山田畑線に入っていきたいと考えております。

○大田委員

そのようなのは随分あると思いますから、今後とも年一、二線じゃなくて、四、五線ぐらいの感じで進めていってもらいたいと、私は願っております。

また、市道の路側帯についてちょっとお聞きしたいんですが、路側帯のところに随分草が繁茂しているようなのをよく見かけるんです。その草刈りのような計画はどのような状況になっているのか、お聞かせください。路側帯と法面、両方あります。

○田村建設部次長兼道路河川課長

草刈りの計画でございますが、市道につきましては、交通量の多い箇所や人家等が少ない箇所につきましては、業者に委託しまして、年1回行っており、農道につきましては、主要幹線農道を、年2回草刈りを実施しているところでございます。

○大田委員

主要な農道に対しては年2回、市道に対しては年1回という答弁をいただきましたが、やっぱり年1回じゃちょっと少ないじゃろうと思うので、何回か実施してほしいと願っております。

また、それに対して上から竹や木が垂れ下がっているのをよくお見かけするんです。そのような木の撤去なんかはどのような基準になっているのか、ちょっとお知らせください。

○田村建設部次長兼道路河川課長

原則は、その木の所有者さんで切っていただくのが原則ではございますが、通行に支障となるものは、緊急に市で切っておりまして、目安としましては、建築限界の約4.5mを目安に切っております。

○大田委員

それはぜひとも4.5mと言わんと、3mか2.5mぐらい、4.5mの高さじゃなくて、もっと下におりちよると思うんです。そのようなのを早く除去してほしいと私は願っておるんですが、よろしく願います。

それで、先ほど同僚議員が公園のことを聞かれましたが、公園の遊具の手入れはどのようなになっているのかちゅうのをちょっとお聞かせ願いたいと思うんです。私が今見た限りでは、遊具は危険とみなして、ただ撤去だけをされているような感じに見受けられるんです。その復旧とかいうのは、私はしたほうがええんじゃないかと思うんですが、そこんところの考えをお聞かせ願いたいと思います。

○松並都市政策課長

公園の遊具につきましては、定期的に点検をいたしております。老朽化あるいは腐食等の状況については定期的に把握に努めております。

状況を踏まえまして応急補修なのか、あるいは抜本的な対策が必要なのかといったことを予算等も含めて、総合的に検討をして決定をしておるところでございます。

以上でございます。

○大田委員

いや、その遊具が今現在においては危険とみなされるから撤去して、そのまま撤去したままで置いている状況と私は把握しとるんですよ。それらの復旧ということは考えていないんでしょうか。

○松並都市政策課長

設置場所、公園周辺の状況等も踏まえて、利用頻度なども鑑みながら、撤去するだけなのか、あるいは撤去した後に代替の遊具を改めて設置するのかといったことを検討してまいることが必要かと考えております。

以上でございます。

○大田委員

ぜひとも検討して現況復旧のほうに進めてほしいと願っております。

次にお聞きするんですが、今現在、県道などを拡幅されたりしてると思うんです。それに対して、市道の取り付けなんかが当然出てくると思うんです。それに対して県から市に対して、この市道の取り付けはどのようにするかとか、住民に対しての説明を今のところあまり聞かないように私は思います。そのような状況は、県のほうからいろいろ説明があっても、一緒になって相談してやってもいいと思うんですが、そのところをどういうふうに考えておられるのか、お尋ねします。

○田村建設部次長兼道路河川課長

県道の改良事業の場合は、市道との主要交差点におきましては、県で公安委員会と交差点協議を行いますことから、市にも協議が行われます。

先ほど言われました生活道路の交差点につきましては、工事説明会を県で行っており、そちらで構造等について説明をいただいております。

○大田委員

ぜひとも詳細な説明を行い、住民の意見等を聞いて、それを反映していつてもらいたいと思っております。

次に、岩田駅前コンパクトシティにおいて今度建てかえが進められている複合型施設の名称です。あれは、今、名称はコミュニティセンターと呼ばれているように見受けておるんですが、それでいいのかわかりませんが、それについてお聞きしたいんですが。

○松並都市政策課長

御承知のように、整備事業を進めております複合型施設には、現在の大和支所、図書館の分室、それから大和コミュニティセンターの機能を集約をいたします。建物内の部屋あるいはスペースという考え方で申しますと、1つの建物の中にさまざまな機能が入ってくるわけでございます。別個の施設の集合体というふうにも捉えられますけれども、これらの機能を全て含んだ複合型施設という施設が、広い意味での地域拠点であるコミュニティセンターになるものと考えているところでございます。以上でございます。

○大田委員

だから、今言われたように、コミュニティセンターの建物という名称でよろしゅうございますか。

○松並都市政策課長

現在、私どもとしては建設部所管の複合型施設整備事業として事業を進めているところでございます。

○大田委員

今後の名称はどのようにされますか。

○松並都市政策課長

コミュニティセンターということになりますと、当然条例整備等も必要となってまいりますことから、関係所管と協議をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○大田委員

関係所管としていろいろ協議して名称をつけるということではございましたが、いろんな複合型施設で、この複合型施設の使用目的はどのように考えておられますか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

○松並都市政策課長

平成24年に策定をいたしました岩田駅周辺地区整備基本方針に基づきまして、さまざまな事業に今、鋭意取り組んでいるところでございます。この岩田駅周辺地区における、誰もが安心して住み続けられる快適で便利なまちづくりの実現に向けて、人口減少や少子高齢化の進行をはじめ、地域活力の低下、コミュニティの衰退など、地域が抱える懸念に対応するとともに、駅周辺地区における新たな拠点を創造して、利便性の向上やにぎわいの創出を目指すために、複合型施設を鋭意整備しているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

あくまでも複合型施設ということでございますね。わかりました。

私が思うのには、やっぱりこの複合型施設のメインは、一応はコミュニティセンターという感じだろうと私は思っておるんです。だから、今、複合型施設が建てられておられる中で、メインの側の玄関側に支所、その奥側にコミュニティセンターというのを今計画されておるんですが、私は、コミュニティセンターのほうがメインに持っていかれたほうがいいんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願いします。

次に移ります。岩田駅前コンパクトシティ計画の中で、岩田駅前での自転車置き場というのが計画されておりました。もうそれは計画の中では既にでき上がってなければいけないんですが、いまだにまだ何もでき上がっておりません。高校生たちが自転車置き場で頻繁に利用されるわけです。だから、屋根がないから雨の降る日なんかは濡れて、着がえるとすごい大変なんですよ。駅に行くまでも30mぐらい歩いていかなくちやいけない。その場所もちよっと自転車置き場に屋根があると助かるんですが、計画ではもうでき上がっておるようになっているんですが、その後どのようにしているのか、お聞かせください。

○松並都市政策課長

先ほども申し上げました平成24年に策定をいたしました基本方針の中でさまざまな取り組みを掲げておまして、施策事業例の一つとして駅前の駐車場・駐輪場の整備というものを示しております。事業実施段階におきまして地域住民の方々などの御意見を踏まえつつ、事業の優先度を検討してまいったところ、現時点で、まずは複合型施設、公営住宅、それから道路の整備に優先して取り組んでおりますところで、駐輪場の整備には至っておりませんが、必要性につきましては十分認識をいたしておるところでございます。

以上でございます。

○大田委員

認識されているのはわかったんですが、そうすると、駐輪場の施設計画の実行は、今のところどのような考えをされておられるのか、お伺いします。

○松並都市政策課長

駐輪場の実行計画ということにつきましては、現時点で持ち合わせておるものはありません。申しわけございません。

○大田委員

今持ち合わせておらないと言っておられるんですが、計画上はもうでき上がっているんですよ。そのところをもっと考慮されて、早急に対応してほしいと願います。よろ

しく願います。

また、その続きで、道路についてちょっとお聞きするんですが、今、複合型施設までが道路拡幅というふうな計画になっております。以前、一般質問でもさせてもらいましたが、それから先の元の市山医院のところですか、あそこまでの県道へ取り付けの計画も一応はそのまま拡幅してほしいと願うわけですが、その計画はどのようになっているのか、もう一遍お聞きしたいと思います。

○田村建設部次長兼道路河川課長

複合型施設等へのアクセス向上のため、現在、お示ししているように3路線において、まずもっては優先的に整備を考えておりまして、今申されました、複合型施設のところから県道までにつきましては、県道の改良も計画されておりますことから、将来的には拡幅整備が望ましいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

ぜひとも拡幅整備を早急に一緒に進めていってほしいと願っております。

それと、今現在計画されている光日積線ですか、あの計画のロードマップちゅうのか、計画ちゅうのか、どのような進捗状況になっているのかお知らせください。

○田村建設部次長兼道路河川課長

お尋ねの光日積線でございますが、こちらの拡幅事業につきましての地元説明会が明日予定されておりますので、そちらでお示ししたいと思います。

○大田委員

明日説明会があるということでございますので、その計画ちゅうものをぜひともお聞かせ願いたいと思っております。明日、間違いありませんね。

○田村建設部次長兼道路河川課長

済みません、一部訂正させていただきます。県から説明がございまして、明日開催されるのは間違いございません。

以上でございます。

○大田委員

よろしく願います。今後ともあそこができるだけ早く拡幅されて整備されるよう願っております。

以上で、私の質問を終わります。

○土橋委員

一つだけお伺いします。県営や市営の住宅が40戸建つと。これはこの前も言うたんで

すけども、今どき、車を2台持っておるのは、もう当たり前の話だと。しかし、駐車場は40台分となると、来客というようなものもあるわけですが、これはあれですか、入居するときに、入庫基準は別枠で何かつくられるんですか。

○国広建築住宅課長

車の所有の台数というところでの基準ということであれば、現在、車庫証明については一家に一台、車庫証明は出しております。

また、今回のコンパクトシティの対象地につきましては、一家に一台、40台分の確保と、それから身障者用の駐車場、またデイサービスの送迎用の停車スペースを設けるような形で現在計画しているところです。

以上です。

○土橋委員

どうも質問にちゃんと答えてくれなきゃ困るよ。私が言っているのは、絶対数がこれは足りないはずだよと。だとするならば、あそこに入居するに当たっては、車1台しか認めませんよと。2台持っている人は入居基準から外れますよというような形になるのかいと聞いているの。

○国広建築住宅課長

入居されるときに、2台車を所有されておられる方がいらっしゃれば、2台目については別の駐車場を確保していただきたいという形で、入居のしおり等にも記載をして入居の御説明をさせていただいている次第でございます。

以上です。

○土橋委員

そういうのはね、もう無責任ちゅうて言うんだよ。これが本当の役人の答弁なの。じゃあ、あれ、無断駐車や違法駐車を認めるわけね。あの辺に車をとめられるところがありますか、コンパクトシティのあの中で。それは1台だけで、あとの分は皆さんのところでやってくださいよと言って役所は責任とらないで、無断駐車や違法駐車やらいっぱい出てくると。それで、昨日行われた病院のところでもちょっと尋ねたんですが、商工会のところから複合施設に向けて真っ直ぐ行くのに、10台やそこらはもうなくなるだろうと。それに、山銀の前の道も広くなるから、これで20台ぐらいなくなると。そうすると、とめるところがなければ、老健施設か、あるいは今の私が言ったところか、それで必ず問題が出てきますよ。

それでも、あなた方は、そねいなことは知らんいやと。もうこれ尋ねませんから、知らんいやということですね。違やあ言うてください。

○岡田建設部長

公営住宅の入居者につきましては、周辺の個人がお持ちの駐車場等もあるやに思いま

すので、そのあたりを活用してもらおうということと、路上駐車を見かけた場合には、当然路上駐車は御遠慮くださいという指導をさせていただきたいと思っておりますし、指導をまいります。

以上でございます。

○土橋委員

もういいです。これ以上言うても。

6 経済部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第86号 光市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める 条例

説 明：國本農業委員会事務局長 ～別紙

質 疑

○土橋委員

今度は選挙じゃないということになると、選ぶほうも大変じゃろうと思うんですけども、どういうふうにして選ばれるんですか。

○國本農業委員会事務局長

公選制が廃止されまして、公募という形で応募を募りまして審査をしていくという形でございます。

以上です。

○土橋委員

わかりました。

○磯部委員

1点だけ確認をさせてください。以前から女性の参画というところが、これだけではないんですけども、叫ばれていますけれども、このあたりの公募に対してどういうふうな形でなされるのか、今々のお考えがあればお聞かせください。

○國本農業委員会事務局長

おっしゃるとおり女性委員の登用ということはずっと言われておりまして、最近も女性農業委員の会からも、その登用の要請がございました。しかし、基本が公募でございますので、みずから手を挙げていただきたいという考えでございます。ピンポイントでというのは、なかなか難しい点がございますので、あくまでも自主的に手を挙げていただきたいというふうに考えておる次第でございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第89号 光テクノキャンパス研修センターの指定管理者の指定について

説 明：芳岡商工観光課長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

では、50ページあたりからお聞きしていきたいと思います。

まず、このテクノキャンパス研修センターというのは、今Y I Cが借用して運営している学校施設とその周り全部を含んで、そこを指定管理するものだと理解していますが、50ページの下から14行目ぐらいに、その施設敷地内の建物の一部を、このY I C学院が借りて専門学校を運営しているということです。この建物の借用料については、これはどういう取り決めになっておるのか、金額等を含めてちょっと教えてください。

○芳岡商工観光課長

今こちらのほうは、普通財産として財政課のほうで貸し付けておりますので、御理解いただきたいと思います。

○笹井委員

じゃ、質問を変えます。今回、指定というのは平成29年から平成34年の5年間ということになっております。指定管理の選定に関しては、一般公募ではなくて、この1団体を審査して、今回、指定の議案で出てきておるわけですが、その理由は、ここで学校施設を運営していることというのが主要な理由だというふうに解釈します。

であれば、この5年間、Y I C学院はずっとここで学校を継続して運営するという確認はとれておるのでしょうか。

○芳岡商工観光課長

先ほども申しましたように、建物の賃借、また学校の運営等につきましては所管外ではございますが、その間の契約期間は確認しております。

○大田委員

ちょっとわからないからお聞きするんですが、中央学院がコンピューター学校をやったんですか。

○芳岡商工観光課長

御質問は、以前の周南コンピューターカレッジが今の中央学院かということですが、それは全然別の法人でございます。

○大田委員

そしたら、今、中央学院が学校法人Y I C学院と名称を変更したんですか。それとも経営者も変わったんですか。

○芳岡商工観光課長

名称の変更でございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第75号 平成28年度光市一般会計補正予算（第4号）

説 明：酒谷農業耕地課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他

※報告事項

①光市地域公共交通網形成計画（案）中間報告

説 明：芳岡商工観光課長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

それでは、地域公共交通網形成計画（案）についてお尋ねします。

あらかじめ質問項目はお知らせしていますので、スムーズな回答をお願いします。

今回、こういう計画（案）が交通事業者と一緒になつてつくられましたことに対しては、大変評価をしております。これまで交通事業者のことはわからないというような返答も多々あったんですけど、ここまで一緒になつてつくっていただきまして、私のほうもいろいろ考えることも、物も言いやすくなりました。

まずちょっとわからないところから先に聞きますけど、42ページのグラフの中に、広域乗り合いバス支援とか、地方バス路線維持対策とあるところですが、この2つは具体的にはどこの路線のことになるか、まず教えてください。

○芳岡商工観光課長

今御質問いただきました広域乗り合いバス支援事業ですが、こちらは、今、防長バスが運行しております光市役所から兼清方面に向かっているバスでございます。

地方バス路線維持対策につきましては、こちらも防長バスが運行しておりますが、国道沿いを走る徳山柳井路線、それから周防地区の徳山から兼清に向かっているバイパス

路線となっております。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。次、43ページのグラフに行きますが、25年から26年が激減しております。個別のグラフ、調査ものを見ると、JRバスが激減しておるんですけど、この理由としては、附属小学校のバス専用化に伴う減少と考えてよろしいのでしょうか。

○芳岡商工観光課長

ちょうど平成26年4月より、議員仰せのとおり附属光小学校スクールバスが導入されております。そういった実績による減少と、それに伴う運行便数の減少による一般利用客数も減ったものと考えております。

○笹井委員

わかりました。では、ちょっと個別の施策の中身について行きます。

66ページあたりの図をもとに聞いていきたいと思いますが、施策例の評価の中に、デマンド型交通やコミュニティ交通の導入・拡充というのを書いています。この図は、ただ単にバス停の位置を表示しただけで、どこを考えているのかというのが読み取れないんですが、具体的に考えているエリアというのがありますでしょうか。

○芳岡商工観光課長

デマンド型交通のエリアということで御質問をいただきましたが、デマンド型交通と、またコミュニティ交通を合わせて地域内交通として現在位置づけておりますが、先ほども御説明の中で申しましたが、本計画で示しておりますのは、主要交通結節点である島田駅周辺や岩田駅周辺を中心に考えております。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。島田と岩田ですね。ちょっと室積のほうでJRバスについて、こういう議論があるかどうか聞きたいんですけど、JRバスも2年前にだいぶ路線が再編されました。千坊台行きとか、簡保行きとかが常設されました。

ただ、やっぱり地域の声ですと、簡保行きでせつかく簡保を通るのであれば、今、途中をすっ飛ばしておる市延地区とか、東之庄地区なんかにもバス停があれば乗るのになというような声も聞いております。

また、室積公園線については、これは再編でスクールバス化によってちょっと便数は減りましたが、まだそれなりの便数があるんですけど、夜になると、夜6時半のバスを最後に、室積止まりになってしまうという状況がございます。過去、室積にターミナルがあって、そこで休憩とか、トイレとかがあった時代のなごりかなとも思うんですが、現在、室積駅のターミナルもありませんし、公園口の近くにきちんとJR用の

仮設トイレも、JRが用意しているので、どうせだったら最後まで、室積公園口までバスが行けたら、乗るのになという声も聞いています。そういった議論というのは今回の公共交通計画の中で出てきておりますでしょうか。

また、こういった議論をバス事業者のほうに伝えていただくことは可能でしょうか。

○芳岡商工観光課長

今、室積地区を中心に路線に対する様々な市民の声ということでお寄せをいただきました。

そういった事案につきましては、バス事業者に対し、計画をつくる前から伝えているところがございます。ただ、計画の策定に当たっては、そういった利便性の向上であったり、ダイヤの見直し等を掲げておりますので、事業者との協議、また、協議会での協議項目の中に考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。よろしくお伝えください。

67ページの市営バスのほうに行きます。とにかくバスについては、市営バスでも、今まで試験的に路線を拡充されたり、その結果を持って、また取り組まれたというふうに変柔軟な対応ができ、その対応については評価をしておるところでございます。

市営バスは結構フリー乗降区間が多くて、一応手を挙げれば、そのフリー乗降区間についてはどこでも乗れるということになっておりますが、逆に、フリー乗降区間が長過ぎて、バスが通っていること自体が気がつかない。あるいは、ここで停まることを気がついてない。バス停があれば何時に通るというのは、見ればわかりますけれども、バス停がないと、結局通っているだけで、いつ来るのか、やっぱり時刻表を手にとらないとわからないというような問題もあると思います。

私は、市営バスについても、主要地点にはバス停を設置して、そこに時刻表を掲示した上で乗降できるようにしてはどうかと思います。特に、今のルートですと、人の多い武田の前の正門町とか、製鉄の前のあるいは紺屋浴とか、一部市営バスが通っていますけど全くバス停がありません。そういうところに設置して時刻表を掲示した上で、地域住民がわかるようにしてはいかがかと思うんですが、そういうふうな取組みは今回の計画の中で考えられておりますでしょうか。

○芳岡商工観光課長

委員からは、以前の一般質問においても同様の御質問をいただいたところがございます。

フリー乗降というのは、利用者の利便性を向上させるために、バス停までに行かずに少しでもドア・ツー・ドアに近づけて御利用いただこうとするものでございます。

公共施設等主要な箇所にはバス停を設置しておりますところがございますが、そういった意味では、フリー乗降は、より利便性を向上するために取り入れた制度であり、そう

いった乗り方について周知が足りないという部分について今後さらに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○笹井委員

主要な場所で、私は光市を代表する2大企業の正門のあるところは、私は十分主要な場所だというふうに思っていますので、バスに関しては、とりあえず仮設でもつくって反応を見るというようなやり方もフレキシブルにできると思いますので、ぜひ一度御検討をお願いしたいと思います。

次、68ページの交通結節点について、ここに光駅周辺ということで、光駅の新たな路線バス乗り入れの促進というふうに記載されています。なかなかこういう計画には具体的な会社名が出てこないのだからわからないんですが、そうはいつでもお尋ねしますが、光駅の新たな路線バス乗り入れの促進というのは、これは防長バス188号路線という理解でよろしいのでしょうか。

○芳岡商工観光課長

本計画におきましては、委員仰せいただいたとおり、具体的なバス事業者名は示しておりませんが、今後、可能性のある事業者と協議を進めることとなります。光駅周辺には御承知のとおり、中国JRバス、ひかりぐるりんバス、防長バスの3路線が運行を行っており、既にJRバス、ひかりぐるりんバスは乗り入れております。

そういうことから判断していただき、また、以前、委員からの一般質問にお答えしておりますとおり、本計画の策定以前から別途防長バスに対しては、この件に関するお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○笹井委員

これは、いろいろ検討が必要なこととは思いますが、今後のいい結果を期待したいと思います。

71ページに参ります。ちょうどここに路線バスの図が出ております。1個問題があるなというバス停があると思っておりますので、お尋ねしますけれども、光駅から右に4つ目で、そこはつぶれて見えませんが、筒井というバス停があります。防長バスとJRバスについては、確かにこの図のとおり国道にバス停があるんですが、ぐるりんバスについては、ちょっと中に入った浅江コミュニティセンターの前にバス停があって、これが結構、お互い見えないぐらい離れておるんです。

これはぐるりんバスで、補助事業でもありますのでお尋ねしますが、こういうふうに離れているバス停に同じバス停の名前をつけるのはよろしいのでしょうか。そして、この路線図自体も、いかにも引っついていていよう但实际上は離れておるんですが、この表記はこれでよろしいのでしょうか。

○芳岡商工観光課長

現在、ぐるりんバスの運行経路は、中国JRバス、防長バスが使用している筒井バス停を通過しないことから、運行経路上で交差点との関係による安全性を確保できる現在地に、ぐるりんバスの筒井バス停が後から設置をされたものだと認識をしておりますが、今、委員さんからいただいた御意見等につきましては、地元の地域の皆さんの御意見等もお聞きしながら検討事項とさせていただきたいと思っております。

○笹井委員

わかりました。同じく71ページ、今回、冊子をつくるということですがけれども、これはどれぐらいの頻度でつくるのでしょうか。それで、過去、バスマップは市のほうもよくつくられていますし、私は大分改善されてわかりやすくなったと思いますが、バス路線というのは本当に1年に1回ぐらいものすごい変更がありまして、そのためにマップもつくりかえられておるのは私も認識しております。

さらに、冊子ということになると、何年か経つと全然路線とかが違い、状況が変わってしまう可能性もあるんですが、冊子の発行の頻度、そして冊子発行が妥当であるという適当性についてちょっとお答えください。

○芳岡商工観光課長

情報冊子の作成についてお尋ねをいただきました。

公共交通の情報や利用促進のための情報を載せていくということで、時刻表のみならず、さまざまな割引制度であったり、タクシー情報であったり、乗り継ぎであったり、そういったものを載せていきたいと考えておりますが、具体的な内容については、今後検討していくこととさせていただきます。特に鉄道ダイヤというものが毎年3月末ごろに変更されるのに伴い、バスダイヤもそれに伴って変更が行われますから、そういった変更にも対応できるように、できるだけ無駄を最小限に抑え、かつ、効果的な情報を掲載させるのは、こういったやり方がいいのかというのを踏まえて、検討していきたいと考えております。

○笹井委員

よろしく御検討をお願いします。

次、73ページの下段に、牛島の利用促進があります。まず1点、ちょっと気がついたことがあります。ここの中段の写真は室積のフィッシングパークの写真であって、牛島の写真じゃないんですが、これは観光パンフじゃないですけど、そうはいつでも、牛島の岩場とか、防波堤で出漁する写真に改めるべきではないでしょうか。

○芳岡商工観光課長

ありがとうございました。検討させていただきます。

○笹井委員

では、引き続き牛島のことをお尋ねいたします。

一般質問でも言いましたけど、牛島に来るために公共交通を使うとすれば、室積のバス停が一番近いんですが、そこが2カ所あるけど、今現在どちらにも「牛島連絡船こちら」という案内がありません。

また、国道から行こうとしても、国道にも牛島連絡船乗り場の交通案内がないということでございます。これについては、この計画に入れるのが適切かどうかわかりませんが、利用促進ちゅうことは書いていますので、私は、計画にも地図を載せて取り組んでいくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○芳岡商工観光課長

室積コミュニティセンター付近の乗り継ぎ等々についてのお尋ねということでございます。先ほども申しましたとおり、室積コミュニティセンター付近というのは重要な拠点の一つとして掲げておりますので、乗り継ぎの情報提供や案内などわかりやすい情報の提供は必要と考えております。具体的な方法については、バス停というのは特に掲示スペースも限られておりますので、今後、検討してまいりたいと考えております。

○笹井委員

私もちょっと迷われた方の事例を聞いておりますので、ぜひお願いします。

同じく73ページの牛島の利用促進の中で、一番下のほうに、牛島内での探訪ツアーなどのイベントの実施と書いてあります。これは、イベントはどこがやるんでしょうか。そして、私は牛島海運というのは民間会社でありますから、やろうと思えば、そういう収益イベント、収益事業もできると考えているんですが、牛島海運自体はこういうイベントは、やることを考えておられるのでしょうか。

○芳岡商工観光課長

イベントの開催につきましては、官民間問わず、様々な主体での取組みがあろうと思います。今、私どものほうでそういったイベントの主体を限定するということは行っておりませんが、牛島でのイベントを実施されたいという主催者と離島という地域性を鑑みて、開催を受け入れられる地域の皆様の同意があれば、様々なイベントが開催されるものではないかと考えております。

牛島海運にとって貸切等の不定期航路の運航というのは、収益を上げるための必要な取組みだと認識をしておりますが、定期航路の運航がまず最優先業務でございますので、現時点において、現在の船員の体制等々を鑑みますと、イベントの実施主体となるというのは難しいと考えております。

以上でございます。

○笹井委員

牛島海運も収益は、この前12月でありましたけれども、基本的には赤字は全部補助金

頼みです。これはもう離島航路に係る宿命的なところはありますが、そうはいいまして、やはりお客を増やす工夫、あるいは牛島への来訪者を増やす工夫というのは、私はやるべきで、収益増に取り組むべきだと思います。定期航路の時間を確保した上で、空き時間もあるわけですし、私は牛島の案内ガイドとか、あるいは植物案内とか、自然案内とか、写真撮影案内もあってもいいと思うんですけども、そういうものも牛島海運であれば現状の体制で、事業として十分成り立つと考えています。ぜひそういう収益増の取り組みを期待したいと思います。

今回の計画をつくるに当たって、今までなかなか見えてこなかった部分や議論ができなかった部分が随分議論ができるようになりました。本当に、公共交通網形成計画作成に対しては大いに評価しますし、また、これをもとにいろんな提案、市民への周知に努めていきたいと思っています。終わります。

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○木村委員

ちょっと1点だけ。実は、こういう冊子を見かけたんです。というのが、これは山口県の周南市・下松市・光市SETOUCHI「まちドラ」、まち歩き&ドライブガイドということで、よくできた冊子だと思います。

最近よく観光PRなんかで使われて、さまざまところで見かけることがあったり、聞いたりすることがあるんですが、この冊子、3市で行っているものではございますけれども、山口県が来年、維新150周年ですか、DESTINATIONキャンペーンの一環として、今年10月から12月、プレということで、今、宣伝活動をやっていると思います。

そんな中で、この周南地域も、こういった形で交流人口を促進しようとする取り組みというのは、大変いい試みだなというふうに感じています。中を見ても、素晴らしい内容でもありますし、見やすいし、写真が多く使ってありますので、このことについてももう少し光市としてもPRしてもいいんじゃないか、そんなふうにも思っています。まず、この冊子のことについて、光市はどのように今取り組まれて、どのようにPRをされているのか、お聞きしたいと思います。

○芳岡商工観光課長

委員からは、ただいま「SETOUCHIまち歩き&ドライブガイド」について御紹介並びにお尋ねいただきました。

このガイドブックは、（光・下松・周南）周南広域観光連携推進協議会が新たに取り組んでいる事業で、地域を越えて周南地域の周遊促進と交流人口の拡大を目指し作成をいたしましたものです。

今回の取り組みは、主要ターゲットを女性のドライブとし、パワースポットとして、福德をもたらす神として信仰されてきております周南七福神や、癒しスポットとして、

自然の景観や工場夜景の見どころ、さらに、カフェ、ランチスポットの紹介に加え、雑学スポットなどを掲載しております。

これら38スポットのうち、15か所をスタンプポイントとしてスタンプラリーの要素を加え、3個、5個、7個と獲得したスタンプ数に応じて商品を提供することで、パンフレットの利用の魅力増と周遊促進を図っております。

なお、このスタンプラリーの期間を、現在取り組んでいる幕末維新やまぐちデスティネーションキャンペーンのイベントの期間と合わせることで、より一層の効果を目指しておるところでございます。

以上でございます。

○木村委員

イベントの中でこういったふうな取り組みをされているということ、光市民はまだ余り多く知らないんじゃないか。もしかしたら知らないのは私だけで、多くの方は知っているのかもしれない。でも、いい取り組みですから、もっともっとPRされていいと思いますし、また、このスタンプラリーについても、おもしろい取り組みだなというふうに感じています。

特に、このスタンプラリーで協力していらっしゃるこういった企業、お店等ですけれど、この方々に関しては、もう本当にボランティアという形か、どうなんでしょうか。

○芳岡商工観光課長

今、ガイドブックに掲載されております施設、お店等についてお問い合わせをいただきました。

こちらにつきましては、現在、事務局を担っております周南市を中心に業者の選定を行い、業者のほうでお店等の選考を行っております。掲載にあたって掲載料はいただいておりません。

以上でございます。

○木村委員

大変いい取り組みですので、もっともっと進めていただきたいというふうに思ってますし、来年、デスティネーションキャンペーンに向けて、光がこういったことを率先してやっていただきたいというふうにも思っております。

これについてはそれほど、私が何か質問したいというより、もっともっとPRをしていただきたいということでお尋ねをさせていただきました。

以上です。ありがとうございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

○笹井委員

それでは、ちょっと水産のほうをお尋ねしたいと思います。

一般質問の回答で、ニューフィッシャーの育成について、指導者がいないというような表現があったと思いますが、これは、いなければ、もう今後全然受け入れができないと、そういう状態になんですか。それとも、今の指導者がニューフィッシャーにかかり切りで、新規を受け入れる余地がないと、そういう意味なんでしょうか。

○藤井経済部次長兼水産林業課長

ただいま、笹井委員さんからニューフィッシャーの育成についてのお尋ねでございます。

これまで一般質問等でも答弁しておりますように、現在まで研修生8名が研修を受け、その指導者はベテランの漁業者の方々でございます。最初の研修は2名で、これが平成21年の10月からございました。これから今7年が経過しております。この間に、指導者は、その7年、当然、年齢を重ねるわけで御高齢になっておられるわけでございます。

現在の状況でございますが、師匠となる方の体力的なこともあって新規漁業者の指導は無理で、困難な状況ということをお聞きしております。よって、県漁協光支店としても、当面受け入れができない状態でございます。

しかしながら、今後でございますけれども、長期的な受け入れについては、ほかの支店でも行っていらっしゃるように、ニューフィッシャーが経験をさらに何年か積まれた後に、今度は新たに指導者になり、また新たな研修生を指導しているというお話もございますので、光支店についても、いましばらくまた時間がたてば、そういったニューフィッシャーが指導者の立場になって研修の受け入れが可能になるものと考えております。

以上でございます。

○笹井委員

私も漁業者と、近くに住んでいますけど、さっぱりわからないんです。もう指導者なしにいきなり研修でやるということは、やっぱり無理なんですか。もしくは、光じゃないけど、よそにそういう指導・研修機関みたいなはないんでしょうか。

○藤井経済部次長兼水産林業課長

どうしても光で漁業者ということになれば、光支店の組合員になるということが前提でございますので、やはり地区地区によって漁業の方法、たとえば同じ底引きでもちよつとしたやり方が違ったり、漁場も当然変わってくるわけですから、そのあたりもあろうかと思っておりますので、やはりその地の先輩方である漁師に習われるほうが良く、ほかの漁師というわけには、やはりいかないかと思っております。

○笹井委員

わかりました。ニューフィッシャーが何とか2桁いけばいいなど、私も長い期間期待をしておったんですが、今6名ということですか。次の世代については、また考えていき

たいと思います。

同じく水産関係ですが、プレジャーボートの波止場とか、砂浜も入るのかどうかわかりませんが、そういった係留について規則とか、ルールはあるんでしょうか。

○藤井経済部次長兼水産林業課長

プレジャーボートの係留についてのお尋ねでございます。

現在、漁港内の船舶の係留でございますが、原則的には、これは漁港施設でございますので、漁業者が利用する施設でございます。しかしながら、漁港、施設の管理は光市ということになっております。

現在、防波堤などで漁業者が利用していない空いたスペースについて、プレジャーボート係留がされておりますが、これは各地区の漁業者の中の運営委員の方が調整役となって、その係留の利用調整をされているところです。

今後、これらについては、市のほうが関係者との調整をして、利用形態も各地区で異なっておりますので、今後の検討課題ということで、認識しております。

以上でございます。

○笹井委員

他市については、きちんと条例や規則をつくって、利用料を定めて徴収しておる市があるわけですが、光市において、現在そういうふうな規則とか、条例は一切ないということよろしいんですかね。

○藤井経済部次長兼水産林業課長

再度の確認でございます。

今現在、条例規則等は整っておりません。将来的には、このあたりもきちんとするように、係留場所であったり、いろんなもろもろの必要な事項を決めていきたいということは考えております。

以上でございます。

○笹井委員

最初の回答で、突堤や防波堤のあいたところはプレジャーボートなどが泊めているし、それは漁協の運営委員が調整しておるといような回答でありました。

現状はわかりましたし、課題もわかりましたので、今後、私も他市の事例などを参考に質問していきたいとは思っています。

ただ、結構光は海が近いから、船を浮かべて、家から歩いてプレジャーもしたいと。そういう場所に住みたいという方はおられます。現行、例えば光市のどっかの海岸に自分の船を係留したいんだがという相談が市にあったら、どういうふうな回答、対応をされることになるんですか。

○藤井経済部次長兼水産林業課長

先ほども申し上げましたように、今、市のほうでそういった条例、規則等を定めておりませんので、現状の状態を説明をして、各地区のそういった、利用の実態もちょうと市が十分把握できていない点もございますので、地区の代表である運営委員さんあたりに御相談をしてくださईということになろうかと思ईます。

以上でございます。

○笹井委員

今、現状をよく把握できていないという回答もありましたが、余り質問を重ねても失礼かなと思ईます。そうはいつても、私も勉強がてらちよつと聞いておきますが、結局、漁港とかの施設の空いたところに係留しているのは、これは漁協の運営委員等が現行、うまいこと仕分けて対応しておると。ただ、それ以外の漁港施設じゃないところにも結構船が係留されとることがありますが、これは全く誰も管理してない野放しという認識でよろしいんでしょうか。

○藤井経済部次長兼水産林業課長

具体的な場所がちよつとわかりかねますけども、一般的には、市の管理する以外のところについて、不法係留という形もあろうかと思ईます。こういった形のもの、よく川であったり、海であったり問題になることの事例がございます。ちよつと回答になっているかどうかわかりませんが。

○笹井委員

わかりました。私も光市の魅力向上あるいは人口定住の観点から、マリンスポーツに親しみやすいようなそういう条例整備や、船をきちんとした手続で係留できるシステムづくりが必要だと思ईております。また、知識がちよつと足りないところもありますので、今後よく勉強しながら、また提案していきたいと思ईます。終わります。

○大田委員

私も久しぶりに来たので、理解するために何点か質問したいと思ईます。

まず、現在の光市の観光の目玉は何と考えたらいいのでしょうか、お答えください。

○芳岡商工観光課長

昨年度、平成27年度に観光ポスターをリニューアルいたしました。春をイメージした花版のポスター「光花爛漫」では、梅、桜、バラ、アジサイを掲載し、夏版のポスター「光の夏を探しに行こう！！」では、海水浴に来た元気な若者の姿を掲載し、さらに、秋をイメージした歴史版のポスター「望郷」では、郷土の偉人伊藤博文公と伊藤公記念公園の紅葉を掲載しております。こういったものが本市の季節に応じた目玉といえる重要な観光資源だと考えております。

以上です。

○大田委員

わかりました。いろいろ春、夏、秋とあるというように理解しました。

また、以前、国道188号沿いの市町村で構成する観光協議会があったように記憶しておるんです。現在は、その協議会が解散して、かわりに岩国錦帯橋空港の開設に伴い、観光協議会が立ち上がったように私は記憶しちよるんですが、その後の活動はどのようになっているのか、お聞きしたいと思うんですが。

○芳岡商工観光課長

委員さんからは、以前あった「R188観光連絡協議会」、そして、その後の「岩国錦帯橋空港利用促進協議会」についてお尋ねをいただきました。

先に申しました「R188観光連絡協議会」は平成19年9月に設立し、様々な取組みを行ってきたところであります。平成24年12月に岩国錦帯橋空港が開設されたのを機に設立した、「岩国錦帯橋空港利用促進協議会」は、メンバーが、その周辺の自治体・観光協会から構成されており、目的、構成団体が重複している部分も多いことから、「R188観光連絡協議会」で協議した結果、この「岩国錦帯橋空港利用促進協議会」に活動を引き継ぐこととして、平成24年度をもって活動を休止いたしております。

今現在、「岩国錦帯橋空港利用促進協議会」では、そういった観光誘客またビジネス客、利用客の利用促進とともに、観光PRということで、お出迎えをしたり、観光ブースを設置したり、取組みを行っておるところでございます。

以上です。

○大田委員

現在、光市でそれをどのように活用というか、ブースを開いたりしておられるんですが、それによって光市に観光客が来るとかというような事例はあったんでしょうか。

○芳岡商工観光課長

その空港を利用された方が直接、観光で光に来られたかどうかという詳細は把握はしておりませんが、空港の盆時期等利用客が多い、里帰り等多い時期に、観光案内に行ったり、また所管は違いますが、定住促進関係で光のPRをさせていただいております。

以上です。

○大田委員

ぜひともその活用をして光市に多くの人に来られるように努力してほしいと思います。また、観光についてですが今、虹ヶ浜海岸とか、室積海岸には海水浴客がよく来ておられます。現在、虹ヶ浜海岸には砂浜から約1mぐらゐの高さの防潮堤ができ上がっていると思うんです。それは、以前の松林からはどこでも砂浜を横切って海岸線に出られたんですが、現在は出られませんよね。まあ人間の命にはかえられませんから、しょうがないとは思っています。

そこですが、トイレの件で、今、市道沿いに三、四カ所、虹ヶ浜または室積海岸でも三、四カ所ずつぐらい設置されていると思うんです。トイレはできているんですが、夏の海水浴客がいっぱい来られるのに対して、更衣室とか、シャワー設備が今はできていないと思うんです。それから、以前は約20万人ぐらい来られたという話も聞いておりますが、やっぱりそれぐらいお客が来るためには、更衣室かシャワー設備をつくらなければならないと思うんですが、その考えはどのようになっているんでしょうか、お伺いします。

○芳岡商工観光課長

夏季の海水浴場開設期間におけるシャワー、更衣室等の設置についてお尋ねをいただきました。

夏の間の海水浴場開設期間におけるシャワーにつきましては、虹ヶ浜海岸は、例年海の家が設置をしておりましたが、今年度は、海の家の出店が1店舗のみだったということで、数不足は否めませんでした。シャワーの利用を求める方が列をなしたところ

です。シャワーにつきましては、海の家の出店も含めて観光協会が設置・管理を行っておりますが、こうした状況についても、協会として課題を認識しておられるとお聞きをしておりますので、何らかの方策はと思っておりますが、まずは、来年度は今年度出店がかなわなかった常連であるお店の一つが、来年度は再び出店される意向をお聞きしておりますので、少しは解消が図れるものと思っております。

市としては、現在、設置は考えておりません。

以上でございます。

○大田委員

来年度は出店が虹ヶ浜海岸は1店増えるというようなことですが、室積海岸にはそのような出店はないと思います。そのシャワー設備やら、更衣室なんかはどうなっているんでしょうか。

○芳岡商工観光課長

申しわけございませんけど、虹ヶ浜の方だけ申し上げました。室積の海水浴場は、今、案内事務所を設置しているところに冷水1機、温水1機の2機のシャワーを設置しております。また、キャンプ場にも同じく冷水1機、温水1機の2機のシャワーを設置しているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

それでも少ないように私は思うので、設置されたらと思っております。よろしくお願

いします。また、今年度から有害鳥獣捕獲のために実施隊という隊が市役所に設置されたとお聞

きしております。どのような活動をされておられるのでしょうか、お伺いします。

○藤井経済部次長兼水産林業課長

大田委員さんから実施隊の活動についてのお尋ねでございます。

本市で、本年4月から私以下4名の市職員で組織した実施隊の活動でございますが、実施隊となるまでも、これまでも市の職員はそういった活動を行っておったんですが、鳥獣被害対策としまして被害に遭われた、また御相談のあった農家の方や市民の方に対して、現地を確認し、防護の対策である柵の設置や、支柱の設置とか、そのあたりの防護対策の指導、助言を行っております。

また、場合によっては、イノシシや猿等の追い払い、農作物被害が主なものですが、最近道路や、庭先を掘り返したりとかいう被害もございます。そうした被害の調査確認、そして、市の職員ではできませんけれども、免許があれば捕獲等の実施も実施隊ができることとなっております。

また、実施隊を組織したことによって、職員も気持ちを新たに取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

○大田委員

実施隊というのは調査とかを行なわれているようにお聞きしましたが、実施隊も一応は捕獲もできるんじゃないかと思うんです。今現在、捕獲隊というのがありますが、実施隊と捕獲隊とは違いが何かあるのでしょうか、お伺いします。

○藤井経済部次長兼水産林業課長

再度のお尋ねでございます。有資格者、これまで議会等でも質疑もあったかと思うんですけれども、そういう狩猟免許を持った方が準公務員の立場になって実施隊員になることもできます。これについては、今現在は捕獲隊でございますが、そういった方と協議をしておりますけれども、まだ実施隊に入るといったことにはなっておりません。捕獲隊員や猟友会員といった民間の隊員を含む実施隊を編成しておる市も県内にもあるところがございます。

以上でございます。

○大田委員

捕獲免許、狩猟免許といえますか、それを持っている方は実施隊に入ることはできるのでしょうか。

○藤井経済部次長兼水産林業課長

先ほど申したように、事務的な手続をしなければなりませんけれども、できます。

以上でございます。

○大田委員

その狩猟免許を持った方たちで捕獲隊に入っていない方に対して、実施隊に入ってもらおうということは現在はできるんでしょうか。

○藤井経済部次長兼水産林業課長

今現在、その捕獲隊という組織で捕獲対策をやっておりますことから、ここでの調整がまず必要になってくるということが前提でございます。建前上はできても、そういった既存の関係者との調整ができない限り、そこにはちょっとたどり着けないかと思えます。

以上でございます。

○大田委員

その捕獲隊との調整を市のほうで進めていってもらいたいと思います。

また、有害鳥獣捕獲のために補助金が出ちよると思うんです。その補助金のほかに、どのような政策があるのか、教えてください。

○藤井経済部次長兼水産林業課長

補助金以外の政策というのは、どういったもののお尋ねでしょうか。もう一度お願いいたします。

○大田委員

補助金をもらってやるとか、補助金なしで市のほうが何か政策的に行うとかいうのがあるかということでございます。

○藤井経済部次長兼水産林業課長

交付金のことで御説明をしたらよろしいんでしょうか。

○大田委員

補助金が出てサービスを行うのと、補助金が出なくて、市のほうでこういうような政策を行っておるよという政策があったら教えてくださいということです。

○藤井経済部次長兼水産林業課長

今現在、市の捕獲に関する施策の概要をちょっと御説明いたします。まず、有害鳥獣の捕獲奨励金、これは今、捕獲隊に対して出しております。イノシシと猿とカラスでございます。それから、狩猟免許の取得について助成をしております。それから、自衛わな農家に対しまして、イノシシ用箱わなの無料貸し出しを行っております。同じく自衛わな農家に対して、イノシシのとめ刺しの支援を行っております。それから、今年度新たに自衛わなの設置につきまして、資材の購入費について補助を行っております。

以上でございます。

○大田委員

大体今お聞きすると、補助金を全てベースに政策的に行っておられるというようにお聞きしました。そのほかにいろいろ何かあるかなと思ってお聞きしたんです。補助金でいろいろ政策を進めていって、有害鳥獣対策を行っていただきたいと思います。次に、このたび武田薬品の本社工場が移転されていると思うんですが、工場移転によって従業員の方の異動もあると思われます。従業員の方は今現在、私は光市内に住んでおられると思うんですが、どのような状況になっておられるか、お聞きします。

○芳岡商工観光課長

武田薬品の光工場に関する御質問をいただきました。本社が移転するわけではございませんけども、武田薬品は、近年の例では、平成24年10月に新製剤棟が稼働し、平成26年6月にはインフルエンザワクチン製造設備が建設されております。

そして今、平成30年4月を目標に操業開始を目指しております固形製剤包装棟が今現在建設中でございます。

これに伴い、委員仰せのとおり多くの従業員の採用また転勤等が行われることとお聞きはしておりますが、本市といたしましては、雇用の確保・増大に加えて、市内居住者の確保・増大に努めていかなければなりません。

こういった件に関しましては、市長が本社を訪問した際に、山口県出身であります会長にも伝えておりますし、光工場でも、工場長を初め関係者の方々とお会いする機会を捉えてはお話をさせているところでございます。当然市長だけでなく、副市長、部長また我々のレベル、様々なレベルにおいて、光に住んでいただきたい旨のお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

いや、私の聞いておる限りでは、移転された方は、余り光市内に住んでおられないというようにお聞きしているんです。他の市町村に行っておられると。せっかく工場ができて、他市から光の工場に来られるのであるならば、やっぱり光市に住んでもらいたいと私は思っておるんです。そのような定住対策についてはこちらのほうに聞くべきじゃないかもわかりませんが、もう少し光に定住してもらいたいというような働きかけを、市長を初めいろいろの方がやっておられるとお聞きしたんですが、もっと光市に住んでもらうような努力をもう少しされたらと思います。そこのところをもう一遍説明をお願いしたいと思うんですが。

○芳岡商工観光課長

再度の御質問をいただきましたが、そういった形で重要だと考えておる気持ちは十分持っていますが、そういった辺りが委員さんを初め伝わっていないというのであれば、

今後ますます力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。
以上です。

○大田委員

せっかく移転されて来られるんですから、ぜひとも、光に住んでいただけるよう、光市の魅力がアップするよう、いいところを発揮して、住んでいただけるように努力してください。よろしくお願いします。

次に移ります。フィッシングパークについてお聞きしたいと思うんですが、フィッシングパークは、できてからはや35年ぐらいたったと思うわけでございます。35年ぐらいたったら、料金の改定があってもいいと思うんですが、まだないようにお聞きしています。そのところをお聞きしたいと思います。

○藤井経済部次長兼水産林業課長

フィッシングパークについてのお尋ねでございます。

料金改定でございますが、最近では、今、委員おっしゃるように、改定をやっておりません。料金改定の一番新しいところでは、済みません、ちょっと時期は、説明できませんけども、今、入園料と4時間の釣り料金を合わせた基本釣り料金が、大人が680円、子供が400円となっております。

これについては、現在、指定管理者制度で山口県漁協光支店が指定管理を行っていることから、フィッシングパークのいろいろな問題について、市と光支店等とで協議する運営委員会を設けておりますから、そういった中で、協議していくことになろうかと思えます。

以上でございます。

○大田委員

その指定管理者と相談するというのはわかるんですが、二・三年前建てられた、ゆーぱーく光では、市民の方や高齢者にとっては特別料金が設定されると思うんです。フィッシングパークでもそのお考えに当てはめたらどうかと思うんですが、そのところはどのように思っておられますか。

○藤井経済部次長兼水産林業課長

高齢者についての料金は、今現在、特別な設定はしておりません。ただ、利用客のニーズ、先ほども申しあげました運営委員会等で、例えば閉園前の2時間前の料金設定を試行したりとか、開園時間の時間調整を試行したりとか、その都度、アンケート調査あたりも踏まえて、利用客のニーズにもある程度合致しながら、また、指定管理者である光支店の意見も聞きながら、取り組んでおります。

高齢者についての料金は、現在行っておりませんから、今後の課題の一つかとは思いますが、今のところ、すぐやる予定等はございません。

以上でございます。

○大田委員

4時間、680円ですか。9時から開園じゃったら朝行って、夕方の5時ぐらいまでおろうとしたら、千五、六百円ぐらい払うようになるわけですね。せっかくじゃったら、高齢者の方とか市民の方とかは終日同じ料金にしてもらいたいと思っております。また、そこに、もう帰りましょうやとかいって迎えに行っても、入園料が200円要るわけです。そういうようなのも、ぱっと迎えに行っただけじゃから、その料金をどうにかしてほしいという思いはあるんですが、そこんところはどんな考えでございましょうか。

○藤井経済部次長兼水産林業課長

今、入園される方につきましては、付き添いも含めて入園のみという形の入園料で、大人220円、子供110円としております。質問されたような、行ってすぐ帰るといったあたりが、現場でどのように対応しているのかということもあるかと思いますが、基本的には入園して付き添いという形で入る方については料金をいただくようにしております。先ほどと同じように、このあたりも指定管理者と協議する事項かなと考えております。

以上でございます。

○大田委員

ぜひとも協議してもらいたいと思います。

休日についてお聞きしますが、パンフレットは、毎週水曜日が休みになっておると思うんです。水曜日が休みなのに、12月6日の火曜日、たまたまその前の日に行ったら、休園日だったんです。えっ、水曜日じゃないかなと思って確かめたんですが、火曜日じゃったんです。そういうような休日はどうなっているんでしょうか。

○藤井経済部次長兼水産林業課長

12月6日の休園日についての御確認でございます。

確認しましたところ、この日は早朝から風が強く観測されております。通常、フィッシングパークのほうでは、利用者の安全を確保するため、栈橋の中ほどでございますが、現地に風速計を設置しております。風速が毎秒10mを超えた場合に、安全確保のために休園するという一応の基準を設けております。

当日も、先ほど申し上げましたように、この基準を超える風速が観測されたことによりまして、午前8時に休園しております。そして、これを受け、当日は光支店から市へ連絡を受け、その後、フィッシングパークのホームページに臨時休園のお知らせを掲載したところです。

そういったことで、その日が休日ということもありますので、このあたりももっといい方法があるのかななども含めまして、運営委員会等で改善ができることについては検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○大田委員

朝8時に風速10mで休園と。11時ごろには風速がないというようになって、6日の日はそのぐらいだったと思うんですが、遠くから来られる人が、今日は空いちよるなど思って来られて、来られたときには休園と。あれ、こんなにいい日なのに休園。仕方がない、帰ろうかと。遠くから来られる人らが多分におられると思うんです。その辺のところを臨機応変に私はやったほうがいいんじゃないかと思うんです。ぜひとも管理団体の人と話し合って、そんなところをぜひとも改善してほしいと思います。

○藤井経済部次長兼水産林業課長

風速が出た時点でもすぐ閉めるのではなく、しばらく様子を見て、閉園をしております。それがどれぐらいの時間がいいのかといったところはございますが、しばらくは様子を、何時間ともいうわけにはいきませんので、一定の時間が来たら判断をしている状況でございます。

以上でございます。

○大田委員

ぜひ相談してやっていってもらいたいと思います。

また、フィッシングパークは素人の人もお出てくださいということでございます。それで、素人の方が行って、釣りの仕方がわからないので、従業員の方に教えてほしいというようなことが多分にあると思います。今現在は、お聞きしておる中では、なかなかそれが対応し切れてないように思っておるんですが、そのところはどのようなふうにお考えでしょうか。

○藤井経済部次長兼水産林業課長

フィッシングパークの雇用についてでございます。

現状は男性4名、女性4名、計8名の体制で、通常は男性1名、女性1名の2名の体制で、交代で業務を行っております。

それで、勤められる方がいろんな事情でかわることもございますので、全員の方が釣りの指導できるかどうかというところが一つございます。

こういったあたりについては、光支店も含めて、ある程度釣りの指導ができるようなことを目指したいと考えております。そのためにも、貸しざお等もちろん備えておりますので、今後、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

ぜひとも検討されて、素人の人が行ってもすぐ釣れるような状況にしておいてもらいたいと思います。

また、フィッシングパークは建設されてから35年にもなると思っております。釣りするために、まき餌とか、いろいろな餌なんかをまいておられて、下がどのような状況になっておるかちょうのを調べられたことがありますか。

○藤井経済部次長兼水産林業課長

定期的には決めてはおりませんが、最近では、平成22年と27年度に清掃業務、これはダイバーが潜って魚礁を、また、ここは天然の、自然の磯ですが、釣り道具、針、釣り糸、釣りざおなどの取り除き作業を行っておるところです。

栈橋下の水深が先のほうは13mぐらいあって結構深いものですから、条件によっては、なかなか状況を確認できないこと、天候等によると確認しづらいときもあると聞いております。

これまでの清掃状況によりますと、そういうふうなヘドロが大きく堆積しているというような状況は、その作業した方からはお聞きしておりません。

以上でございます。

○大田委員

これで終わるんですけども、フィッシングパークに対して、いろいろ私も提案もさせていただきましたが、釣り人が行って快適に釣れるように、今後とも団体の人と協議して、よい方向に向かってやってください。よろしく申し上げます。終わります。

○岸本委員

それでは、芳岡課長に御質問させていただきます。

企業誘致について質問です。人口の増加、税収の増加、雇用確保というのは、切っても切れない問題じゃと思います。商工の最重点課題ではないかと思います。今現在、企業誘致についてどのように進められているか、御質問いたします。お答えください。

○芳岡商工観光課長

企業誘致の取り組みに関して御質問をいただきました。

現状を申しますと、本市が仲介等を行って市外から新たに誘致が成功したというのを、ここ5年で見ますと、ひかりソフトパークに、専門学校、それから周防工業団地に2件ございます。残念ながら、市外からの企業誘致は、そういった状況でございます。

企業誘致につきましては、企業に来ていただき、そういった固定資産税収入はもちろんのこと、一番大事なのは雇用の確保につながるということが重要なことだと思っております。なかなか光市を市外・県外、特に県外の方が光市をピンポイントで工場誘致先として探されるのは大変難しい状況にはございますことから、県の企業立地推進課とも連携を図りながら、情報提供をいただくように進めておるところでございます。

以上でございます。

○岸本委員

病院局も医師確保推進本部というのをつくられて努力されているみたいですね。この雇用、企業誘致、これもぜひとも本腰を入れて、もうプロジェクトチームでもつくっていただいて、絶対確保するんだ。この年度中には1社、100人の雇用を目指すんだという、そういう目標数値を立てられて、一致団結して商工観光課団結して取り組んでいただきたいと思います。それを切にお願いいたします。

以上です。